有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社みずほ銀行

(E03540)

目 次

【表紙】・		1
第一部	【企業情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1	【企業の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	【主要な経営指標等の推移】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
:	2 【沿革】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
:	3 【事業の内容】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	1 【関係会社の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	5 【従業員の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第 2	【事業の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	【業績等の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
:		45
:	3 【対処すべき課題】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
4	1 【事業等のリスク】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
!	5 【経営上の重要な契約等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(5 【研究開発活動】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
-	7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】・・・・・・・・・・	56
第3		69
	【設備投資等の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
:		69
	= 11.51.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.1	71
第 4		72
		72
	() = 1.1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
		72
	【発行済株式】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	() = 0.11	76
	, - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	76
	· /	76
	() = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	77
	, -····	78
	,	79
	× /	80
		80
		80
		81
:		82
		82
	, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, - 1, -	82
	,	82
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
	(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82

3 【配当政策】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	85
4 【株価の推移】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		85
5 【役員の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		86
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】・・・・・・・・・・・・・・		88
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】・・・・・・・・・・・・・・・		88
(2)【監査報酬の内容等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		94
【監査公認会計士等に対する報酬の内容】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		94
【その他重要な報酬の内容】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		94
【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】・・・・・・		94
【監査報酬の決定方針】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		94
第5 【経理の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		95
1 【連結財務諸表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		96
(1)【連結財務諸表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		96
【連結貸借対照表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		96
【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】・・・・・・・・・・・・		98
【連結株主資本等変動計算書】・・・・・・・・・・・・・・・・・		101
【連結キャッシュ・フロー計算書】・・・・・・・・・・・・・・		104
【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】・・・・・・・・・・		106
【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】・・・・・・・・		115
【表示方法の変更】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		116
【追加情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		116
【注記事項】・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	117
【事業の種類別セグメント情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		158
【所在地別セグメント情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		158
【海外経常収益】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		158
【セグメント情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		159
【関連情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		162
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】・・・・・・・・		163
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】・・・・		163
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】・・・・・・・・・		164
【関連当事者情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		165
【連結附属明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		170
【社債明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		170
【借入金等明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		171
【資産除去債務明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	171
(2)【その他】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		171
2 【財務諸表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		172
(1)【財務諸表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		172
【貸借対照表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		172
【損益計算書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		175
【株主資本等変動計算書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		177
【重要な会計方針】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		180
【会計方針の変更】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		186

【注記事項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	187
【附属明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	196
【有形固定資産等明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	, ,		196
【引当金明細表】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	, ,		197
(2)【主な資産及び負債の内容】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	198
(3)【その他】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	198
第6 【提出会社の株式事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	199
第7 【提出会社の参考情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	200
1 【提出会社の親会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	200
2 【その他の参考情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	200
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	201
独立監査人の監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	202

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年6月22日

【事業年度】 第9期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】株式会社みずほ銀行【英訳名】Mizuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 塚本 隆史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目 1番5号

【電話番号】 東京 (03) 3596 - 1111 (代表) 【事務連絡者氏名】 主計部次長 濱田 勝彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

【電話番号】東京(03)3596 - 1111(代表)【事務連絡者氏名】主計部次長濱田 勝彦

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,432,814	1,564,920	1,327,168	1,214,751	1,140,371
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	226,758	288,355	259,620	45,831	169,016
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	222,095	230,125	356,777	55,714	140,072
連結包括利益	百万円					97,315
連結純資産額	百万円	2,619,722	2,370,250	1,668,372	2,036,642	2,481,918
連結総資産額	百万円	68,436,545	69,698,828	71,218,959	72,838,895	74,781,922
1株当たり純資産額	円	270,774.25	263,525.25	118,072.45	199,590.04	199,943.74
1株当たり当期純利益金額(は1株当たり当期 純損失金額)	円	47,429.24	49,246.00	80,250.45	11,032.09	30,671.93
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額	円	41,837.99	44,064.92			30,111.06
自己資本比率	%	3.07	2.67	1.66	2.13	2.67
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.74	11.97	11.77	12.88	14.91
連結自己資本利益率	%	18.08	16.87	41.19	6.91	9.67
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	5,340,534	100,638	1,923,201	7,506,691	1,943,656
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	5,123,849	357,452	2,062,811	7,492,858	173,427
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	23,501	119,811	197,059	64,641	225,292
現金及び現金同等物の期 未残高	百万円	1,987,275	1,610,137	1,552,158	1,630,546	3,972,610
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	Д	26,640 [17,892]	27,148 [17,521]	27,716 [16,660]	28,344 [16,571]	27,595 [15,674]

- (注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 - 2.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株 当たり情報」に記載しております。

- 3. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がなく、純損失が計上されているので記載しておりません。また、平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
- 5.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき 算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6. 連結株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

(2)当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	1,264,218	1,441,383	1,235,954	1,129,427	1,034,929
経常利益 (は経常損失)	百万円	179,092	221,905	290,191	88,875	138,475
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	206,289	195,527	293,601	96,004	149,821
資本金	百万円	650,000	650,000	650,000	700,000	700,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,927 第優先 5 第優先 9	普通株式 4,445 第四回第四種 優先株式 64 第五回第五種 優先株式 85 第十回第十三種 優先株式 1,800	普通株式 4,445 第四回第四種 優先株式 64 第五回第五種 優先株式 85 第十回第十三種 優先株式 1,800	普通株式 4,446 第四回第四種 優先株式 64 第五回第五種 優先株式 85 第十回第十三種 優先株式 1,800	普通株式 10,006 第四回第四種 64 第五回第五種 85 第十回第十三種 65 第十回第十三種 71,800
純資産額	百万円	2,081,289	1,816,308	1,201,667	1,596,823	2,050,771
総資産額	百万円	66,874,790	68,139,465	70,017,665	71,537,565	73,460,755
預金残高	百万円	53,118,788	54,479,674	55,350,888	55,761,093	56,261,351
債券残高 登山会联京	百万円	1,564,366	971,953	882,949	821,867	740,932
貸出金残高	百万円	34,065,059	33,745,801	37,126,612	32,467,647	33,376,277
有価証券残高	百万円	15,226,739	15,151,302	13,376,053	19,671,063	19,887,559
1株当たり純資産額	円	265,344.06	252,113.45	121,837.94	209,175.43	204,949.57

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
		普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		41,425	37,010	-	-	-
		第三回第二種	第四回第四種	第四回第四種	第四回第四種	第四回第四種
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		14,000	47,600	-	47,600	47,600
		第四回第四種	第五回第五種	第五回第五種	第五回第五種	第五回第五種
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		47,600	42,000	-	42,000	42,000
		第五回第五種	第十回第十三種	第十回第十三種	第十回第十三種	第十回第十三種
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		42,000	16,000	-	-	16,000
		第六回第六種	(普通株式	(普通株式	(普通株式	(普通株式
		優先株式	-)	-)	-)	-)
		11,000	/ 55 PP P 55 PP 15	/AA	/ AA	/AATTIC AATTIC
		第七回第七種	(第四回第四種	(第四回第四種	,	(第四回第四種
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		8,000	-)	-)	-)	,
		第八回第八種	(第五回第五種	(第五回第五種 原生性式	(第五回第五種	(第五回第五種
		優先株式	優先株式	優先株式 	優先株式	優先株式
		17,500 第九回第九種	┃ -) ┃(第十回第十三種	-) (第十回第十三種	-) (第十回第十三種	-) (第十回第十三種
		第九四第九個 優先株式	(第 四第 二種 優先株式	(第1四第1二種 優先株式	(第1四第1二種 優先株式	優先株式
		5,380	-)			-)
		第十回第十三種	- '	-,	-)	- /
		優先株式				
1株当たり配当額		16,000				
(内1株当たり中間配	円	(普通株式				
当額)		-)				
		(第三回第二種				
		優先株式				
		-)				
		(第四回第四種				
		優先株式				
		-)				
		(第五回第五種				
		優先株式				
		-)				
		(第六回第六種				
		優先株式				
		-)				
		(第七回第七種				
		優先株式				
		-)				
		(第八回第八種				
		優先株式				
		-)				
		(第九回第九種				
		優先株式				
		-) (第十回第十三種				
		(弗丁四弗丁二性 優先株式				
		支ブレザホエい				
		-)	<u> </u>			

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
1 株当たり当期純利益 金額 (は1株当たり当期 純損失金額)	巴	43,372.26	40,493.41	66,040.15	20,093.34	32,806.66
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	38,294.74	36,233.17			32,206.75
自己資本比率	%	3.11	2.66	1.71	2.23	2.79
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.12	11.70	11.76	12.97	15.02
自己資本利益率	%	16.80	14.31	34.58	12.08	10.02
配当性向	%	96.28	102.79			
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	Д	16,400 [11,717]	17,271 [11,369]	18,145 [10,806]	18,943 [10,780]	18,969 [10,225]

- (注) 1.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら 1 株当たり情報の算定上の基礎は、「第 5 経理の状況」中、 2 「(1)財務諸表」の「 1 株当たり情報」に記載しております。

- 3.第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がなく、純損失が計上されているので記載しておりません。また、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
- 5.単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき 算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6.株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

2 【沿革】

明治6年6月 第一国立銀行創設 明治29年9月 株式会社第一銀行に改組 明治30年7月 株式会社日本勧業銀行設立 昭和46年10月 株式会社第一銀行と株式会社日本勧業銀行との合併により株式会社第一勧業銀行発足(資本 金540億円)

平成6年10月 第一勧業証券株式会社を設立(現社名 みずほ証券株式会社)

平成7年11月 第一勧業信託銀行株式会社を設立

平成11年4月 第一勧業信託銀行株式会社と富士信託銀行株式会社を合併し、第一勧業富士信託銀行株式会

社を設立(現社名 みずほ信託銀行株式会社)

平成12年9月 株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、株式会社みずほホールディングスを設

立

平成12年10月 第一勧業証券株式会社と富士証券株式会社および興銀証券株式会社を合併し、みずほ証券株

式会社を設立

平成12年10月 第一勧業富士信託銀行株式会社と興銀信託銀行株式会社を合併し、みずほ信託銀行株式会社

を設立

平成14年1月 当行、株式会社富士銀行および株式会社日本興業銀行の3行を、株式会社みずほ銀行および

株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編する分割合併契約を締結、また、みずほ証券 株式会社およびみずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子会社と

する子会社管理営業分割契約を締結(同年2月臨時株主総会にて承認)

平成14年4月 株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割および合併を行い、株式会社みずほ銀

行および株式会社みずほコーポレート銀行が発足

平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ発足

平成15年3月 みずほインベスターズ証券株式会社を子会社化

平成15年5月 再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、当行の

直接子会社として、株式会社みずほプロジェクトを設立

平成17年10月 当初目的を終えたことから、再生専門子会社である株式会社みずほプロジェクトは当行と合

併

株式会社みずほホールディングス(現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー)が保有する当行および株式会社みずほコーポレート銀行の株式の全てを株式会社みずほフィナン

シャルグループが取得

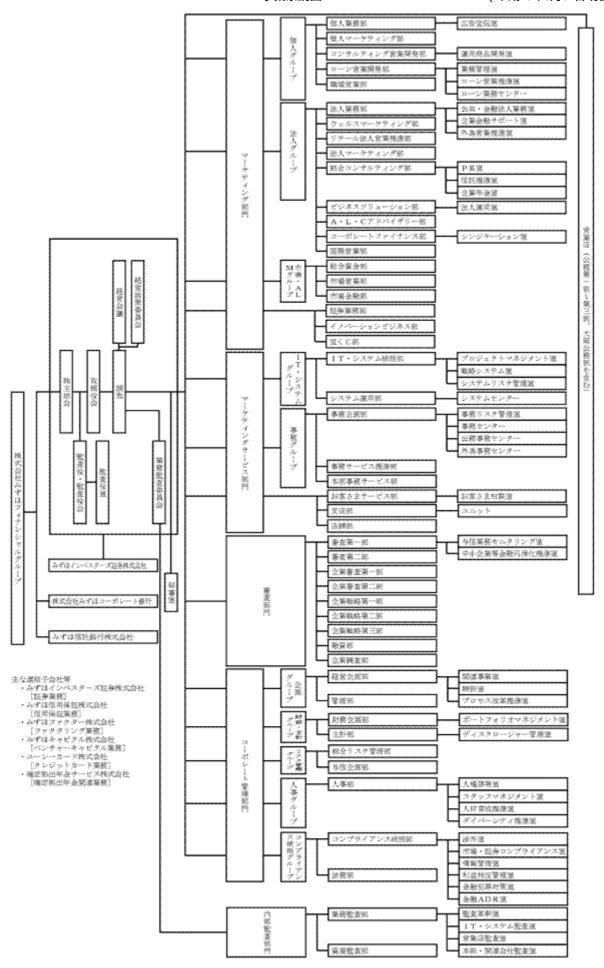
3【事業の内容】

当行は、個人・国内一般事業法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、証券業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

「みずほフィナンシャルグループ」(以下、当グループ)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社152社及び持分法適用関連会社22社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当連結会計年度末における当行の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

事業系統図



- 注) 1. 平成23年4月1日付で、市場・ALMグループに「国際資金部」を設置いたしました。
 - 2. 平成23年6月10日付で、「ローン営業開発部」を「ローン業務開発部」、「ローン営業推進部」に再編11たしました。

当行及び当行の主な関係会社を事業セグメント別に区分いたしますと、下記の通りとなります。

(株)みずほ銀行

みずほインベスターズ証券グループ:みずほインベスターズ証券(株)

その他: みずほ信用保証(株)、みずほファクター(株)、みずほキャピタル(株)、ユーシーカード(株)、確定拠出年金サービス(株)

4【関係会社の状況】

(親会社)

		資本金又は		議決権の			当行との関係	内容	
名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	被所有割合	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほ フィナンシャルグ ループ	東京都千代田区	2,181,375	金融持株会社	100.00 () []	2 (2)	-	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	不動産賃貸借関係	-

(連結子会社)

みずほインベスターズ証券グループ

		資本金又は		ト冊か恵光の 議決権の -		35年の 当行との関係内容					
名称	住所	日本金文は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	職み権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携		
みずほインベス ターズ証券株式会 社	東京都中央区	80,288	証券業務	65.55 (0.01) [1.08]	-	-	預金取引関係 証券取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-		
みずほインベス ターズビジネス サービス株式会社	千葉県船橋市	100	事務代行業務人材派遣業務	100.00 (100.00) []	-	-	預金取引関係	-	-		

その他

		資本金又は		議決権の			当行との関係	内容	
名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議入権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
MW 1 号投資事業 組合	東京都千代田区	330	金融業務		-	-	出資関係	-	-
みずほEBサービ ス株式会社	東京都文京区	50	ソフトウェア 業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほインターナ ショナルビジネス サービス株式会社	東京都中央区	22	事務受託業務	100.00	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほオフィスマ ネジメント株式会 社	東京都千代田区	30	事務受託業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほオペレー ションサービス株 式会社	東京都港区	20	システム運営・管理業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほキャピタル 株式会社	東京都千代田区	902	ベンチャー キャピタル業 務	49.99 () [25.66]	3	-	預金取引関係 金銭貸借関係	1	-
みずほキャピタル 第1号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区	11,600	金融業務		-	-	出資関係	-	-
みずほキャピタル 第2号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区	18,600	金融業務		-	-	出資関係	-	-

		資本金又は		議決権の			当行との関係	内容	
名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	競人権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほキャピタル 第3号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区	13,200	金融業務		-	-	出資関係	-	-
みずほギャラン ティ株式会社	東京都千代田区	100	信用保証業務	100.00	2	-	預金取引関係	-	-
みずほ債権回収株 式会社	東京都中央区	500	債権管理回収 業務	100.00	3	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ信用保証株 式会社	東京都千代田区	13,281	信用保証業務	100.00	3	-	預金取引関係	提出会社に建物の一部賃貸	-
みずほスタッフ株 式会社	東京都千代田区	90	人材派遣業務	100.00	2	-	預金取引関係 人材派遣関係 業務委託関係	-	-
みずほゼネラル サービス株式会社	東京都新宿区	20	事務受託業務	100.00	4	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほデリバリー サービス株式会社	東京都渋谷区	40	事務受託業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託・受 託関係	建物・機器の 一部賃貸借	-
みずほ電子債権記 録株式会社	東京都港区	750	電子債権記録業務	100.00	2	-	預金取引関係	-	-
みずほドリーム パートナー株式会 社	東京都文京区	10	宝くじ証票整理業務	100.00	2	,	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほビジネス金 融センター株式会 社	東京都千代田区	10	銀行代理業務	100.00	5	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほビジネス サービス株式会社	東京都渋谷区	90	事務受託業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほヒューマン サービス株式会社	東京都千代田区	10	事務受託業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほファクター 株式会社	東京都千代田区	1,000	ファクタリン グ業務	100.00	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	-
みずほ不動産調査 サービス株式会社	東京都中央区	60	担保不動産調 査・評価業務	100.00 () []	2	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-
みずほマーケティ ングエキスパーツ 株式会社	東京都港区	20	コールセン ターに関する 業務 教育研修業務 人材派遣業務	100.00	2	-	預金取引関係 業務委託関係 人材派遣関係	-	-
みずほローンエキ スパーツ株式会社	東京都千代田区	10	ローン事務受 託業務	100.00 () []	3	-	預金取引関係 業務委託関係	提出会社より 建物の一部賃 借	-

		資本金又は		議決権の			当行との関係	内容	_
名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	職人権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
MHBK Capital Investment(JPY)1 Limited	英国領ケイマン諸島	2,105	金融業務	100.00	-	-	金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment(JPY)2 Limited	英国領ケイマン諸島	1,405	金融業務	100.00	-	-	金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment(JPY)3 Limited	英国領ケイマン諸島	1,505	金融業務	100.00	-		金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment(JPY)4 Limited	英国領ケイマン諸島	605	金融業務	100.00	-	-	金銭貸借関係	-	-
MHBK Capital Investment(USD)1 Limited	英国領ケイマン諸島	5,050 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-		金銭貸借関係	-	-
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.	オランダ領アル バ島	10 千米ドル	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領ケイマン諸島	2,600	金融業務	100.00 () []	-	-	金銭貸借関係	-	-

(持分法適用関連会社)

その他

C 07 (B							当行との関係	(内突	
名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
MHメザニン投資事 業有限責任組合	東京都千代田区	24,408	金融業務		-	-	出資関係	-	-
確定拠出年金サービス株式会社	東京都中央区	2,000	確定拠出年金関連業務	25.50 () []	-	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
株式会社キュービ タス	東京都豊島区	100	クレジット カード業務 事務計算代行 業務	49.05 () []	2	-	預金取引関係	-	クト事し的携約締ジーに包務本」で観話提契を
みずほキャピタル パートナーズ株式 会社	東京都千代田区	10	企業財務アド バイザリー業 務	50.00 (50.00) []	-	-	-	-	-
みずほマネジメン トアドバイザリー 株式会社	東京都千代田区	100	企業財務アド バイザリー業 務	50.00 () []	1	-	預金取引関係	-	マーケ ティング に係る業 務受託

		資本金又は		議決権の		_	当行との関係	内容	
名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	競人権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
ユーシーカード株 式会社	東京都千代田区	500	クレジット カード業務	38.99 () []	2	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	クト事し的携約締ジーに包務本」で発基書は
MH Capital Development, Ltd.	英国領ケイマン諸島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	-	-	-
MH Capital Development , Ltd.	英国領ケイマン諸島	5	金融業務	() [100.00]	-	-	,	-	-
MH Capital Partners , L.P.	英国領ケイマン諸島	26,862	金融業務		-	-	出資関係	-	-
MHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国バンコック市	2,000 干タイパー ツ	有価証券投資 業務 コンサルティ ング業務 アドバイザ リー業務	21.00 (21.00) []	-	-	業務委託関係	-	-

- (注)1.上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 - 2.上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 - 3.上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
 - 4.「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 - 5.「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成23年3月31日現在

	みずほ銀行	みずほインベスターズ 証券グループ	その他	合計
公米日粉(1)	18,969	2,240	6,386	27,595
(人)	[10,225]	[249]	[5,200]	[15,674]

- (注) 1. みずほインベスターズ証券グループの従業員には、みずほインベスターズ証券株式会社の連結会社の従業員数を含んでおります。また、その他の従業員には、みずほインベスターズ証券グループを除く連結会社の従業員数を記載しております。
 - 2.従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。嘱託及び臨時従業員15,255人を含んでおりません。
 - 3.嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18,969	35.9	12 1	6 711
[10,225]	33.9	13.1	0,711

- (注) 1.従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員31人 (取締役兼務者の6人を含まず)、嘱託及び臨時従業員9,963人を含んでおりません。
 - 2. 当行の従業員数は、「個人部門」・「法人部門」・「市場部門・その他」のセグメントに属しております。
 - 3.嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
 - 4. 平均年間給与は、3月末の当行従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金(株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については転籍元会社で支給されたものを含む。)を合計したものであります。
 - 5. 平均勤続年数は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ情報総研株式会社の間で転籍異動した者については、転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 - 6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(行外への出向者を含む)は17,789人であります。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

この度は、平成23年3月の当行のシステム障害により、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに対し多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。今後の取組等につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」をご参照下さい。

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は新興国に牽引される形で回復を続けておりますが、そのペースは地域によって違いがあり、商品市況の高騰や欧州の一部地域における財政問題等によって景気が下振れするリスクが残っております。

米国経済は、設備投資の底堅さや個人消費の持ち直しにより回復を続けておりますが、失業率の高止まり等により、景気回復が停滞するリスクがあります。欧州では、全体の成長率が低い水準に留まっている中、各国間の格差が拡大しており、加えて一部地域における財政問題を背景に、金融市場や実体経済への懸念が高まっております。また、アジアでは、中国における内需拡大が周辺諸国の輸出・生産増をもたらしていることから、やや減速しながらも引き続き高い成長率を維持しておりますが、一方でインフレ懸念も高まりつつあります。

日本経済につきましては、円高や緩やかなデフレ状態が続く中、対外経済環境の改善や景気刺激策の効果を背景に、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが継続するなど、プラスの成長率を概ね維持してまいりましたが、東日本大震災の影響により、足元では生産活動への制約や個人消費の落ち込みが避けられない状態にあります。 先行きにつきましても、輸出の持ち直しや資本ストックの復元需要といった押し上げ要因がある一方で、夏場の電力不足、海外経済の下振れ、個人消費低迷の長期化といった懸念もあり、景気が下押しされるリスクが残っております。

当連結会計年度(平成22年4月1日~平成23年3月31日)の概況

(ア)連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲につきましては、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は33社、持分法適用関連会社は10社であります。

(イ)業績の概要

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

当連結会計年度(平成22年4月1日~平成23年3月31日)の連結損益状況

既述の金融経済環境のもと、みずほフィナンシャルグループの連結当期純利益は前連結会計年度比1,738億円増加し、4,132億円となりました。

当行の連結業績について見ますと、当連結会計年度の経常収益は前連結会計年度比743億円減少し1兆1,403億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が貸出金利回りの低下等により同704億円減少の7,073億円、役務取引等収益が同42億円増加の2,391億円、特定取引収益が同128億円増加の819億円、その他業務収益が同35億円減少の777億円、その他経常収益が同174億円減少の341億円、などとなっております。

一方、経常費用は前連結会計年度比1,975億円減少の9,713億円となりました。主な内訳は、資金調達費用が金利低下等により同432億円減少の928億円、役務取引等費用が同24億円増加の594億円、その他業務費用が同249億円減少の445億円、営業経費が同244億円減少の6,563億円、その他経常費用が与信関係費用が改善したこと等により同1,072億円減少の1,181億円、などとなっております。これらにより、連結経常利益は同1,231億円増加の1,690億円となりました。

特別利益は前連結会計年度比44億円減少の243億円、特別損失は同6億円増加の70億円となった結果、税金等調整前当期純利益は同1,180億円増加の1,863億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前連結会計年度比32億円減少の22億円となり、法人税等調整額は同170億円増加の238億円、少数株主利益は同198億円増加の201億円となりました。

以上の結果、連結当期純利益は前連結会計年度比843億円増加の1,400億円となりました。

当連結会計年度末(平成23年3月31日現在)の連結貸借対照表

[資産の部]

現金預け金が前連結会計年度末比 2 兆1,270億円増加の 4 兆7,859億円、貸出金が同9,139億円増加の33兆3,404億円、有価証券が同2,111億円増加の19兆6,507億円となったこと、などにより資産の部合計は同 1 兆9,430億円増加の74兆7,819億円となりました。

[負債の部]

借用金が前連結会計年度末比3兆84億円増加の5兆4,956億円、預金が同5,038億円増加の56兆2,223億円となったこと、などにより負債の部合計は同1兆4,977億円増加の72兆3,000億円となりました。

[純資産の部

純資産の部合計は、自己株式の処分により資本剰余金が3,758億円増加したこと等により、前連結会計年度末 比4,452億円増加の2,14,819億円、1株当たり純資産額は199,943円74銭となりました。

自己資本比率

当連結会計年度末のバーゼル 連結自己資本比率(国内基準)は前連結会計年度末比2.03ポイント上昇し14.91%、バーゼル 単体自己資本比率(国内基準)は同2.05ポイント上昇し15.02%となりました。

セグメントの状況

当連結会計年度から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益に代えて、業務粗利益及び業務純益(一般貸倒引当金繰入前)を開示しております。また、当行グループは事業セグメントを当行単体、みずほインベスターズ証券グループ、その他に分類しております。

連結業務粗利益は9,093億円で、その内訳は、当行単体8,092億円、みずほインベスターズ証券グループ503億円、その他496億円となっております。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は2,881億円で、その内訳は、当行単体2,545億円、みずほインベスターズ証券グループ93億円、その他242億円となっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、借用金の増加等を反映し1兆9,436 億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し1,734億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の処分による収入等を反映し2,252億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比2兆3,420億円増加の3兆9,726億円となっております。

(1) 国内・海外別収支

国内の資金運用収支は5,977億円、海外の資金運用収支は167億円となり、資金運用収支の合計(相殺消去後)は6,144億円となりました。また、役務取引等収支は1,796億円、特定取引収支は819億円、その他業務収支は332億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
1里天只		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 資金運用収支	前連結会計年度	641,662	17,205	17,240	641,626
貝亚廷用収义	当連結会計年度	597,716	16,747	6	614,458
 うち資金運用収益	前連結会計年度	794,451	21,177	37,879	777,749
プロ貝並建用収益	当連結会計年度	707,307	19,875	19,876	707,307
うち資金調達費用	前連結会計年度	152,789	3,972	20,638	136,122
プラ貝並嗣廷員用	当連結会計年度	109,590	3,128	19,869	92,849
役務取引等収支	前連結会計年度	177,893	67	7	177,833
12份以11守以又	当連結会計年度	179,742	54	0	179,688
うち役務取引等収益	前連結会計年度	234,869		38	234,830
プラ技術収引等収益	当連結会計年度	239,161		33	239,128
うち役務取引等費用	前連結会計年度	56,975	67	46	56,996
プロ技術収別守具用	当連結会計年度	59,418	54	33	59,439
 特定取引収支	前連結会計年度	69,122			69,122
行足权引収文	当連結会計年度	81,975			81,975
うち特定取引収益	前連結会計年度	69,122			69,122
フラ付足取引収益	当連結会計年度	81,975			81,975
うち特定取引費用	前連結会計年度				
プロ付足収別員用	当連結会計年度				
その他業務収支	前連結会計年度	11,862	36		11,826
ての他未務収支	当連結会計年度	33,239	32		33,207
ことでの仏光教団芸	前連結会計年度	81,379			81,379
うちその他業務収益 	当連結会計年度	77,784			77,784
こたこの仏光 教弗田	前連結会計年度	69,516	36		69,553
うちその他業務費用	当連結会計年度	44,544	32		44,577

⁽注)1.「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

^{2.「}海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

^{3.「}相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

^{4.} 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は63兆9,654億円となり、主な内訳として貸出金32兆7,999億円、有価証券19兆4,134億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は5,452億円となりました。また利回りは、国内で1.10%、海外で3.64%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は65兆4,381億円となり、主な内訳として預金54兆9,282億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は1,072億円となりました。また、利回りは国内で0.16%、海外で2.91%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は63兆9,566億円、利息は7,073億円、利回りは1.10%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は65兆1億円、利息は928億円、利回りは0.14%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
リ主人穴		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
 資金運用勘定	前連結会計年度	63,264,213	794,451	1.25
	当連結会計年度	63,965,426	707,307	1.10
うち貸出金	前連結会計年度	33,804,116	551,664	1.63
, J J X LL L	当連結会計年度	32,799,904	498,615	1.52
うち有価証券	前連結会計年度	17,137,079	139,837	0.81
	当連結会計年度	19,413,498	117,192	0.60
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	8,666,082	47,870	0.55
プラコ ルロ フ及び真八子形	当連結会計年度	8,648,906	32,886	0.38
うち買現先勘定	前連結会計年度	4,411	7	0.16
プラ貝坑ル副足	当連結会計年度	4,280	4	0.11
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	459,777	695	0.15
つら順分員信収引文払保証金	当連結会計年度	428,441	654	0.15
うち預け金	前連結会計年度	1,044,876	8,405	0.80
	当連結会計年度	930,831	5,956	0.63
資金調達勘定	前連結会計年度	65,103,320	152,789	0.23
貝並制建樹化	当連結会計年度	65,438,184	109,590	0.16
⇒ + 颈◆	前連結会計年度	54,859,280	86,248	0.15
うち預金	当連結会計年度	54,928,200	51,197	0.09
こと ・	前連結会計年度	1,695,487	4,423	0.26
うち譲渡性預金	当連結会計年度	1,790,320	2,204	0.12
二十/年光	前連結会計年度	860,321	3,385	0.39
うち債券	当連結会計年度	782,656	3,108	0.39
ことつ リフカ ひがま海エル	前連結会計年度	1,853,838	1,776	0.09
うちコールマネー及び売渡手形 	当連結会計年度	1,362,897	1,212	0.08
2.4.幸阳开协会	前連結会計年度	935,440	1,094	0.11
うち売現先勘定 	当連結会計年度	113,976	125	0.11
5.4.库光伐州四司或入47.0.人	前連結会計年度	1,425,031	2,939	0.20
うち債券貸借取引受入担保金	当連結会計年度	2,012,318	4,172	0.20
5+	前連結会計年度			
うちコマーシャル・ペーパー 	当連結会計年度			
5.4.W.D.A	前連結会計年度	2,605,341	36,144	1.38
うち借用金	当連結会計年度	3,581,177	30,486	0.85

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

	期別	平均残高	利息	利回り
リエスス	1,555	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	581,606	21,177	3.64
	当連結会計年度	545,274	19,875	3.64
うち貸出金	前連結会計年度	581,606	21,177	3.64
	当連結会計年度	545,274	19,875	3.64
うち有価証券	前連結会計年度			
クラ 日 脳 能 力	当連結会計年度			
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度			
プラコールローク及び負八子形	当連結会計年度			
2. 大型用火排令	前連結会計年度			
うち買現先勘定	当連結会計年度			
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
5 1 TT 1 1 A	前連結会計年度			
うち預け金	当連結会計年度			
次人也は出た	前連結会計年度	140,400	3,972	2.82
資金調達勘定	当連結会計年度	107,200	3,128	2.91
2 -	前連結会計年度			
うち預金	当連結会計年度			
ことなるルエム	前連結会計年度			
うち譲渡性預金	当連結会計年度			
5 L F W	前連結会計年度			
うち債券	当連結会計年度			
	前連結会計年度			
うちコールマネー及び売渡手形				
	前連結会計年度			
うち売現先勘定	当連結会計年度			
	前連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	当連結会計年度			
	前連結会計年度			
うちコマーシャル・ペーパー	当連結会計年度			
	前連結会計年度			
うち借用金	当連結会計年度			

- (注)1.平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

		平	均残高(百万円	1)		利息(百万円)		利回り
種類	期別	小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前連結会計年度	63,845,820	590,422	63,255,398	815,628	37,879	777,749	1.22
貝並建用刨定	当連結会計年度	64,510,701	554,085	63,956,615	727,183	19,876	707,307	1.10
うち貸出金	前連結会計年度	34,385,723	581,606	33,804,116	572,841	21,177	551,664	1.63
	当連結会計年度	33,345,179	545,274	32,799,904	518,491	19,875	498,615	1.52
うち有価証券	前連結会計年度	17,137,079	8,815	17,128,263	139,837	16,701	123,135	0.71
	当連結会計年度	19,413,498	8,811	19,404,687	117,192	0	117,192	0.60
うちコールローン	前連結会計年度	8,666,082		8,666,082	47,870		47,870	0.55
及び買入手形	当連結会計年度	8,648,906		8,648,906	32,886		32,886	0.38
うち買現先勘定	前連結会計年度	4,411		4,411	7		7	0.16
J 3 54-7070E07AE	当連結会計年度	4,280		4,280	4		4	0.11
うち債券貸借取引	前連結会計年度	459,777		459,777	695		695	0.15
支払保証金	当連結会計年度	428,441		428,441	654		654	0.15
うち預け金	前連結会計年度	1,044,876		1,044,876	8,405		8,405	0.80
プロはい金	当連結会計年度	930,831		930,831	5,956		5,956	0.63
資金調達勘定	前連結会計年度	65,243,720	581,606	64,662,114	156,761	20,638	136,122	0.21
貝並酮廷凱足	当連結会計年度	65,545,384	545,274	65,000,109	112,719	19,869	92,849	0.14
うち預金	前連結会計年度	54,859,280		54,859,280	86,248		86,248	0.15
プログロ	当連結会計年度	54,928,200		54,928,200	51,197		51,197	0.09
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,695,487		1,695,487	4,423		4,423	0.26
7 3 IK//X 11 1 X III	当連結会計年度	1,790,320		1,790,320	2,204		2,204	0.12
うち債券	前連結会計年度	860,321		860,321	3,385		3,385	0.39
プロ良力	当連結会計年度	782,656		782,656	3,108		3,108	0.39
うちコールマネー	前連結会計年度	1,853,838		1,853,838	1,776		1,776	0.09
及び売渡手形	当連結会計年度	1,362,897		1,362,897	1,212		1,212	0.08
うち売現先勘定	前連結会計年度	935,440		935,440	1,094		1,094	0.11
フラ元現元制足	当連結会計年度	113,976		113,976	125		125	0.11
うち債券貸借取引	前連結会計年度	1,425,031		1,425,031	2,939		2,939	0.20
受入担保金	当連結会計年度	2,012,318		2,012,318	4,172		4,172	0.20
うちコマーシャ	前連結会計年度							
ル・ペーパー	当連結会計年度							
うち借用金	前連結会計年度	2,605,341	581,606	2,023,734	36,144	20,638	15,505	0.76
つり信用金	当連結会計年度	3,581,177	545,274	3,035,902	30,486	19,869	10,616	0.34

⁽注)「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は2,391億円で、主な内訳として為替業務826億円、証券関連業務536億円、預金・債券・貸出業務340億円となりました。また、役務取引等費用は594億円で、そのうち為替業務が324億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
↑生犬貝 	升力力	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	234,869		38	234,830
	当連結会計年度	239,161		33	239,128
うち預金・債券・貸出	前連結会計年度	35,496			35,496
業務	当連結会計年度	34,006			34,006
うち為替業務	前連結会計年度	83,593			83,593
プロ 付日来が	当連結会計年度	82,607			82,607
うち証券関連業務	前連結会計年度	39,617			39,617
プロ証分別建未物	当連結会計年度	53,649			53,649
うち代理業務	前連結会計年度	13,243			13,243
りられ珪素筋	当連結会計年度	11,048			11,048
うち保護預り・貸金庫	前連結会計年度	5,708			5,708
業務	当連結会計年度	5,541			5,541
うち保証業務	前連結会計年度	14,883			14,883
フラ体証未務	当連結会計年度	13,747			13,747
少 教取引学弗田	前連結会計年度	56,975	67	46	56,996
役務取引等費用 	当連結会計年度	59,418	54	33	59,439
うち為替業務	前連結会計年度	30,727			30,727
	当連結会計年度	32,473			32,473

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.「相殺消去額」には内部取引金額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で819億円となり、主な内訳として、特定金融派生商品収益515億円、商品有価証券収益287億円となりました。

種類	#8 01	国内	海外	相殺消去額()	合計
个里 <i>突</i> 只	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 特定取引収益	前連結会計年度	69,122			69,122
行足权引収益	当連結会計年度	81,975			81,975
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	28,234			28,234
ノラ阿加市側証が収益	当連結会計年度	28,755			28,755
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	165			165
収益	当連結会計年度	246			246
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	38,231			38,231
収益	当連結会計年度	51,553			51,553
うちその他の特定取引	前連結会計年度	2,490			2,490
収益	当連結会計年度	1,420			1,420
性学取引弗里	前連結会計年度				
特定取引費用 	当連結会計年度				
シナ 充口 左 価 缸 半 弗 田	前連結会計年度				
うち商品有価証券費用	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
費用	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品	前連結会計年度				
費用	当連結会計年度				
うちその他の特定取引	前連結会計年度				
費用	当連結会計年度				

⁽注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

^{2.「}海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産はすべて国内で1兆4,757億円となり、主な内訳として商品有価証券5,416億円、特定金融派生商品2,938億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で6,683億円となり、主な内訳として売付商品債券3,913億円、特定金融派生商品2,583億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
作至 <i>大</i> 只		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 特定取引資産	前連結会計年度	1,994,363			1,994,363
初之私引奠注	当連結会計年度	1,475,724			1,475,724
 うち商品有価証券	前連結会計年度	1,106,611			1,106,611
プロ同語音画配力	当連結会計年度	541,619			541,619
うち商品有価証券派生	前連結会計年度	481			481
商品	当連結会計年度	810			810
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
プロ付定取が行興証分	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	16,233			16,233
派生商品	当連結会計年度	18,157			18,157
ことは字を動派と 辛口	前連結会計年度	273,852			273,852
うち特定金融派生商品 	当連結会計年度	293,805			293,805
うちその他の特定取引	前連結会計年度	597,184			597,184
資産	当連結会計年度	621,332			621,332
杜宁取习各 序	前連結会計年度	537,277			537,277
特定取引負債	当連結会計年度	668,300			668,300
ミナキ仕辛口佳光	前連結会計年度	289,886			289,886
うち売付商品債券	当連結会計年度	391,375			391,375
うち商品有価証券派生	前連結会計年度	265			265
商品	当連結会計年度	413			413
2.七件中四月末分序光	前連結会計年度				
うち特定取引売付債券	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	16,225			16,225
派生商品	当連結会計年度	18,164			18,164
2.七柱中全部派化辛口	前連結会計年度	230,899			230,899
うち特定金融派生商品	当連結会計年度	258,347			258,347
うちその他の特定取引	前連結会計年度				
負債	当連結会計年度				

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
1925年	共力力リ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 預金合計	前連結会計年度	55,718,435			55,718,435
1台亚口山	当連結会計年度	56,222,302			56,222,302
うち流動性預金	前連結会計年度	32,195,547			32,195,547
ノら加到住賃並	当連結会計年度	33,450,045			33,450,045
うち定期性預金	前連結会計年度	21,690,017			21,690,017
プラル知住領並	当連結会計年度	20,765,948			20,765,948
うちその他	前連結会計年度	1,832,870			1,832,870
フラモの他	当連結会計年度	2,006,308			2,006,308
 	前連結会計年度	1,731,790			1,731,790
譲渡性預金 	当連結会計年度	761,200			761,200
総合計	前連結会計年度	57,450,225			57,450,225
	当連結会計年度	56,983,502			56,983,502

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
作里犬貝	知加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前連結会計年度	821,867		821,867
利用の9は銀11度分	当連結会計年度	740,932		740,932
合計	前連結会計年度	821,867		821,867
日前	当連結会計年度	740,932		740,932

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

	平成22年	3月31日	平成23年	3月31日
業種別	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	32,426,563	100.00	33,340,484	100.00
製造業	2,976,249	9.18	2,790,134	8.37
農業、林業	23,514	0.07	23,148	0.07
漁業	1,089	0.00	754	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6,448	0.02	5,965	0.02
建設業	563,172	1.74	529,704	1.59
電気・ガス・熱供給・水道業	70,174	0.22	67,040	0.20
情報通信業	341,854	1.05	330,407	0.99
運輸業、郵便業	1,033,535	3.19	1,187,285	3.56
卸売業、小売業	3,564,183	10.99	3,484,590	10.45
金融業、保険業	2,250,903	6.94	2,004,150	6.01
不動産業	3,441,080	10.61	3,256,154	9.77
物品賃貸業	188,733	0.58	185,902	0.56
各種サービス業	2,404,745	7.42	1,982,902	5.95
地方公共団体	867,629	2.68	1,070,296	3.21
政府等	3,110,820	9.59	4,677,558	14.03
その他	11,582,434	35.72	11,744,495	35.22
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	32,426,563		33,340,484	

⁽注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

^{2.「}海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

	期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
	対象国なし		
平成22年 3 月31日 		(資産の総額に対する割合:%)	
平成23年 3 月31日 対象国なし			
	十成23年3月31日	(資産の総額に対する割合:%)	

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況 有価証券残高(末残)

131111111111111111111111111111111111111	45.51	国内	海外	合計
種類期別		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	15,090,854		15,090,854
国 博	当連結会計年度	14,784,358		14,784,358
地方債	前連結会計年度	132,681		132,681
地刀惧	当連結会計年度	156,263		156,263
社債	前連結会計年度	2,183,630		2,183,630
△□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	当連結会計年度	2,715,084		2,715,084
株式	前連結会計年度	876,218		876,218
	当連結会計年度	827,025		827,025
その他の証券	前連結会計年度	1,156,246		1,156,246
ての他の証分	当連結会計年度	1,168,040		1,168,040
合計	前連結会計年度	19,439,632		19,439,632
	当連結会計年度	19,650,772		19,650,772

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1.損益状況(単体)

(1)損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	818,840	809,298	9,542
経費(除く臨時処理分)	570,363	554,750	15,612
人件費	196,224	184,315	11,908
物件費	343,595	339,653	3,941
税金	30,543	30,781	237
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	248,476	254,547	6,070
一般貸倒引当金純繰入額	15,359	-	15,359
業務純益	263,836	254,547	9,288
うち国債等債券損益	2,797	32,974	30,177
臨時損益	174,961	116,072	58,889
株式関係損益	688	8,378	7,689
不良債権処理額	111,613	53,063	58,549
その他	62,659	54,630	8,028
経常利益	88,875	138,475	49,600
特別損益	21,015	33,392	12,377
うち固定資産処分損益	4,110	2,353	1,757
うち減損損失	1,321	2,064	743
うち貸倒引当金純取崩額等	25,691	37,679	11,987
うち投資損失引当金純取崩額	-	9	9
税引前当期純利益	109,890	171,867	61,977
法人税、住民税及び事業税	498	476	22
法人税等調整額	13,387	21,570	8,182
法人税等合計	13,886	22,046	8,160
当期純利益	96,004	149,821	53,817
与信関係費用 + +	70 564	45 202	EE 170
与信関係費用 + +	70,561	15,383	55,178
(参考)与信関係費用の内訳			
一般貸倒引当金純繰入額	15,359	35,227	19,868
貸出金償却	53,007	31,530	21,476
個別貸倒引当金純繰入額	28,412	18,013	10,398
その他債権売却損等	4,501	1,066	3,434
合計	70,561	15,383	55,178

- (注) 1.業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収 支
 - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金純繰入額
 - 3.「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5.国債等債券損益 = 国債等債券売却益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却 ± 金融派生商品損益(債券関連)
 - 6 . 株式関係損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)
 - 7.投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別損益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益には投資損失引当金純繰入額は含まれません。

(2)営業経費の内訳

(二) 日来社员の口部(*=*/-	ルキッケウ	1874 (エエロ)
	前事業年度	当事業年度	増減(百万円)
	(百万円)(A)	(百万円)(B)	(B)-(A)
給料・手当	148,870	150,655	1,784
退職給付費用	86,294	59,193	27,100
福利厚生費	27,291	28,236	945
減価償却費	73,186	80,153	6,966
土地建物機械賃借料	61,635	57,881	3,753
営繕費	2,640	840	1,800
消耗品費	4,059	3,691	367
給水光熱費	5,412	5,565	153
旅費	1,540	1,473	66
通信費	12,167	12,620	452
広告宣伝費	4,726	6,875	2,148
租税公課	30,543	30,781	237
その他	174,872	167,283	7,589
計	633,240	605,250	27,989

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	1.16	1.03	0.12
(イ)貸出金利回	1.57	1.47	0.10
(口)有価証券利回	0.59	0.48	0.11
(2)資金調達原価(含む経費)	1.05	0.96	0.08
(イ)預金債券等原価(含む経費)	1.11	1.02	0.09
預金債券等利回	0.16	0.09	0.06
(口)外部負債利回	0.24	0.24	0.00
(3)総資金利鞘 -	0.11	0.06	0.04
(4)預貸金利鞘 -	0.46	0.45	0.00
(5)預貸金利回差 -	1.41	1.38	0.03

- (注) 1.「国内業務部門」とは、円建取引であります。
 - 2.「貸出金利回」は、㈱みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。
 - 3.「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。
 - 4.「外部負債」=コールマネー+売現先勘定+借用金

3. 自己資本利益率(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金純繰入前)	32.7	17.0	15.6
業務純益ベース	34.7	17.0	17.7
当期純利益ベース	12.0	10.0	2.0

(注)

当期純利益等・普通株主に帰属しない金額()

自己資本利益率 =

{ (期首株主資本および評価・換算差額等 - 期首発行済優先株式数×発行価額)+

× 100

(期末株主資本および評価・換算差額等 - 期末発行済優先株式数×発行価額) } ÷ 2

()剰余金の配当による優先配当額等

4.預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1)預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	55,761,093	56,261,351	500,257
預金(平残)	54,897,553	54,967,972	70,419
債券(末残)	821,867	740,932	80,934
債券(平残)	860,321	782,656	77,665
貸出金(末残)	32,467,647	33,376,277	908,630
貸出金(平残)	33,834,819	32,833,547	1,001,272

(2)個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	33,369,506	34,022,385	652,879
一般法人	18,989,001	19,034,017	45,016
金融機関・政府公金	3,366,839	3,150,845	215,994
合計	55,725,347	56,207,249	481,902

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高

()					
	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)		
消費者ローン残高	12,016,965	12,130,694	113,729		
うち住宅ローン残高	11,030,402	11,184,486	154,084		
うち居住用住宅ローン残高	10,016,134	10,268,103	251,969		
うちその他ローン残高	986,563	946,208	40,355		

(4)中小企業等貸出金

		前事業年度(A)	当事業年度(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	73.1	70.5	2.6
中小企業等貸出金残高	百万円	23,760,556	23,541,403	219,153

- (注)1.貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 - 2.中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度		
作里夫只	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	276	3,266	277	4,757	
信用状	6,348	74,758	6,294	80,305	
保証	9,180	919,641	8,620	868,484	
計	15,804	997,665	15,191	953,547	

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数 (千口)	金額(百万円)	口数 (千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	151,032	568,883,648	149,584	560,956,320
	各地より受けた分	167,297	753,645,031	165,553	791,802,953
代金取立	各地へ向けた分	2,281	8,599,795	2,154	18,571,507
	各地より受けた分	1,959	83,419,567	1,931	74,703,127

7.外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度	
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)	
仕向為替	売渡為替	101,378	120,489	
	買入為替	7,273	8,888	
被仕向為替	支払為替	90,960	105,760	
	取立為替	4,511	5,214	
	合計	204,124	240,352	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国内基準)

TE D		平成22年3月31日	平成23年 3 月31日	
項目			金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		700,000	700,000
	うち非累積的永久優先株(注1)		-	-
	新株式申込証拠金		-	-
	資本剰余金		681,432	1,057,242
	利益剰余金		49,464	183,060
	自己株式()		-	-
	自己株式申込証拠金		-	-
	社外流出予定額()		6,661	0
	その他有価証券の評価差損()		-	-
	為替換算調整勘定		381	358
	新株予約権		-	-
	連結子法人等の少数株主持分		474,170	473,512
基本的項目	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		430,172	425,899
(Tier 1)	営業権相当額()		-	-
	のれん相当額()		1,334	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 ()		-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		2,610	2,046
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 ()		28,545	37,380
	()		1,866,296	2,374,748
	繰延税金資産の控除金額()(注2)		-	-
	計	(A)	1,866,296	2,374,748
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)		157,500	157,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額		83,836	83,793
	一般貸倒引当金		1,765	2,142
	適格引当金が期待損失額を上回る額		-	-
補完的項目	負債性資本調達手段等		1,220,980	1,043,664
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注4)		358,480	241,300
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)		862,500	802,364
	計		1,306,582	1,129,599
	うち自己資本への算入額	(B)	1,306,582	1,129,599
準補完的項目	短期劣後債務	` /	-	-
(Tier 3)	うち自己資本への算入額	(C)	-	_
控除項目	控除項目(注6)	(D)	68,278	93,490
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	3,104,601	3,410,857

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
	資産(オン・バランス)項目		19,716,839	18,823,867
	オフ・バランス取引等項目		2,950,426	2,597,701
	信用リスク・アセットの額	(F)	22,667,266	21,421,569
リスク・ アセット等	マーケット・リスク相当額に係る額	(G)	106,106	89,295
	((H)/8%) (参考)マーケット・リスク相当額	(H)	8,488	7,143
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%)	()	1,325,902	1,357,944
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	()	106,072	108,635
	信用リスク・アセット調整額	(K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(L)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L))	(M)	24,099,275	22,868,809
連結自己資本比率(国内基準) = E / M × 100 (%)		12.88	14.91	
(参考) Tier 1 比率 = A / M × 100 (%)		7.74	10.38	

- (注)1.当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2.「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成22年3月31日現在269,024百万円、平成23年3月31日現在251,946百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成22年3月31日現在373,259百万円、平成23年3月31日現在474,949百万円であります。
 - 3.告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 4.告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 5 . 告示第29条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 6.告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年3月31日	平成23年 3 月31日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
	資本金		700,000	700,000
	うち非累積的永久優先株 (注1)		-	-
	新株式申込証拠金		-	-
	資本準備金		490,707	490,707
	その他資本剰余金		190,725	566,535
	利益準備金		1,332	1,332
	その他利益剰余金		94,815	238,033
	その他		430,610	426,434
	自己株式()		-	-
	自己株式申込証拠金		-	-
	社外流出予定額 ()		6,661	0
	その他有価証券の評価差損()		-	-
甘土物西口	新株予約権		-	-
基本的項目	営業権相当額()		-	-
(Tier1)	のれん相当額()		-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額			
			-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		2,610	2,046
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			-,
	()		73,944	91,588
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記		4 004 074	0.000.400
	各項目の合計額)		1,824,974	2,329,408
	繰延税金資産の控除金額()(注2)		-	-
	計	(A)	1,824,974	2,329,408
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証			
	券(注3)		157,500	157,500
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		430,172	425,899
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額			00 700
	の45%相当額		83,836	83,793
	一般貸倒引当金		833	1,311
*******	適格引当金が期待損失額を上回る額		-	-
補完的項目	負債性資本調達手段等		1,220,980	1,044,300
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注4)		358,480	241,300
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)		862,500	803,000
	計		1,305,649	1,129,404
	うち自己資本への算入額	(B)	1,305,649	1,129,404
 準補完的項目	短期劣後債務	- /	-	-
(Tier 3)	うち自己資本への算入額	(C)	-	-
控除項目	控除項目(注6)	(D)	109,180	140,637
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	3,021,443	3,318,175

項目		平成22年 3 月31日	平成23年3月31日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
	資産(オン・バランス)項目		19,439,398	18,554,144
	オフ・バランス取引等項目		2,751,043	2,397,131
	信用リスク・アセットの額	(F)	22,190,441	20,951,275
	マーケット・リスク相当額に係る額	(G)	57,363	48,748
	((H)/8%)	(0)	57,303	40,740
リスク・	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	4,589	3,899
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	(I)	1,033,148	1,091,191
	((J)/8%)	(1)	1,033,140	1,091,191
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	()	82,651	87,295
	信用リスク・アセット調整額	(K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	(L)	-	-
	計((F)+(G)+(I)+(K)+(L))	(M)	23,280,954	22,091,215
単体自己資本比率(国内基準)= E / M×100(%)		12.97	15.02	
(参考) Tier 1	比率 = A / M × 100 (%)		7.83	10.54

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2. 「繰延税金資産に相当する額」は平成22年3月31日現在250,897百万円、平成23年3月31日現在235,897百万円であり、「繰延税金 資産の算入上限額」は平成22年3月31日現在364,994百万円、平成23年3月31日現在465,881百万円であります。
 - 3.告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 4 . 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 5 . 告示第41条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 6 . 告示第43条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

()優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

THE CATION 1	シ 金本的項目 1 に出土していりより。
発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される
	優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払
	配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円
払込日	平成14年 2 月14日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しな
	ll.
	当行がMPCAに対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合
	当行優先株式(注2)への配当が停止された場合
	当行がMPCAに対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限
	証明書(注4)を交付した場合
	配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当行がMPCAに対して当該配当支払日に配
	当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の 6
	月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、 損失
	補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、 優先株式配当制限がそれに関して
	発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び
	分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている
	場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。
分配可能額制限	当行がMPCAに対して、分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能
	額(注3)に制限される。
配当制限	当行優先株式(注2)への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合
	で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格

(注)1.損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下のの場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の許可がなされた場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3 . 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券(注6)がMPCAとの関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額=可処分分配可能額×(パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額)/(パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額+パラレル証券の満額配当の総額)

4.分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6.パリティ優先出資証券

MPCAが発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。

優先出資証券の概要(つづき)

マヒュー /上	MIDICO : L.	MUDIC O COLUMN	MUDIC O COLUMN C
発行体	MHBK Capital Investment	MHBK Capital Investment	MHBK Capital Investment
	(USD) 1 Limited(以下、	(JPY) 1 Limited (以下、	(JPY) 2 Limited (以下、
	「BKCI(USD)1」といい、以下	「BKCI(JPY) 1」といい、以下	「BKCI(JPY) 2 」といい、以下
	に記載される優先出資証券を	に記載される優先出資証券を	に記載される優先出資証券を
	「本BKCI(USD) 1 優先出資証	「本BKCI(JPY) 1 優先出資証	「本BKCI (JPY) 2 優先出資証
	券」という。)	券」という。)	券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初	平成28年6月の配当支払日を初	平成30年6月の配当計算日(注
	回とし、以降5年毎の各配当支	回とし、以降5年毎の各配当支	14)を初回とし、以降各配当計
	払日に任意償還可能(ただし、	払日に任意償還可能(ただし、	算日(注14)に任意償還可能
	監督当局の事前承認が必要)	監督当局の事前承認が必要)	(ただし、監督当局の事前承認
			が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただ	当初10年間は固定配当(ただ	当初10年間は固定配当(ただ
	し、平成28年6月より後に到来	し、平成28年6月より後に到来	し、平成30年6月より後に到来
	する配当支払日以降は変動配当	する配当支払日以降は変動配当	する配当計算日(注14)以降は
	┣ が適用される。なお、ステップ	│ が適用される。なお、ステップ	変動配当が適用されるととも
	アップ配当は付されない。停止	アップ配当は付されない。停止	に、ステップアップ配当が付さ
	された未払配当は翌期以降に累	された未払配当は翌期以降に累	れる。停止された未払配当は翌
	」 積されない。)	積されない。)	期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月の最終営業日の前営業
101/2321	3 1 3 7 3 3 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	3 , 1, 3, 3, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	日及び12月の最終営業日(12月
			31日を除く。)の前営業日
	432百万米ドル	1,200億円	825億円
払込日	平成18年3月13日	平成19年 1 月12日	平成20年 1 月11日
配当停止条件			
	1 (強制配当信止・減額重由)	1 (结制呢与信作派终手出)	1 (辐制炉台信厂、凉料集件)
ᆔᄀᅜᄮᅔᅜ	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)	(強制配当停止・減額事由) 当行に清算事由(注7)
ᆸᆔᄀᅜᄮᅔᅜ	当行に清算事由(注7)、	当行に清算事由(注7)、	当行に清算事由(注7)、
ᆙᆿᅷᅹᅔᄄ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不
ᆙᄀᅜᅹᅑᅜ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的
ᆸᆸᅜᄔᄉᅑᅜ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合
ᆸᆸᅜᄔᄉᅑᅜ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額
おコけ止亦け	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または
おコけ止亦け	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への
ᄠᅺᅜᄔᅑᅜ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ
ᄠᅺᅜᄯᅑᅜ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合
ᄠ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合 (任意配当停止・減額事由)	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合 (任意配当停止・減額事由)	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合 (任意配当停止・減額事由)
ᄠᅺ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または
ᄠᅺ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水
ᄠᅺ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額さ れた場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水 準を下回っているか、また	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)へ 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水 準を下回っているか、また	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)への 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水 準を下回っているか、また
riu コ IT LL 示 IT	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)の 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水 準を下回っているか、また は当該配当により下回るこ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、太 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、または 当行優先株式(注12)の 配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最また は当該配当により下回るこ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、太 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、または 当行優先株式(注12)の配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率が最大 基本的項目の比率が最大 準を下回っているか、また は当該配当により下回るこ
ᄠᅺ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、または 当行優先株式(注12)へ 配当が停止もしくは減額事由) 当行の自己資本比率または 基本的項目の比率が最低水 準を下回っているか、また は当該配当により下回る ととなり、かつ、当行が	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、またし 当行優先株式(注12)へ 配当が停止もしくは減額事由 れた場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率が最大 準を下回っているか、は は当該配当により下回 ととなり、かつ、当行が	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、太 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、またし 当行優先株式(注12)へ 配当が停止もしくは減額事由 れた場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率が最大 準を下回のでいるか、は は当該配当により下回 ととなり、かつ、当行が
ᄠᅺ	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、支払不 能事由(注9)またはの 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注11)が不足し、また 当行優先株式(注12)の配当が停止もしくは減額 れた場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己資本比率が最低水 準を下回っているか、は 基本的項目の比率が最また は当該配当により下回 ととなり、かつ、当行が BKCI(USD)1に対して配当	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、大 能事由(注9)または公的 介入(注10)が生じた場 当行の可処分分配可能額 (注13)が不足し、まへ 当行優先株式(注12)へ額 当行優先件よしくは減額事出 地た場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己の比率が最低水 準を下回っているか、は 基本的回回当により下回 ととなり、かつ、当行配当 BKCI(JPY)1に対して配当	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、太 能事由(注9)またはの 介入(注10)が生じた場合 当行の可処分分配可能額 (注15)が不足し、まへの 記当が停止もしくは減額 当行優告止もしくは減額 本た場合 (任意配当停止・減額事由) 当行の自己の比率が最低水 準を下回っているか、まる は当該配当により下回 ととなり、かつ、当行が BKCI(JPY) 2 に対して配当
6心コ げ 止 赤 门	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、不能事由(注9)または交送の合 (注10)が生じた場額 (注10)が全じた場額 (注11)が不足した場合 (注11)が不足は注12)が不足は当行優先株式(注12)が停止も当行優先株もしては、 当行の自己が停止・減額事由) は基本を下回のはいるかにはよるが、とはとなり、からしてよいのではより、当に対した場合 (USD)1に対した場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、たは 能事由(注9)または場 の可が生じた場額 (注10)が生じた場額 (注13)が不足した場 (注13)が不足しに 当行の可が不足(注12)が 当行優先株もしくは 当行の時間のは れた場合 (任意配当停止・減額事由) 基本を下回回当により下 は当なり、当ので はととなり、1に対した場 のに のに はので はとはが はととなり、1に対した場 のに のに はの は は と は は と は は と は と は は と と は と と は と と は と と と は と	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、たは を事由(注9)または場 の可が生じた場 (注10)が生じた場 (注15)が足した場 (注15)が不足しま (注15)が不足しま (注15)が不足しま (注12)が不足しま (当行優先株式しな (当行優先件 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記 (世記
6心コ げ 止 赤 门	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)、不能事由(注9)または支达公的合 (注10)が生じた場額 (注10)が配可に表現のでは近に表現のではがでは、注110)が不足はには、 当行優先株もしてはは、 当行のではないではないでは、 は当行のは、はは、 を下では、は、 となり、はいるのでは、 はとなり、はいるのでは、 はとなり、はいるのでは、 はとなり、はいるのでは、 はとなり、はいるのでは、 はどは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8) または 意事由(注9) または が全じた場額 (注10) が生じた場額 (注13) が元足した場額 (注13) が元足は 当行の可が不式しな 当行が引きなりが式した場合 (任意配当停止しる 事を下回の項目のは 事を下回のではより、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとして場合 ととは はのさ は当行のは はが当行によっ に はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとして はらした場合 とした場合 とした場合 とした場合 とした場合	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8) または 意事由(注9) または を事由(注10) が生じた場額 (注10) が全じた場額 (注15) が元足した場合 (注15) が元足した場合 (注15) が元足には 当行の可が式したは 当行がよりでは 地た場合 (任意配当停自己のは 事まました。 はとなり、当ので はとなり、2に対した場合 当行が当行を送付した場合 当行が当行き通株式につき
60 コ げ 北 赤 门	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)または 主事由(注9)または 等事由(注10)が生じた場額 (注10)が分配しまり 当行の可が不足(注12)が分し、 当行優先株より 当行が停停止 も当が場合 (任意配当の項目のは 本本下の可当なり、 当なり、 当によるが 当なり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとは が当行配当 に はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとは が当 に が当 に が当 に は と は と と は と と と と と と と と と と と と と	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注9)が生じた場額 (注10)が生じた場額 (注10)が生じた場額 (注10)が全したは額 (注13)が配可が出ている。 当行優先停止 もしてははは が配式でははいる。 をではいるが出ているが出る。 はととは、はのされたのではないのでは、 はととのではないではないではないではないでは、 ととに(JPY)1に対した場合 当行がもした。 はとはが出ているが出ているが出ているが出ているが出ているがはない。 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは	当行に清算事由(注 7)、 更生事由(注 9)または 管事由(注 9)が生じた場額 (注 10)が生じた場額 (注 10)が全にた場額 (注 10)が子にた場額 (注 12)が子には 当行が一般では、 当行が一般では、 当行が一般では、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大
riu コ IT LL 示 IT	当行に清算事由(注 7)、 更生事由(注 9)または 定事由(注 9)または 定事由(注 10)が配の 治行の可が配しまりが配しまりがの 当行優先のでは 当行優に 一部でのでは に対した に対した に対した に対した に対した に対した に対した に対した にが にが のでは にが のでは にが のでで にい のでで にい のでで にい のでで にい のでで にい のでで にい のでで にい のでで にい ので ので にい のが ので にい のが のが のが のが のが のが のが のが のが のが	当行に清算事由(注 7)、 更生事由(注 9)または 定事由(注 9)が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に が配子に がの子に ができる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	当行に清算事由(注 8)、 更生事由(注 9)が出生の 定 10)が配いに 当行の可が配いに 当行の可が配いに 当行の可がが配いに 当行の可がが式しない 当行のので が成れました 当行のので が成れました は当が場合 には のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは ので
riu コ IT LL ボード	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注8)または 主事由(注9)または 等事由(注10)が生じた場額 (注10)が分配しまり 当行の可が不足(注12)が分し、 当行優先株より 当行が停停止 も当が場合 (任意配当の項目のは 本本下の可当なり、 当なり、 当によるが 当なり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとは が当行配当 に はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとなり、 はとは が当 に が当 に が当 に は と は と と は と と と と と と と と と と と と と	当行に清算事由(注7)、 更生事由(注9)が生じた場額 (注10)が生じた場額 (注10)が生じた場額 (注10)が全したは額 (注13)が配可が出ている。 当行優先停止 もしてははは が配式でははいる。 をではいるが出ているが出る。 はととは、はのされたのではないのでは、 はととのではないではないではないではないでは、 ととに(JPY)1に対した場合 当行がもした。 はとはが出ているが出ているが出ているが出ているが出ているがはない。 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは、 ととは	当行に清算事由(注 7)、 更生事由(注 9)または 管事由(注 9)が生じた場額 (注 10)が生じた場額 (注 10)が全にた場額 (注 10)が子にた場額 (注 12)が子には 当行が一般では、 当行が一般では、 当行が一般では、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大は、 が大

強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通	ある事業年度中のいずれかの日	ある事業年度中のいずれかの日
	株式の配当を実施した場合、当	を基準日として当行普通株式の	を基準日として当行普通株式の
	該事業年度の翌事業年度中の配	配当を実施した場合、当該事業	配当を実施した場合、当該事業
	当支払日においては、本	年度の翌事業年度中の配当支払	年度の翌事業年度中の配当支払
	BKCI (USD) 1 優先出資証券に満	日においては、本BKCI(JPY) 1	日においては、本BKCI(JPY)2
	額の配当を実施しなければなら	優先出資証券に満額の配当を実	優先出資証券に満額の配当を実
	ない。	施しなければならない。	施しなければならない。
	ただし、強制配当停止・減額事	ただし、強制配当停止・減額事	ただし、強制配当停止・減額事
	由が発生しておらず、かつ任意	由が発生しておらず、かつ任意	由が発生しておらず、かつ任意
	配当停止・減額事由の発生に伴	配当停止・減額事由の発生に伴	配当停止・減額事由の発生に伴
	う配当停止通知の送付もなされ	う配当停止通知の送付もなされ	う配当停止通知の送付もなされ
	ていないという条件に服する。	ていないという条件に服する。	ていないという条件に服する。
分配可能額制限	本BKCI(USD) 1 優先出資証券の	本BKCI(JPY) 1 優先出資証券の	本BKCI (JPY) 2 優先出資証券の
	配当は、当行の可処分分配可能	配当は、当行の可処分分配可能	配当は、当行の可処分分配可能
	額(注11)の範囲で支払われ	額(注13)の範囲で支払われ	額(注15)の範囲で支払われ
	る。	る 。	る。
配当制限	当行優先株式(注12)への配当	当行優先株式(注12)への配当	当行優先株式(注12)への配当
	が減額された場合には本	が減額された場合には本	が減額された場合には本
	BKCI (USD) 1 優先出資証券への	BKCI (JPY) 1 優先出資証券への	BKCI (JPY) 2 優先出資証券への
	配当も同じ割合で減額される。	配当も同じ割合で減額される。	配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

優先出資証券の概要(つづき)

変元山貝祉分の似る		
発行体 	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited (以	MHBK Capital Investment (JPY) 4 Limited (以
	下、「BKCI(JPY)3」といい、以下に記載される	下、「BKCI(JPY)4」といい、以下に記載される
	優先出資証券Series A及びSeries Bを総称し	優先出資証券を「本BKCI (JPY) 4 優先出資証券」
	て「本BKCI(JPY)3優先出資証券」という。)	という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成31年6月の配当計算日(注14)を初回と	平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各
	し、以降各配当計算日(注14)に任意償還可能	配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局
	(ただし、監督当局の事前承認が必要)	の事前承認が必要)
配当	Series A	当初7年間は固定配当(ただし、平成27年6月
	当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月	より後に到来する配当支払日以降は変動配当が
	より後に到来する配当計算日(注14)以降は変	適用される。なお、ステップアップ配当は付さ
	動配当が適用されるとともに、ステップアップ	れない。停止された未払配当は翌期以降に累積
	配当が付される。停止された未払配当は翌期以	されない。)
	降に累積されない。)	
	Series B	
	当初10年間は固定配当(ただし、平成31年6月	
	より後に到来する配当計算日(注14)以降は変	
	動配当が適用される。なお、ステップアップ配	
	当は付されない。停止された未払配当は翌期以	
	降に累積されない。)	
配当支払日	毎年6月の最終営業日の前営業日及び12月の最	平成21年3月31日並びに毎年6月30日及び12月
	終営業日(12月31日を除く。)の前営業日	30日
発行総額	Series A 750億円	350億円
	Series B 160億円	
払込日	平成20年7月11日	平成20年12月29日
配当停止条件	(強制配当停止・減額事由)	(強制配当停止・減額事由)
	当行に清算事由(注7)、更生事由(注	当行に清算事由(注7)、更生事由(注
	8)、支払不能事由(注9)または公的介	8)、支払不能事由(注9)または公的介
	入(注10)が生じた場合	入(注10)が生じた場合
	当行の可処分分配可能額(注16)が不足	当行の可処分分配可能額(注17)が不足
	し、または当行優先株式(注12)への配当	し、または当行優先株式(注12)への配当
	が停止もしくは減額された場合	が停止もしくは減額された場合
	(任意配当停止・減額事由)	(任意配当停止・減額事由)
	当行の自己資本比率または基本的項目の比	当行の自己資本比率または基本的項目の比
	率が最低水準を下回っているか、または当	率が最低水準を下回っているか、または当
	該配当により下回ることとなり、かつ、当	該配当により下回ることとなり、かつ、当
	該配当により下回ることとなり、かつ、当 行がBKCI (JPY) 3 に対して配当停止通知を送	該配当によりト回ることとなり、かつ、当
	行がBKCI (JPY) 3 に対して配当停止通知を送	行がBKCI (JPY) 4 に対して配当停止通知を送
	行がBKCI (JPY) 3 に対して配当停止通知を送 付した場合	行がBKCI (JPY) 4 に対して配当停止通知を送 付した場合

強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とし	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とし
	て当行普通株式の配当を実施した場合、当該	て当行普通株式の配当を実施した場合、当該
	事業年度の翌事業年度中の配当支払日におい	事業年度の翌事業年度中の配当支払日におい
	ては、本BKCI (JPY) 3 優先出資証券に満額の配	ては、本BKCI(JPY)4優先出資証券に満額の配
	当を実施しなければならない。	当を実施しなければならない。
	ただし、強制配当停止・減額事由が発生して	ただし、強制配当停止・減額事由が発生して
	おらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生	おらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生
	に伴う配当停止通知の送付もなされていない	に伴う配当停止通知の送付もなされていない
	という条件に服する。	という条件に服する。
分配可能額制限	本BKCI (JPY) 3 優先出資証券の配当は、当行の	本BKCI (JPY) 4 優先出資証券の配当は、当行の
	可処分分配可能額(注16)の範囲で支払われ	可処分分配可能額 (注17)の範囲で支払われ
	ర .	వ .
配当制限	当行優先株式(注12)への配当が減額された	当行優先株式(注12)への配当が減額された
	場合には本BKCI(JPY)3優先出資証券への配当	場合には本BKCI (JPY) 4 優先出資証券への配当
	も同じ割合で減額される。	も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注12)と同格	当行優先株式(注12)と同格

(注)7.清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本BKCI (USD) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求 権を有する優先株式。

13. 本BKCI (JPY) 1 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日に支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI(JPY)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

14. 配当計算日

毎年6月30日及び12月30日

15. 本BKCI (JPY) 2優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI(JPY)2優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI(JPY)2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI(JPY)2優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注14)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

16.本BKCI (JPY) 3優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI(JPY)3優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本BKCI(JPY)3優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額(平成20年12月の配当可能金額を除く)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)3優先出資証券の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)3優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI(JPY)3優先出資証券への配当支払日の直後の配当計算日(注14)の翌日から12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、その時点での事業年度開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)3優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日の直後の配当計算日(注14)までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

17. 本BKCI (JPY) 4優先出資証券に関する可処分分配可能額

平成21年3月の配当可能金額

平成20年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、平成21年3月31日に終了する事業年度の開始後平成20年12月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)4優先出資証券への平成21年3月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年12月30日の翌日から平成21年3月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた本BKCI(JPY)4優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本BKCI(JPY)4優先出資証券への満額配当金額と、本BKCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注12)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本BKCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日に支払われた本BKCI(JPY)4優先出資証券の配当支払日に支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本BKCI(JPY)4優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本BKCI(JPY)4優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(参考)

デリバティブ取引にかかる信用リスク相当額は以下のとおりであります。

種類	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
金利スワップ	656,177	610,126
通貨スワップ	300,065	350,700
先物外国為替取引	372,972	313,848
金利オプション(買)	1,195	3,208
通貨オプション(買)	1,507,828	1,416,197
その他の金融派生商品	113,012	93,624
一括清算ネッティング契約による	1 350 006	1 247 720
信用リスク相当額削減効果	1,350,096	1,247,739
合計	1,601,152	1,539,966

- (注) 1.上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。
 - 2. 信用リスク相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の 元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外の ものに区分される債権であります。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年 3 月31日	平成23年 3 月31日
貝性の区力	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,898	1,758
危険債権	4,032	4,045
要管理債権	2,567	2,696
正常債権	339,179	347,037

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行ならびにみずほフィナンシャルグループは、平成23年3月の当行のシステム障害につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。東日本大震災発生後、日本全体が困難な状況にある中、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当グループといたしましては、再びこうした事態を起こすことのないよう、平成23年5月23日に公表いたしました「今回のシステム障害の発生原因および改善・対応策について(骨子)」に基づく改善・対応策を着実に実行するとともに、皆さまにご信頼いただけるよう、「お客さま第一主義」の原点に立ち返り、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

当グループでは、中期基本方針として「変革」プログラムを平成22年5月に発表して以降、「お客さま第一主義」を実践しつつ、新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、収益力、財務力及び現場力の抜本的見直しを行い、その強化策を実行してまいりました。

しかしながら、この度のシステム障害を踏まえ、「変革」プログラムで目指す姿として掲げている「最も信頼される金融機関」となるためには、一段の自主的・自律的改革が必要であることを強く認識し、「変革」プログラムの加速策に取り組むことといたしました。「経営体制」「人事」「業務」の大胆な集約と一元化を図ることで、グループの一体運営を一段と強化し、合併等の統合を視野に入れた「ワンバンク」に実質的に移行してまいります。こうした取り組みを通じて、「お客さま第一主義」を徹底してまいります。

グループ各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。

当グループは、グループ一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取組を加速することを目的として、平成23年4月に、みずほ信託銀行をみずほフィナンシャルグループの、みずほ証券をみずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券を当行の完全子会社とする株式交換契約をそれぞれ締結いたしました。この完全子会社化により、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化等により柔軟に対応できるグループ経営体制の構築、 総合金融サービス力の一層の発揮と、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制の強化、 業務集約の推進やコスト構造改革等の徹底によるグループ経営効率の更なる向上、を目指してまいります。

証券分野におきましては、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供すべく、完全子会社化後のみずほ証券及びみずほインベスターズ証券の合併その他の方法による統合を検討してまいります。

金融円滑化につきましては、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、「中小企業金融円滑化法」の延長及び「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」に関する平成23年4月公表の監督指針の趣旨も踏まえ、グループ統一的に取り組んでまいります。

また、東日本大震災が国民経済・国民生活に与える影響度・範囲に鑑み、金融機関としての社会的責任・公共的使命を踏まえ、お客さまの早期回復や産業・地域の復興支援にグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

[ビジネス戦略]

グローバルリテールグループの中核会社である当行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に 則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの中長期的な信頼関係を構築してまいりま す。

個人マーケットにおきましては、お客さまのニーズやマーケット特性を踏まえた取組みを高度化するとともに、グループ会社との連携強化を図ってまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、お客さまへの円滑な資金供給、最適なソリューションの提供に積極的に取り組んでまいります。さらに、お客さまとの接点を拡大し、グループ各社との連携を一層強化することでグループ総合力を最大限に活用し、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

また、東日本大震災の復興支援にあたりましては、お客さまの事業・生活復旧を金融面から最大限支援するとともに、被災地に多くの拠点を有する金融機関として、地域復興に主体的に関与するなど、総力を挙げて取り組んでまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めるとともに、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、ビジネス戦略を着実に遂行してまいります。また、金融教育の支援や環境への取組等にあたっては、東日本大震災の復興支援の観点も踏まえ、CSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1.財務面に関するリスク

(1)不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加等による追加的損失の発生

当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境変化等によっては、想定を超える新たな不良 債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担 保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。例えば、平成21年3月期におきましては、経済環境の悪化や 世界的な金融市場混乱に伴う影響による国内外の企業業績の悪化に加え、将来の不透明な経済環境を踏まえた保 守的な引当を行ったこともあり、与信関係費用が増加しました。このような事態を含め、与信関係費用が増加す る等追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2)保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当行及び当グループでは、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。例えば、平成21年3月期におきましては、国内外の株式相場の下落に伴う減損処理の実施等により、株式関係損益が悪化しました。

また、当行及び当グループの自己資本比率の計算においては、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が変動した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当行及び当グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。例えば、平成20年3月期及び平成21年3月期におきましては、世界的な金融市場の混乱により、証券化商品等の市場流動性が著しく低下し、当行及び当グループにおきましても、保有証券化商品の価格下落等により損失が発生しました。このような事案を含め、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があり、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3)自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされております。かかる規制等により、当グループや当行を含む当グループの銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成22年12月にバーゼル銀行監督委員会は、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるバーゼル テキスト(銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すもの)を公表しております。

仮に当行の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の 増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められ る可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)格付に係るリスク

格付引き下げによる悪影響

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加 担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業 績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5)資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当行及び当グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2.業務面等に関するリスク

(1)業務面に関するリスク

当行及び当グループの戦略、施策が奏効しないリスク

当行及び当グループは、様々な戦略や施策を実行しております。平成22年5月、当グループは、平成22年度から平成24年度までの3年間を対象期間とする当グループの新たな中期基本方針を発表しました。またこの中で、平成24年度末の数値目標についても併せて発表しております。しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性や、本項に示した各種リスクの顕現化又は中期基本方針の前提となる経済環境の変化等により中期基本方針で発表した数値目標を達成できない可能性があります。

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当行及び当グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携、資本提携を実施しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な 法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を 受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当 局の監督を受けております。

当行及び当グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員による過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期 的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しております が、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合に は、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財 務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼動の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。例えば、平成23年3月、当行のシステム障害により、振込取引を中心とした決済取引やATM・インターネットバンキング取引の不能が発生し、同年5月、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行は金融庁より業務改善命令を受けました。このような事案を含め、システムリスクの顕在化が発生した場合には、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、情報の漏洩や不正なアクセスを防止するため、個人情報保護法の下で、より厳格な管理が要求されております。当行においても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当行及び当グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

株式会社みずほフィナンシャルグループは、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、同社は、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の更なる強化を行っております。同法により、同社経営者及び監査法人はそれぞれ同社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、株式会社みずほフィナンシャルグループは、同社の経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められております。

当行及び当グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当行及び当グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスク

当行及び当グループは、国内外において銀行業務を中心に様々な金融業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。

なお、当行には係争中の重要な訴訟はありません。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当行及び当グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当行及び当グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当行及び当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国(イラン、キューバ、スーダン、シリア。以下、「指定国」という。)と事業を行うことが一般的に禁止されており、当行及び当グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。指定国に関係するこれらの業務は、当行及び当グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

しかしながら、米国の2010年イラン包括制裁法(Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010)のように、指定国での取引に関わる者への規制が今後も強化されていく可能性があります。日本の法令も含め、当行及び当グループはこれらの法令を遵守する態勢を整備しておりますが、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、乃至は当行及び当グループのレピュテーションが毀損することで、当行及び当グループの事業又は株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

3.金融諸環境等に関するリスク

経済状況の悪化や金融市場の混乱による悪影響

当行及び当グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の混乱等が生じた場合には、当行及び当グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。例えば、近年、世界的な金融市場の混乱や経済状況の悪化により、当行及び当グループにおいても、保有証券化商品の価格下落、与信関係費用の増加、株式の減損処理等により損失が発生しました。このような事案を含め、今後、経済状況の悪化や金融市場の混乱が生じた場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けております。例えば、平成22年12月にバーゼル銀行監督委員会が、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるバーゼル テキストを公表したように、これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、日本では、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当行及び当グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、ゆうちょ銀行等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当行及び当グループが、競争に十分対応することができない場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競争激化等に伴い、金融業界において金融機関の再編が進み、当行及び当グループの競争力や株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行及び当グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行及び当グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における体制整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行及び当グループの業務の一部が停止する等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行及び当グループの不良債権及び与信関係費用が増加したり、保有株式や金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

みずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化について

株式会社みずほフィナンシャルグループ、同社連結子会社である当行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、当グループの上場子会社であるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化(以下それぞれを「本件完全子会社化」)に関して、平成23年3月15日付基本合意書に基づき、平成23年4月28日に各社取締役会において、株式交換により、みずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社とすること、みずほ証券株式会社を株式会社みずほコーポレート銀行の完全子会社とすること、みずほエ券株式会社を当行の完全子会社とすることを決定し、各々株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、必要となる株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成23年9月1日を効力発生日として行う予定です。

1.株式交換の目的

株式会社みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。

当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

証券分野においては、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供すべく、本件完全子会社化後のみずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の合併その他の方法による統合を検討してまいります。このように、「銀・信・証」連携をはじめとする当グループの総力を結集することにより、個人のお客さまには、共同店舗の展開や運用商品・コンサルティング機能の拡充など、より充実した総合金融サービスを提供するとともに、法人のお取引先には、グローバル化・高度化・多様化する経営課題に対して、グループ各社の専門機能を発揮した最適な金融ソリューションを提供してまいります。

本件完全子会社化等により「グループ力」の強化を図ることで、当グループの企業価値の更なる向上を目指し、本株式交換により株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式を保有することになるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまを含め、株式会社みずほフィナンシャルグループの株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

2. みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換の条件

(1)株式交換の方法

会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」)を行います。

また、本件株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当します。

なお、本件完全子会社化の目的を実現するとともに、株式交換完全子会社の株主の皆さまに対して割り当てられる株式交換の対価の流動性を確保し、それらの株主の皆さまに対し本件完全子会社化によるシナジーの利益を提供するとの観点から、本件株式交換については、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、この株式交換の対価としては、当行の株式ではなく、当行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式を割り当てることといたします。

(2)株式交換に係る割当ての比率

会社名	株式会社みずほフィナン シャルグループ (株式交換完全親会社で ある当行の完全親会社)	みずほインベスターズ 証券株式会社 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る 割当ての内容	1	0.56
本件株式交換により 交付する株式数	普通株式: 322,951,927株(予定)	

(注1)株式の割当比率

みずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式0.56株を、交付いたします。

但し、当行が保有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式(平成23年4月28日現在654,155,206株)については、本件株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本件株式交換により交付するみずほフィナンシャルグループ普通株式の数

当行は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当行がみずほインベスターズ証券株式会社の発行済株式(但し、当行の有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」)におけるみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さま(但し、当行を除きます。)に対し、みずほインベスターズ証券株式会社の株式に代わる金銭等として、その有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式0.56株の割合をもって、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式を割り当てる予定です。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほインベスターズ証券株式会社が保有することとなる自己株式(平成23年3月31日現在1,502,733株)(なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほインベスターズ証券株式会社が取得する自己株式を含みます。)の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。よって、本件株式交換により交付する株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式数については、みずほインベスターズ証券株式会社による自己株式の取得及び消却等の理由により今後変更される可能性があります。

(3)株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

みずほインベスターズ証券株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

3.株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1)算定の基礎

本件株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を担保するため、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行はメリルリンチ日本証券株式会社を、みずほインベスターズ証券株式会社はJPモルガン証券株式会社をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

メリルリンチ日本証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDDM分析を実施し、各社の1株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率の評価を実施しました。

株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率算定書の提出を受けました(なお、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の取締役会は、一定の前提条件のもとに、本件株式交換に係る株式交換比率が財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。また、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社から、分析及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の(注1)の記載をご参照ください。)。

市場株価分析については、(1)平成23年4月22日(以下「基準日」)を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)株式会社みずほフィナンシャルグループ傘下の上場子会社(みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社)の完全子会社化に関する憶測報道がなされた平成23年2月26日の前営業日である平成23年2月25日(以下「基準日」)を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチ日本証券株式会社が株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの1株当たり株式

価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる1株当たり株式価値の算定結果に基づく株式交換比率の評価レンジは以下のとおりです(以下の株式交換比率の評価レンジは、みずほインベスターズ証券株式会社の普通株式1株に割り当てる株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の数の評価レンジを記載したものです。なお、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行は、メリルリンチ日本証券株式会社によるDDM分析の前提として同社に提出した株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の各利益計画において、大幅な増減益を見込んでおりません(但し、みずほインベスターズ証券株式会社の特定の事業年度に係る税効果によるものは除きます。)。)。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価分析	0.54~0.59
(基準日)	0.54 ~ 0.59
市場株価分析	0.52~0.59
(基準日)	0.52~0.59
類似企業比較分析	0.25 ~ 0.57
DDM分析	0.20~0.79

なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、当該意見書の提出及びその基礎となる各 1 株当たり株式価値分析の実施に際し、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社から提供を受けた情報並びに公開情報につき、独自の検証を行うことなく、全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の、それぞれの指示に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の事業、業務、財務状況及び見通しに関する情報について、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映したものであることを前提としております。

メリルリンチ日本証券株式会社の当該意見書及び分析は当該意見書又は分析の日付現在の金融条件、経済条件、為替条件、市場条件その他の条件を前提としており、同日現在においてメリルリンチ日本証券株式会社が入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券株式会社は、かかる不安定な状況が株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社並びに本件株式交換に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。メリルリンチ日本証券株式会社は、当該意見書又は分析の日付以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見又は分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券株式会社は、本件株式交換に関し、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行からその全額について本件株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。

(2)算定の経緯

株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行は、上記2(2)に記載の株式交換比率が株式会社みずほフィナンシャルグループの株主の皆さまの利益に、みずほインベスターズ証券株式会社は、上記2(2)に記載の株式交換比率がみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社が協議し合意の上、本件株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

(3)第三者算定機関との関係

第三者算定機関であるメリルリンチ日本証券株式会社及びJP モルガン証券株式会社は、いずれも、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

4. 本件株式交換後の株式交換完全親会社等の状況

	割当を行う	本件株式交換後の
	有価証券の発行者	株式交換完全親会社
名称	株式会社みずほフィナ	株式会社みずほ銀行
	ンシャルグループ	
所在地	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区内幸町
	二丁目5番1号	一丁目1番5号
代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 康博	取締役頭取 塚本 隆史
事業の内容	銀行持株会社	銀行業
資本金	2,181,375百万円	700,000百万円
(平成23年3月31日現在)		

(注1)

メリルリンチ日本証券株式会社の分析及び意見書の作成は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び 当行の各取締役会が本件株式交換に係る株式交換比率の検討に関して使用することを唯一の目的に行われて おり、上記の目的以外には、いかなる目的のためにも依拠又は使用することはできません。

メリルリンチ日本証券株式会社は各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、その分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。

比較分析に用いたいかなる会社にも、株式会社みずほフィナンシャルグループ又はみずほインベスターズ証券株式会社と同一のものはありません。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、意見書の提出及び分析の実施に際し、株式会社みずほフィナンシャルグループの発行している第十一回第十一種優先株式につき、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。

メリルリンチ日本証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ若しくはみずほインベスター ズ証券株式会社又はそれらの関係会社の個別の資産又は負債(偶発債務、貸倒引当金を含みます。)につい て鑑定、評価を行っておらず、それらの財産又は設備の実地の見分を行う義務を負っておりません。

また、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律のもとでも株式会社みずほフィナンシャルグループ又はみずほインベスターズ証券株式会社の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。さらに、本件株式交換に付随・関連する他の取引(上記「1.株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。)に関しても、上記意見書においては何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、本件株式交換につき、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行の了解する一定の会計・税務上の処理が行われること、本件株式交換が重要な合意事項の変更なくその条件に従い実行されること、及び、当局から排除措置又は変更措置等の制限が課されることにより、本件株式交換に悪影響を与えないことを前提としております。

株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行は、メリルリンチ日本証券株式会社の関与から発生する一定の責任に関して、同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券株式会社の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社・商業銀行であり、本件株式交換に係る財務アドバイザリー・サービスとは別に、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社に対して投資銀行サービス、商業銀行サービス等の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。メリルリンチ日本証券株式会社及びその関係会社は、通常の業務において、自己又は顧客の勘定で、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式等の金融商品につき投資、ロング又はショート・ポジションの保有等を行う可能性があります。

メリルリンチ日本証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ又は当行による本件株式交換の実行決定の是非について意見を述べるものではなく、株式会社みずほフィナンシャルグループ以外の者に

とっての公正性又はその他の考慮事項について意見を述べておりません。また、本件株式交換の発表後又は 完了後の株式会社みずほフィナンシャルグループ又はみずほインベスターズ証券株式会社の株式価格又はそ の売買の是非について意見を表明するものではなく、本件株式交換又は関連事項について、株主がどのよう に議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでありません。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成22年度における当行及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況につきましては以下の通りと分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1.業績の状況

(財政状態及び経営成績の分析)

(1) 総論

みずほフィナンシャルグループの収益状況は、顧客部門収益が非金利収支を中心に増加したこと、与信関係費用が取引先の資金ニーズに応えつつ適切な与信管理に努めた結果改善したこと等により、連結経常利益が前連結会計年度比2,613億円増加し5,884億円となり、連結当期純利益は同1,738億円増加して4,132億円となりました。当行及び連結子会社につきましては以下の通りです。

〔収益状況〕

連結経常収益は、貸出金利回りの低下等により資金運用収益が減少したこと等により、前連結会計年度比743億円減少し、1兆1,403億円となりました。連結経常費用は、金利低下により資金調達費用が減少したこと、与信関係費用が改善したこと等により、前連結会計年度比1,975億円減少し、9,713億円となりました。この結果、連結経常利益は前連結会計年度比1,231億円増加の1,690億円、連結当期純利益は同843億円増加の1,400億円となりました。

〔金利・非金利収支の状況〕

金利収支の状況

資金利益は、預貸金利回差の縮小等により前連結会計年度比271億円減少し、6,144億円となりました。

非金利収支の状況

役務取引等利益は、投信関連手数料が増加したこと等により前連結会計年度比18億円増加し、1,796億円となりました。

(2)経営成績の分析

[損益の状況]

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下の通りです。

(図表1)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
連結粗利益	9,004	9,093	89
資金利益	6,416	6,144	271
役務取引等利益	1,778	1,796	18
特定取引利益	691	819	128
その他業務利益	118	332	213
営業経費	6,807	6,563	244
人件費	3,294	3,060	233
物件費	3,194	3,180	14
税金	318	321	3
不良債権処理額	1,569	703	866
(含:一般貸倒引当金純繰入額)	00	00	40
株式関係損益	63	82	19
持分法による投資損益	4	6	2
その他	109	60	48
経常利益(+ + + + +)	458	1,690	1,231
特別損益	224	172	51
うち貸倒引当金戻入益等	' 277	222	55
税金等調整前当期純利益(+)	682	1,863	1,180
法人税、住民税及び事業税	54	22	32
法人税等調整額	67	238	170
少数株主損益調整前当期純利益	560	1,602	1,041
(+ +) 少数株主損益	2	201	198
当期純利益(+)	557	1,400	843
包括利益	2,710	973	1,737
⊢ //	4 000	104	044
与信関係費用(+ ')	1,292	481	811

⁽注)費用項目につきましては 表記としております。

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度に比べ89億円増加し、9,093億円となりました。項目ごとの収支は以下の通りです。

(資金利益)

資金利益は、預貸金利回差の縮小等により前連結会計年度比271億円減少し、6,144億円となりました。 (役務取引等利益)

役務取引等利益は、投信関連手数料が増加したこと等により前連結会計年度比18億円増加し、1,796億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前連結会計年度比128億円増加し、819億円となりました。その他業務利益は、前連結会計年度比213億円増加し、332億円となりました。

営業経費

営業経費は、退職給付費用を中心に前連結会計年度比244億円減少し、6,563億円となりました。

不良債権処理額(与信関係費用)

一般貸倒引当金純繰入額を加えた不良債権処理額に、特別利益に計上した貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、前連結会計年度に比べ811億円減少し481億円となりました。内訳は、貸出金償却等の不良債権処理額が703億円に対し、特別利益に計上した貸倒引当金戻入益等が222億円であります。

株式関係指益

株式関係損益は、株価下落に伴い償却を実施したこと等により前連結会計年度比19億円減少し、82億円の損失計上となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前連結会計年度に比べ2億円増加し、6億円の利益計上となりました。

その他

その他は、前連結会計年度比48億円改善し、60億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前連結会計年度比1,231億円増加し、1,690億円となりました。

特別損益

特別損益は、前連結会計年度比51億円減少し、172億円の利益となりました。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比1,180億円増加し、1,863億円となりました。

法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は22億円となりました。

法人税等調整額

法人税等調整額は238億円となりました。

少数株主損益調整前当期純利益

少数株主損益調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,041億円増加し、1,602億円となりました。

少数株主指益

少数株主損益(利益)は、前連結会計年度に比べ198億円増加し、201億円となりました。

当期純利益(包括利益)

以上の結果、当期純利益は、前連結会計年度比843億円増加し、1,400億円となりました。また、包括利益は、前連結会計年度比1,737億円減少し、973億円となりました。

- 参考 -(図表 2)損益状況(単体)

	前事業年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
業務粗利益	8,188	8,092	95
資金利益	6,129	5,717	411
役務取引等利益	1,483	1,478	5
特定取引利益	431	551	120
その他業務利益	143	345	201
経費(除く臨時処理分)	5,703	5,547	156
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	2,484	2,545	60
臨時損益等	1,596	1,160	435
うち不良債権処理額	1,116	530	585
うち株式関係損益	6	83	76
経常利益	888	1,384	496
特別損益	210	333	123
当期純利益	960	1,498	538
与信関係費用	705	153	551

〔セグメント情報〕

当連結会計年度から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益に代えて、業務粗利益及び業務純益を開示しております。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

当連結会計年度

(図表3)報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

		当連結会計年度				
		(目	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
			金額(<u> (息円)</u>		
			業務粗利益	業務純益		
みで	ずほ銀行		8,092	2,545		
	個人部門		2,828	451		
	法人部門		3,918	1,681		
	市場部門・その他		1,346	413		
みで	ずほインベスターズ証券グループ		503	93		
そ(D他		496	242		
	合計		9,093	2,88		

^{*} 業務純益は、一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

前連結会計年度

(図表4)報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		
		金額(億円)		
		業務粗利益	業務純益	
み	ずほ銀行	8,188	2,484	
	個人部門	2,885	427	
	法人部門	3,929	1,640	
	市場部門・その他	1,374	417	
みっ	ずほインベスターズ証券グループ	476	76	
そ(の他	339	245	
	合計	9,004	2,807	

^{*} 業務純益は、一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

(図表5)事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳)

(四代))事業の信頼がピッパント情報(M			
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
	金額 (億円)		
銀行業	385		
証券業	241		
その他事業	170		
計	455		
消去または全社	2		
経常利益	458		

^{*} 各事業の主な内容は以下の通りであります。

銀行業..........銀行業 証券業...........証券業

その他事業……ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等

(3)財政状態の分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下の通りです。

(図表6)

(四次0)			
	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
資産の部	728,388	747,819	19,430
うち有価証券	194,396	196,507	2,111
うち貸出金	324,265	333,404	9,139
負債の部	708,022	723,000	14,977
うち預金	557,184	562,223	5,038
うち譲渡性預金	17,317	7,612	9,705
うち債券	8,218	7,409	809
純資産の部	20,366	24,819	4,452
株主資本合計	14,310	19,403	5,092
その他の包括利益累計額合計	1,231	603	627
少数株主持分	4,824	4,812	12

〔資産の部〕

有価証券

(図表7)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額(億円)	金額 (億円)
有価証券	194,396	196,507	2,111
国債	150,908	147,843	3,064
地方債	1,326	1,562	235
社債	21,836	27,150	5,314
株式	8,762	8,270	491
その他の証券	11,562	11,680	117

有価証券は19兆6,507億円と、社債を主因に前連結会計年度末に比べ2,111億円増加しております。

貸出金

(図表8)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
貸出金	324,265	333,404	9,139

(単体)

		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
		金額 (億円)	金額 (億円)	金額(億円)
貸出金		324,676	333,762	9,086
中小企業等貸出金	*	237,605	235,414	2,191
うち居住用住宅ローン		100,161	102,681	2,519

^{*}中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社 又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

貸出金は33兆3,404億円と、前連結会計年度末に比べ9,139億円増加しております。

また、当行単体の貸出金残高は33兆3,762億円と前事業年度末に比べ9,086億円増加しております。

なお、当行単体の中小企業等貸出金残高は、前事業年度末に比べ2,191億円減少して23兆5,414億円、うち居住用住宅ローンは、同2,519億円増加して10兆2,681億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下の通りです。

(図表9)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
破綻先債権	518	311	207
延滞債権	5,187	5,318	130
3 ヵ月以上延滞債権	91	249	158
貸出条件緩和債権	2,846	3,321	474
合計	8,644	9,200	555

貸出金に対する割合(%)	2.66	2.75	0.09

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、破綻先債権が減少する一方で、貸出条件緩和債権等が増加したことにより、前連結会計年度末比555億円増加し、9,200億円となりました。その結果、貸出金に対するリスク管理債権の割合は0.09ポイント上昇し、2.75%となっております。

なお、不良債権(当行単体)に関しては、後段(4)で詳細を分析しております。

〔負債の部〕

預金

(図表10)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
預金	557,184	562,223	5,038
譲渡性預金	17,317	7,612	9,705

(単体)

(rr)			
	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額 (億円)
預金	557,253	562,072	4,819
個人	333,695	340,223	6,528
一般法人	189,890	190,340	450
金融機関・政府公金	33,668	31,508	2,159

^{*}特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達勘定整理前の計数です。

預金は、普通預金の増加を主因に前連結会計年度末比5,038億円増加の56兆2,223億円となっております。譲渡性預金は7,612億円と前連結会計年度末に比べ9,705億円減少しております。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、前事業年度末に比べ個人が6,528億円の増加、一般法人が450億円の増加、金融機関・政府公金が2,159億円の減少となっております。

債券

(図表11)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
債券	8,218	7,409	809
利付債券	8,218	7,409	809

債券は7,409億円と、前連結会計年度末比809億円減少しております。

[純資産の部]

(図表12)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
純資産の部合計	20,366	24,819	4,452
株主資本合計	14,310	19,403	5,092
資本金	7,000	7,000	-
資本剰余金	6,814	10,572	3,758
利益剰余金	495	1,830	1,334
その他の包括利益累計額合計	1,231	603	627
その他有価証券評価差額金	34	528	494
繰延ヘッジ損益	173	40	133
土地再評価差額金	1,089	1,088	0
為替換算調整勘定	3	3	0
少数株主持分	4,824	4,812	12

当連結会計年度末の純資産の部合計は2兆4,819億円となりました。主な変動は以下の通りです。

資本剰余金は、自己株式の処分により前連結会計年度末比3,758億円増加し、1兆572億円となりました。

利益剰余金は、当期純利益1,400億円を計上したこと等により、前連結会計年度末比1,334億円増加し1,830億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比494億円減少し 528億円、少数株主持分は、同12億円減少の4,812 億円となりました。

(4)不良債権に関する分析(単体)残高に関する分析(金融再生法開示債権)

(図表13)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる	1,897	1 757	139
債権	1,097	1,757	139
危険債権	4,032	4,044	12
要管理債権	2,567	2,696	129
小計(要管理債権以下) (A	8,497	8,498	1
正常債権	339,178	347,037	7,858
合計 (B	347,676	355,535	7,859
(A) /(B) (%)	2.44	2.39	0.05

当事業年度末の不良債権残高(要管理債権以下)は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少、危険債権及び要管理債権の増加により、前事業年度末に比べ1億円増加し、8,498億円となりました。一方、正常債権が前事業年度末に比べ7,858億円増加したことにより、不良債権比率は0.05ポイント低下し、2.39%となっております。

保全に関する分析

前事業年度末及び当事業年度末における金融再生法開示債権(要管理債権以下)の保全及び引当の状況は、以下の通りであります。

(図表14)

		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
		金額 (億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債 権	(A)	1,897	1,757	139
うち担保・保証	(B)	1,832	1,701	131
うち引当金	(C)	65	56	8
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	100.0 %	100.0 %	-
保全率	((B) + (C)) / (A)	100.0 %	100.0 %	-
危険債権	(A)	4,032	4,044	12
うち担保・保証	(B)	2,327	2,313	13
うち引当金	(C)	1,149	1,131	17
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	67.4 %	65.4 %	2.0 %
保全率	((B) + (C)) / (A)	86.2 %	85.1 %	1.0 %
要管理債権	(A)	2,567	2,696	129
うち担保・保証	(B)	746	862	115
うち引当金	(C)	612	536	75
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	33.6 %	29.2 %	4.3 %
保全率	((B) + (C)) / (A)	52.9 %	51.8 %	1.0 %

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を 控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引 当率、保全率はともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額を個別貸倒引当金等として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は2.0ポイント低下し65.4%に、保全率も1.0ポイント低下し85.1%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定した予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は4.3ポイント低下し29.2%に、保全率は1.0ポイント低下し51.8%となっております。

上記債権以外の債権に対する引当率は、以下の通りであります。

(図表15)

()			
	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意先債 権(%)	4.65	4.28	0.37
正常先債権(%)	0.25	0.23	0.02

(5)自己資本比率に関する分析

(図表16)連結自己資本比率(国内基準)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額 (億円)
基本的項目(Tier)	18,662	23,747	5,084
資本金	7,000	7,000	-
資本剰余金	6,814	10,572	3,758
利益剰余金	494	1,830	1,335
社外流出予定額	66	0	66
その他有価証券の評価差損	-	-	-
為替換算調整勘定	3	3	0
連結子法人等の少数株主持分	4,741	4,735	6
のれん相当額	13	-	13
証券化取引に伴い増加した自	26	20	5
己資本相当額	20	20	5
期待損失が適格引当金を上回	285	373	88
る額の50%相当額	200	3/3	00
補完的項目(Tier)	13,065	11,295	1,769
(うち自己資本への算入額)	(13,065)	(11,295)	(1,769)
土地の再評価額と再評価の直			
前の帳簿価額の差額の45%相	838	837	0
当額			
一般貸倒引当金	17	21	3
負債性資本調達手段等	12,209	10,436	1,773
控除項目	682	934	252
自己資本額(+ -)	31,046	34,108	3,062
リスク・アセット等	240,992	228,688	12,304
連結自己資本比率			
(国内基準)(/)	12.88%	14.91%	2.03%
Tier 比率(/)	7.74%	10.38%	2.64%

連結ベースの自己資本額は、自己株式の処分による資本剰余金の増加ならびに連結当期純利益計上による利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末に比べ3,062億円増加し、3兆4,108億円となりました。一方、リスク・アセット等は、前連結会計年度末に比べ1兆2,304億円減少し、22兆8,688億円となりました。この結果、連結自己資本比率(国内基準)は前連結会計年度末に比べ2.03ポイント上昇し14.91%に、Tier 比率は2.64ポイント上昇し10.38%となっております。

2.キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。 (図表17)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,066	19,436	55,630
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,928	1,734	76,662
財務活動によるキャッシュ・フロー	646	2,252	1,606

営業活動によるキャッシュ・フローは、借用金の増加等を反映し1兆9,436億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・売却・償還等を反映し1,734億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の処分による収入等を反映し2,252億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比 2 兆3,420億円増加して、 3 兆9,726 億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、主要なものとして当行は事務・システムセンター関係並びに営業店への投資を行いました。また既存店舗及びその他の施設について、諸施設の更新、保守に努めました。この結果、当連結会計年度の総投資額は677億円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(みずほ銀行)

企画管理部門(本部・本店・事務センター)

				設備の内	土	地	建物	動産等	合計	従業
	会社名	店舗名その他	所在地	容容	面積 (㎡)		帳簿価額(百万円)			員数 (人)
	-	本部・本店	東京地区	本部・店 舗	•	1	6,604	7,287	13,891	4,181
当行	-	東京事務セン ター ほか 4 物件	東京地区ほか	事務センター	74,259	89,324	109,459	37,427	236,211	(注)1

業務部門(営業店)

				設備の内	土	地	建物	動産等	合計	従業
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (㎡)		帳簿価額((百万円)		員数 (人)
		丸之内支店 ほか212店	東京地区	店舗	87,792 (5,738)	113,566	68,499	12,941	195,006	7,265
		横浜支店 ほか124店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	66,195 (7,161)	60,224	30,005	7,093	97,322	3,419
		札幌支店 ほか4店	北海道地区	店舗	4,130 (1,187)	1,099	1,253	271	2,623	171
		仙台支店 ほか8店	東北地区	店舗	9,971	6,755	2,937	441	10,135	281
		新潟支店 ほか6店	北陸・甲信越地 区	店舗	6,261	6,394	1,357	252	8,004	262
当行		名古屋支店 ほか16店	東海地区	店舗	8,365	8,393	3,802	829	13,024	581
		大阪支店 ほか33店	大阪地区	店舗	20,094 (1,546)	15,777	10,932	2,464	29,173	1,383
		神戸支店 ほか21店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	23,999 (202)	29,808	10,754	1,007	41,570	674
		広島支店 ほか8店	中国地区	店舗	6,570	6,289	1,750	359	8,399	228
		高松支店 ほか4店	四国地区	店舗	4,447	4,366	391	204	4,962	140
		福岡支店 ほか11店	九州・沖縄地区	店舗	11,421	12,596	2,048	459	15,103	384

(みずほインベスターズ証券グループ)

				設備の内	土	地	建物	動産等	合計	従業
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (㎡)		帳簿価額	(百万円)		員数 (人)
国内連 結子会 社	みずほインベ スターズ証券 株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	7,816 (6,938)	1,930	2,222	3,364	7,517	2,202

(その他)

	1			+n /# - 1	+	地	建物	動産等	合計	従業
	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内 容	面積 (m²)	J	帳簿価額			員数(人)
国内連 結子会 社	みずほ信用保 証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	352 (0)	700	128	165	994	202
国内連 結子会 社	みずほファク ター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	-	1	99	87	186	132
国内連 結子会 社	みずほキャピ タル株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所ほか	12	1	104	45	151	51

- (注) 1. 当行の主要な設備のうち業務部門の本部機構設備は企画管理部門(本部)に含めて計上しております。また、企画管理部門の東京事務センターほか4物件の従業員数については、本部・本店の従業員数に含めて計上しております。
 - 2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物等も含め52,280百万円であります。
 - 3.動産等にはリース資産を含めて記載しております。そのうち動産は、事務機械50,851百万円、その他11,419百万円であります。
 - 4. 当行の国内代理店44か所、外貨両替業務を主とした出張所(成田空港3か所、関西国際空港2か所、羽田空港3か所)、店舗外外貨自動両替機(成田空港4か所)、店舗外現金自動設備(1,243か所、共同設置分33,675か所は除く)の帳簿価額は上記に含めて記載しております。
 - 5.上記には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

東京地区	土地	17,658百万円	(11,140m²) 、	建物	7,208百万円
関東地区(除く東京地区)	土地	9,506百万円	(8,777m²)、	建物	2,469百万円
北海道地区	土地	- 百万円	(- m²),	建物	73百万円
東北地区	土地	407百万円	(725 m²) 、	建物	24百万円
北陸・甲信越地区	土地	- 百万円	(- m²),	建物	8百万円
東海地区	土地	1,240百万円	(641m²)、	建物	286百万円
大阪地区	土地	4,819百万円	(5,332m²)、	建物	386百万円
近畿地区(除く大阪地区)	土地	3,251百万円	(2,487m²)、	建物	4,061百万円
中国地区	土地	- 百万円	(- m²),	建物	90百万円
四国地区	土地	347百万円	(225m²) 、	建物	- 百万円
九州・沖縄地区	土地	782百万円	(337m²) 、	建物	319百万円

- 6 . 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。
 - (1) リース契約

(みずほ銀行)

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	車両 (2,830台)	1	749

(2) レンタル契約

(みずほ銀行)

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間レンタル料 (百万円)
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	電算機ほか	•	1,932

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

红毛米 五	36.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第十三種優先株式	3,000,000
計	23,150,000

(注) 平成23年3月15日に臨時株主総会決議および種類株主総会決議をもって変更した当行定款第6条に次のとお

り 規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は、2,315万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式 2,000万株

第四種の優先株式 6万4,500株

第五種の優先株式 8万5,500株

第十三種の優先株式 300万株」

【発行済株式】

E 70137	1111-12			
種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年 6 月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,006,205	同左		完全議決権株式 であり、当行に おける標準とな る株式 (注)1
第四回第四種 優先株式	64,500	同左		(注)1、2
第五回第五種 優先株式	85,500	同左		(注) 1、3
第十回第十三 種優先株式	1,800,000	同左		(注)1、4
計	11,956,205	同左		

(注)1.当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第2項に規定する定款の定め はありません。

2. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当 および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容として おります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払 う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

取得の条件

優先株主は、上記 の期間中、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに下記(a)および(b)に定める取 得価額により、下記の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行ま たは処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

> 新規発行 1株あたり 普通株式数 への払込金額 既発行

普通株式数 調整前

調整前取得価額 取得価額 取得価額 医発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が取得を請求した優先株式の数

取得と引換えに交付 _ ×2,035,700円 すべき普通株式数 取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数に ついて会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該 取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

当銀行が取得する優先株式の数

取得と引換えに交付 = . ×2.035.700円 すべき普通株式数 取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3)取得請求権」 (a)および(b)に定める取 得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が 定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその 総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができ る募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位と し、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

3 . 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当お よび残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としてお ります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭に よる剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める 優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足 額は翌事業年度以降に累積しない。

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2 万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払 う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

優先株主は、上記 の期間中、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに下記(a)および(b)に定める取 得価額により、下記の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行ま たは処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

> 新規発行 1株あたり 普通株式数 への払込金額

普通株式数 調整前

調整前取得価額 取得価額 取得価額 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

既発行

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が取得を請求した優先株式の数

取得と引換えに交付 _ ×2,031,500円 すべき普通株式数 取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数に ついて会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(4) 取得条項

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該 取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

当銀行が取得する優先株式の数

取得と引換えに交付 = — ×2,031,500円 すべき普通株式数 取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3)取得請求権」 (a)および(b)に定める取 得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が 定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその 総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第四種および第五種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

なお、本優先株式の議決権については、下記(5)「議決権条項」に記載するとおりであり、普通株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して優先すること、第四種および第五種の優先株式に対しては剰余金の配当および残余財産の分配に関して劣後する代わりに剰余金の配当利回りが高い内容となっていることを踏まえて、議決権を有しない内容としております。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。 優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成23年3月15日以降とする。

取得の条件

優先株主は、上記 の期間中、当銀行が優先株式を取得するのと引換えに下記(a)および(b)に定める取得価額により、下記 の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、191,100円とする。

(b) 取得価額の調整

取得価額は、当銀行が優先株式発行後、調整前取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整される。

調整後 = 調整前 × 普通株式数 調整前取得価額 取得価額 × 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

既発行

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が取得を請求した優先株式の数

取得と引換えに交付 = ×212,000円 すべき普通株式数 取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数を切り捨て、かかる端数について会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(4) 取得条項

平成23年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えに下記の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

当銀行が取得する優先株式の数

取得と引換えに交付
すべき普通株式数×212,000円取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234条の規定によりこれを取り扱う。取得価額とは、上記「(3)取得請求権」 (a)および(b)に定める取 得価額をいう。

優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

(5) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第四種および第五種の 優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2)【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当ありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成18年8月1日 (注)1	50,937	6,061,984		650,000,000		762,345,829
平成20年3月14日 (注)2	518,403	6,580,387		650,000,000		762,345,829
平成20年3月25日 (注)3	184,583	6,395,804		650,000,000		762,345,829
平成21年 6 月24日 (注) 4		6,395,804		650,000,000	321,638,404	440,707,425
平成21年 8 月31日 (注)5	1,000	6,396,804	50,000,000	700,000,000	50,000,000	490,707,425
平成23年3月22日 (注)6	3,592,839	9,989,643		700,000,000		490,707,425
平成23年3月28日 (注)7	1,966,562	11,956,205		700,000,000		490,707,425

- (注) 1. 平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付しております。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却しております。これにより、発行済株式総数は50,937株増加しております。
 - 2. 平成20年3月14日に株主からの取得請求に基づき、第三回第二種、第六回第六種、第七回第七種、第八回第 八種および第九回第九種の各種優先株式全株合計184,583株を取得し、それと引換えに普通株式518,403株を 交付しております。これにより、発行済株式総数は518,403株増加しております。
 - 3. 平成20年3月14日付で取得した優先株式全株合計184,583株を、平成20年3月25日に消却しております。これにより、発行済株式総数は184,583株減少しております。
 - 4. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。
 - 5. 有償 株主割当(普通株式 1,000株) 発行価格 100,000千円 資本組入額 50,000千円
 - 6. 平成23年3月22日に株主からの取得請求に基づき、第四回第四種、第五回第五種および第十回第十三種の各種優先株式合計1,949,997株を取得し、それと引換えに普通株式3,592,839株を交付しております。これにより、発行済株式総数は3,592,839株増加しております。
 - 7. 平成23年3月28日に株主からの取得請求に基づき、第十回第十三種優先株式1,772,689株を取得し、それと 引換えに普通株式1,966,562株を交付しております。これにより、発行済株式総数は1,966,562株増加してお ります。

(6)【所有者別状況】

普通株式

平成23年3月31日現在

				株式の	D状況				端株の状況
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国》 個人以外	去人等 個人	個人その他	計	(株)
株主数(人)	73477411		3128 H	1	III/ (-X/)	III/X		1	
所有株式数 (株)				10,006,205				10,006,205	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第四回第四種優先株式

平成23年3月31日現在

				株式の	D状況				
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	- イスス その他の法 人		法人等 個人	個人その他	計	端株の状況 (株)
株主数 (人)				1			1	2	
所有株式数 (株)				1			64,499	64,500	
所有株式数の 割合(%)				0.00			100.00	100.00	

(注)自己株式64,499株は、「個人その他」に記載しております。

第五回第五種優先株式

平成23年3月31日現在

		株式の状況					*****		
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国 個人以外	法人等 個人	個人その他	計	端株の状況 (株)
株主数(人)				1			1	2	
所有株式数 (株)				1			85,499	85,500	
所有株式数の 割合(%)				0.00			100.00	100.00	

(注)自己株式85,499株は、「個人その他」に記載しております。

第十回第十三種優先株式

平成23年3月31日現在

	株式の状況					***** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **			
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国》 個人以外	法人等 個人	個人その他	計	端株の状況 (株)
株主数 (人)				1			1	2	
所有株式数 (株)				1			1,799,999	1,800,000	
所有株式数の 割合(%)				0.00			100.00	100.00	

(注)自己株式1,799,999株は、「個人その他」に記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャ ルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号	10,006,208	83.69
計		10,006,208	83.69

(注)当行は、自己株式として第四回第四種優先株式64,499株、第五回第五種優先株式85,499株および第十回第十三種優先株式1,799,999株の計1,949,997株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合16.30%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャ ルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号	10,006,205	100.00
計		10,006,205	100.00

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

	区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無	議決権株式	優先株式 1,950,000		優先株式の内容は、 「1.株式等の状況」
	第四回第四種優先株式	64,500		「(1)株式の総数等」 - 「 発行済株式」
	第五回第五種優先株式	85,500		(注)2、3、4に記載
	第十回第十三種優先株式	1,800,000		ー のとおりであります。 (注)
議	決権制限株式(自己株式等)			
議	決権制限株式(その他)			
完	全議決権株式(自己株式等)			
完	全議決権株式(その他)	普通株式 10,006,205	10,006,205	完全議決権株式であり、 当行における標準となる 株式であります。 (注)
端	株			
発	行済株式総数	11,956,205		
総	株主の議決権		10,006,205	

⁽注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

なお、上記の各種類の株式について、単元株式数の定めおよび会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

(9)【ストックオプション制度の内容】 該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第四回第四種優先株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当ありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式(注)	64,499	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成23年3月22日に取得請求を受けた64,499株を取得したものであります。この取得と引換えに当行普通株式687,078株を交付しているため、取得価額はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事美		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	ı	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を	-	-	-	-
行った取得自己株式				
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	64,499	-	64,499	-

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第五回第五種優先株式の取得

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当ありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式(注)	85,499	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成23年3月22日に取得請求を受けた85,499株を取得したものであります。この取得と引換えに当行普通株式908,902株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事美	業年度	当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	ı	-	1	-
消却の処分を行った取得自己株式	1	-	1	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	1	-	-	-
その他	-	-	1	-
保有自己株式数	85,499	-	85,499	-

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する第十回第十三種優先株式の取得

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当ありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式(注)	3,572,688	
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成23年3月22日に取得請求を受けた1,799,999株と、当該株式のうち 自己株式処分を行った後に、平成23年3月28日に取得請求を受けた1,772,689株を合計したものであります。 これらの取得と引換えに当行普通株式3,963,421株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	1,772,689	375,810	•	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	-	-	1	-
その他	•	-		-
保有自己株式数	1,799,999	-	1,799,999	-

3【配当政策】

剰余金の配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させていただきたいと考えております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用させていただきたいと考えております。

当行は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うこととしており、その決定機関は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、普通株式につきましては無配、各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当とさせていただきました。

なお、当行は会社法第454条第5項に基づき、「取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (円)	一株当たり配当額 (円)
	普通株式		
平成23年 6 月20日	第四回第四種優先株式	47,600	47,600
定時株主総会	第五回第五種優先株式	42,000	42,000
	第十回第十三種優先株式	16,000	16,000
	合計	105,600	

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

(平成23年6月22日現在)

役名	職名	氏名	生年月日		 略歴	任期	所有株式数
Ķ ü	74W III	201	<u> </u>	亚成14年 4 日	みずほコーポレート銀行執行役員	17.93	(株)
					人事部長 みずほフィナンシャルグループ常 務執行役員リスク管理グループ長		
				平成16年2月	兼人事グループ長兼人材開発室長 同 常務執行役員リスク管理グルー プ長兼人事グループ長		
					みずほコーポレート銀行常務執行 役員欧州地域統括役員		
PD (☆ (D =∓ PD					同 常務取締役企画グループ統括役 員兼財務・主計グループ統括役員 同 取締役副頭取	T. # 00/T. 6. D.	
取締役頭取 (代表取締役)		塚本 隆史	昭和25年8月2日生	平成20年4月	みずほフィナンシャルグループ副 社長執行役員財務・主計グループ 長	平成23年6月 から2年	
				平成20年4月	みずほフィナンシャルストラテ ジー取締役社長(平成21年4月ま で)		
					みずほフィナンシャルグループ取 締役副社長財務・主計グループ長		
				平成22年4月	同 取締役社長人事グループ長 同 取締役社長		
					当行取締役頭取(現職) みずほフィナンシャルグループ取		
					締役会長(現職)		
取締役副頭取		+67 PM	四和四个日日日日出		みずほ銀行執行役員人事部長	平成23年6月	
(代表取締役)		吉留 学	昭和28年8月28日生	平成18年3月 平成21年4月	同 常務執行役員 当行取締役副頭取(現職)	から 2 年	
				平成18年3月	みずほ銀行本店長		
取締役副頭取		矢野 正敏	昭和31年8月3日生	平成19年4月		平成23年4月	
(代表取締役)				平成21年4月 平成23年4月	同 常務執行役員 当行取締役副頭取(現職)	から2年	
				平成18年3月	みずほコーポレート銀行執行役員 業務監査部長兼内部監査統括役員		
取締役副頭取		種橋 牧夫	昭和32年3月13日生		付コーポレートオフィサー兼 ヒューマンリソースマネジメント	平成23年6月	
(代表取締役)		1至1间 1人人	阳和02年3万10日王	平成20年4月	部審議役 同 常務執行役員営業担当役員	から 2 年	
					みずほ銀行常務執行役員		
					当行取締役副頭取(現職)		
				平成18年3月	みずほコーポレート銀行キャリア 戦略部長		
常務取締役		倉中 伸	昭和32年10月5日生	平成19年4月	みずほフィナンシャルグループ人 事部長	平成22年4月 から2年	
					同 執行役員人事部長	N.27+	
					当行常務取締役(現職) みずほ銀行コーポレートファイナ		
					ンス部長		
常務取締役		古谷 昌彦	昭和32年9月24日生	平成19年4月	同 執行役員コーポレートファイナ ンス部長	平成23年4月 から2年	
					同 常務執行役員	1324	
					当行常務取締役(現職) みずほコーポレート銀行執行役員		
				11%10年3月	インターナショナルバンキングユ		
					ニット・シニアコーポレートオ フィサー		
					同 常務執行役員営業担当役員		
				平成18年3月	同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員	平成23年6月	
取締役		佐藤 康博	昭和27年4月15日生	平成19年4月	プクユニット統括役員 同 取締役副頭取内部監査統括役員	から2年	
					同 取締役頭取(現職)		
				十成21年6月	みずほフィナンシャルグループ取 締役		
					当行取締役(現職) みずほフィナンシャルグループ取		
				i⁻iスス∠∪┿ ∪ 万	締役社長(現職)		

常勤監査役常勤監査役常勤監査役(非常勤)	三津間 健	昭和30年3月11日生昭和33年8月23日生	平成19年4月 平成21年6月 平成17年10月 平成19年4月 平成20年11月 平成23年6月 昭和31年4月	みずぼ銀行執行役員コンサルティング業務部長 同 常務執行役員 当行常勤監査役(現職) みずぼ銀行本所支店長 同 丸之内支店長 みずぼフィナンシャルグループ監 査業務部長 当行常勤監査役(現職)	平成21年6月か ら4年 平成23年6月 から4年	
監査役	千葉 裕太	昭和33年8月23日生	平成19年4月 平成20年11月 平成23年6月 昭和31年4月	同 丸之内支店長 みずほフィナンシャルグループ監 査業務部長 当行常勤監査役(現職)		
	野﨑 幸雄	昭和6年8月19日生	平成 5 年 3 月 平成 8 年 8 月 平成 8 年 10 月 平成 9 年 6 月 平成 12年 9 月 平成 14年 4 月 平成 15年 1 月	東京地方裁判所判事補任官 仙台高等裁判所長官 名古屋高等裁判所長官 退官 第一東京弁護士会入会 第一勧業銀行監査で) みずほホールディングス監査役 (平成15年3月まイング) みずほコーポレート銀行監査役 (平成23年6月まで) みずほフィナンシャルグループ 監査役(平成23年6月まで) よびにフィナンシャルグループ 監査役(現職)	平成21年 6 月 から 4 年	
監査役 (非常勤)	長谷川 俊明	昭和23年 9 月13日生	昭和57年1月 平成2年1月 平成8年1月 平成12年6月 平成12年9月 平成14年4月 平成15年1月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 大橋・松枝・長谷川法律事務所 パートナー 長谷川俊明法律事務所開設 富士銀行顧問弁護士 同 監査役(平成14年3月まで) みずほホールディングス(平成17年10月みずほフィナンシャルストラテジーに社名変更)監査役(平成20年6月まで) 当行監査役(現職) みずぼフィナンシャルグループ 監査役(平成18年6月まで) みずぼコーポレート銀行監査役 (現職)	平成23年6月 から4年	

⁽注) 監査役のうち、野﨑幸雄および長谷川俊明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営 管理を受けております。

また、当グループは、「みずほの企業行動規範」を制定し、以下の基本方針を定めております。

・ 社会的責任と公共的使命

日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく 健全な経営に徹します。また、社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努 めます。

・お客さま第一主義の実践

お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。また、お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得るための基盤と考えます。

・法令やルールの遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

人権の尊重

お客さま、役員及び社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

・反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

(取締役及び取締役会)

当行の取締役会は、6名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行 役員の職務の執行を監督しております。

(監査役)

当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。監査役会は、監査に関する 重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。

なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、各役員の担当業務を横断する全行的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

<経営政策委員会>

ポートフォリオマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営方針に基づく具体的施策等に関する審議・調整及びポートフォリオモニタリング等を行っております。

ALM・マーケットリスク委員会

ALMに係る基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理等に関する審議・調整及び実績管理等を行っております。

IT戦略委員会

IT戦略の基本方針やIT関連投資計画、IT関連投資案件にかかる投資方針、システムリスク管理、特定の大型プロジェクト案件の実行計画等に関する審議・調整及びIT関連投資案件の投資効果の評価等を行っております。

新商品委員会

新商品・サービスの開発・販売及び新規業務への取組みに関するビジネスプラン、各種リスク・コンプライアンス及びお客さま保護の評価等に関する審議・調整、及び新商品・サービス開発・販売状況の把握・管理等を行っております。

クレジット委員会

大口与信先の与信方針、個別与信案件等の審議・調整等を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンスや反社会的勢力への対応、事故処理に関する審議・調整等を行っております。

情報管理委員会

情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程類等についての審議・調整等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整等を行っております。

お客さま保護等管理委員会

お客さま保護等に関する基本方針・各種基準、年度計画の策定等に関する審議・調整等を行っております。 金融円滑化管理委員会

金融円滑化管理に係る基本方針や、金融円滑化管理に関する年度計画の策定、年度計画の進捗状況等に関する 事項の審議・調整等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の9つの委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

事業継続管理委員会

「事業継続管理の基本方針」に関わる業務運営についての方針の協議、周知徹底、推進を行っております。 人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

障害者雇用促進委員会

障害者の雇用ならびに職場定着推進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

社会貢献委員会

社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

環境問題委員会

地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

預金者データ整備等推進委員会

預金保険法を踏まえた預金者のデータ整備や金融機関の対応が求められる事項等について適切な取組みを行うため、協議、周知徹底、推進を行っております。

オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理に関する事項についての協議、推進、情報共有を行っております。

女性活躍推進委員会

女性活躍の推進状況の把握と推進諸施策の協議、周知徹底を行っております。

CS推進委員会

お客さまからの評価の状況、CS向上への取組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

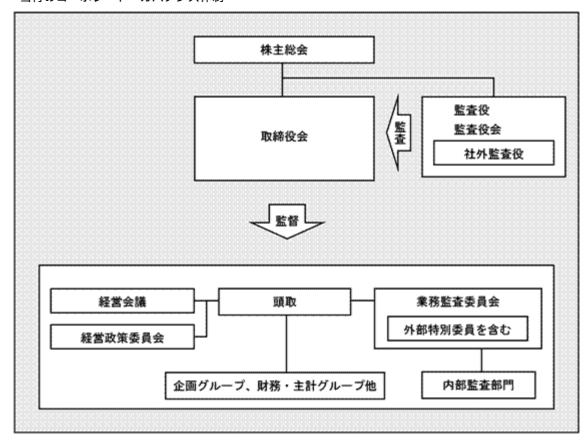
(内部監査部門等)

当行は、頭取傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の 決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項について は、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、 業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加しております。

< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



取締役の定数

当行の取締役は、9名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が業務運営部門ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

なお、当行では、情報管理の重要性を踏まえ、関連規程の整備を行い、情報管理委員会及び担当組織の設置を行うとともに、研修等を通じて情報管理体制の強化を推進しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

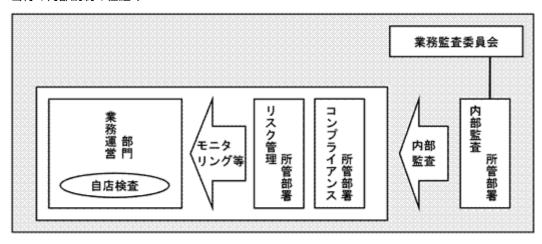
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みず ほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する、との 基本方針を定めております。

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

また、当行においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、公明正大に対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(業務の適正を確保するための体制)

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において 決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- 1.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当行は、「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス関連規程において、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、定期的に実施状況をフォローアップしております。また、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、上記計画において、「反社会的勢力との対決」を重点施策として位置付けております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「コンプライアンスの基本方針」等に基づく体制を、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として決議しております。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当行は、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理関連規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて保存・管理等を行っております。
 - ・具体的には、取締役会・経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保 存期限を定める等の必要な保存・管理を実施しております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「情報セキュリティポリシー」等に基づく体制を、取締役の職務の執行に 係る情報の保存及び管理に関する体制として決議しております。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行は、「総合リスク管理の基本方針」をはじめとする各種リスク管理の基本方針等のリスク管理関連規程 において、損失の危険の管理に関する体制を定めております。
 - ・具体的には、各種リスクの定義、リスク管理を行うための体制の整備と人材の育成等を定め、リスクを定性・定量的に把握するとともに、経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行っております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「総合リスク管理の基本方針」等に基づく体制を、損失の危険の管理に関する規程その他の体制として決議しております。
 - ・なお、東日本大震災については、その対応実績を踏まえ、また、当行で発生したシステム障害については、 その原因分析や再発防止策等を踏まえ、今後、必要に応じ損失の危険の管理に関する体制の見直しを検討致 します。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当行は、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等の規程において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権 限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を 確保しております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として決議しております。
- 5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当行は、当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループとの間の「グループ経営管理契約」等において、企業集団の業務の適正を確保するための体制を定めております。
 - ・具体的には、当行は、「グループ経営管理契約」に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループより直接経営管理を受けるとともに、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基準に従い、当行が経営管理を行う子会社・関連会社について経営管理を行っております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「グループ経営管理契約」等に基づく体制を、当行並びにその親会社及び 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として決議しております。
- 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当行は、「組織規程」において、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を定めております。
 - ・具体的には、監査役職務の補助に関する事項及び監査役会事務局に関する事項を所管する監査役室を設置 し、監査役の指示に従う監査役室長がその業務を統括しております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「組織規程」に規定する事項を、監査役がその職務を補助すべき使用人を 置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として決議しております。
- 7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当行は、「取締役会規程」の付則において、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する 事項を定めております。
 - ・具体的には、監査役職務の補助使用人に係る人事及び組織変更については、事前に監査役会が指名した監査 役と協議することとしております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」の付則に規定する事項を、監査役職務を補助すべき使用 人の取締役からの独立性に関する事項として決議しております。
- 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当行は、「取締役会規程」「経営会議規程」等において、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を定めております。
 - ・具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、頭取宛稟議の監査役への回覧、コンプライアンス・ホットラインの通報内容の報告、内部監査結果の報告等の体制を整備しております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役及び使用人が監査役に報告を するための体制その他の監査役への報告に関する体制として決議しております。
- 9 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当行は、「内部監査の基本方針」等において、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 を定めております。
 - ・具体的には、内部監査部門、監査役及び会計監査人が、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係しております。
 - ・当行の取締役会において、上記の「内部監査の基本方針」等に基づく体制を、その他監査役の監査が実効的 に行われることを確保するための体制として決議しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ305名)・資産監査部(専任スタッフ32名)を 設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、内部監査部門担当役員が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本部及び営業店における業務及び財産の状況等を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施すること等により、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当行では、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係強化に努めております。

また、会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じ意見交換しております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、小林雅和、三浦昇、鶴森寿士、西田裕志の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、会計士補等19名、その他15名であります。

会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要 当行と社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

種類株式の議決権

当行の優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種及び第五種の優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。」旨定款に規定しております。

第四回第四種優先株式及び第五回第五種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

また、第十回第十三種優先株式は、普通株式に対しては剰余金の配当及び残余財産の分配に関して優先すること、第四種及び第五種の優先株式に対しては剰余金の配当及び残余財産の分配に関して劣後する代わりに剰余金の配当利回りが高い内容となっていることを踏まえて、議決権を有しない内容としております。

役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額及び監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額 7名に対し353百万円 監査役に対する報酬額 4名に対し54百万円

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会計年度		当連結会計年度	
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	155	12	149	11
連結子会社	137	5	130	8
計	292	17	279	20

(注)「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。 なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当行及び一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、税務業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当行及び一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、税務業務に基づく報酬を支 払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当行が、当行の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務、会計または規制上の報告事項に関連する合意された監査手続及び調査、助言・レビュー業務等であります。

当連結会計年度

当行が、当行の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務、会計または規制上の報告事項に関連する合意された監査手続及び調査、助言・レビュー業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第3条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務 諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法 施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第2条第1項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 3.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3 月31日)及び当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成 21年4月1日 至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表につい て、新日本有限責任監査法人により監査証明を受けております。
- 4.当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容 把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構や全国銀行協会等の関係諸団体へ加入し 情報収集を図り、積極的に意見発信を行うとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準 の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	2,658,944	4,785,950
コールローン及び買入手形	9,040,000	8,640,000
買現先勘定	4,346	4,198
債券貸借取引支払保証金	562,951	821,020
買入金銭債権	1,711,780	1,432,552
特定取引資産	^{2, 8} 1,994,363	^{2, 8} 1,475,724
金銭の信託	23,070	18,984
有価証券	^{1, 8, 15} 19,439,632	^{1, 8, 15} 19,650,772
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
	32,426,563	33,340,484
外国為替	⁷ 130,572	⁷ 130,547
その他資産	8 2,902,630	8 2,566,724
有形固定資産	^{11, 12} 737,231	^{11, 12} 758,260
建物	253,103	262,920
土地	¹⁰ 390,902	¹⁰ 390,690
リース資産	7,031	12,923
建設仮勘定	19,971	25,369
その他の有形固定資産	66,222	66,357
無形固定資産	186,759	223,418
ソフトウエア	99,940	104,184
のれん	1,334	-
リース資産	2,081	3,044
その他の無形固定資産	83,403	116,188
繰延税金資産	271,472	254,156
支払承諾見返	1,287,317	1,199,083
貸倒引当金	538,716	519,941
投資損失引当金	26	14
資産の部合計	72,838,895	74,781,922

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
負債の部		
預金	⁸ 55,718,435	8 56,222,302
譲渡性預金	1,731,790	761,200
債券	821,867	740,932
コールマネー及び売渡手形	8 1,627,500	8 1,129,300
売現先勘定	⁸ 655,526	8 20,604
債券貸借取引受入担保金	8 1,940,813	8 1,643,365
特定取引負債	537,277	668,300
借用金	^{8, 13} 2,487,166	^{8, 13} 5,495,611
外国為替	10,040	14,040
短期社債	15,997	16,497
社債	¹⁴ 958,500	¹⁴ 906,900
その他負債	2,886,998	3,355,453
賞与引当金	10,985	11,514
退職給付引当金	6,845	6,942
役員退職慰労引当金	729	800
睡眠預金払戻損失引当金	13,548	14,079
債券払戻損失引当金	10,824	13,344
特別法上の引当金	265	187
繰延税金負債	2,447	2,209
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 77,372	¹⁰ 77,333
支払承諾	1,287,317	1,199,083
負債の部合計	70,802,252	72,300,004
純資産の部		
資本金	700,000	700,000
資本剰余金	681,432	1,057,242
利益剰余金	49,591	183,060
株主資本合計	1,431,024	1,940,303
その他有価証券評価差額金	3,460	52,863
繰延ヘッジ損益	17,321	4,009
土地再評価差額金	¹⁰ 108,931	¹⁰ 108,873
為替換算調整勘定	381	358
その他の包括利益累計額合計	123,174	60,379
少数株主持分	482,443	481,236
純資産の部合計	2,036,642	2,481,918
負債及び純資産の部合計	72,838,895	74,781,922
以限以い代見性の引力計	12,030,093	14,101,922

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益	1,214,751	1,140,371
資金運用収益	777,749	707,307
貸出金利息	551,664	498,615
有価証券利息配当金	123,135	117,192
コールローン利息及び買入手形利息	47,870	32,886
買現先利息	7	4
債券貸借取引受入利息	695	654
預け金利息	8,405	5,956
その他の受入利息	45,971	51,997
役務取引等収益	234,830	239,128
特定取引収益	69,122	81,975
その他業務収益	81,379	77,784
その他経常収益	¹ 51,669	¹ 34,176
経常費用	1,168,920	971,354
資金調達費用	136,126	92,850
預金利息	86,248	51,197
譲渡性預金利息	4,423	2,204
債券利息	3,385	3,108
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,776	1,212
売現先利息	1,094	125
債券貸借取引支払利息	2,939	4,172
借用金利息	15,505	10,616
短期社債利息	65	29
社債利息	20,256	19,680
その他の支払利息	430	501
役務取引等費用	56,996	59,439
その他業務費用	69,553	44,577
営業経費	680,797	656,334
その他経常費用	225,446	118,153
貸倒引当金繰入額	73,245	10,490
その他の経常費用	² 152,200	² 107,662
経常利益	45,831	169,016

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
28,885	24,389
265	34
28,550	24,267
68	77
-	9
6,470	7,096
4,487	2,501
1,982	3,437
	³ 1,156
68,246	186,310
5,498	2,297
6,739	23,810
12,238	26,107
56,008	160,202
293	20,130
55,714	140,072
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 28,885 265 28,550 68 - 6,470 4,487 1,982 - 68,246 5,498 6,739 12,238 56,008

【連結包括利益計算書】

		(半位・日/17日)
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	160,202
その他の包括利益	-	1 62,887
その他有価証券評価差額金	-	50,880
繰延へッジ損益	-	13,312
為替換算調整勘定	-	21
持分法適用会社に対する持分相当額	-	1,327
包括利益	-	² 97,315
親会社株主に係る包括利益	-	77,334
少数株主に係る包括利益	-	19,980

	<u></u>	
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	650,000	700,000
当期变動額		
新株の発行	50,000	-
当期変動額合計	50,000	-
	700,000	700,000
前期末残高	762,345	681,432
当期変動額		
新株の発行	50,000	-
自己株式の処分	-	375,810
損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰 余金への振替	130,913	-
当期変動額合計	80,913	375,810
	681,432	1,057,242
—————————————————————————————————————		
前期末残高	137,179	49,591
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,661
当期純利益	55,714	140,072
損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰 余金への振替	130,913	-
土地再評価差額金の取崩	143	57
当期変動額合計 当期変動額合計	186,771	133,468
	49,591	183,060
—————————————————————————————————————		
前期末残高	1,275,166	1,431,024
当期変動額		
新株の発行	100,000	-
剰余金の配当	=	6,661
当期純利益	55,714	140,072
自己株式の処分	<u>-</u>	375,810
損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰 余金への振替	-	-
土地再評価差額金の取崩	143	57
当期変動額合計	155,858	509,278
	1,431,024	1,940,303

		(半位:日月月)
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	201,532	3,460
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	198,072	49,403
当期変動額合計	198,072	49,403
当期末残高	3,460	52,863
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	1,826	17,321
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	15,495	13,312
当期変動額合計	15,495	13,312
当期末残高	17,321	4,009
土地再評価差額金		
前期末残高	109,075	108,931
当期変動額	·	·
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	143	57
当期变動額合計	143	57
当期末残高	108,931	108,873
為替換算調整勘定		
前期末残高	391	381
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	10	22
当期変動額合計	10	22
当期末残高	381	358
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	90,239	123,174
当期変動額	·	·
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	213,413	62,795
当期変動額合計	213,413	62,795
当期末残高	123,174	60,379
少数株主持分		
前期末残高	483,445	482,443
当期変動額	.55, .10	.52,110
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,002	1,207
当期変動額合計	1,002	1,207
当期末残高	482,443	481,236
그 #17(^/사[다]	702,740	701,200

		(11年・日/313)
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	1,668,372	2,036,642
当期变動額		
新株の発行	100,000	-
剰余金の配当	-	6,661
当期純利益	55,714	140,072
自己株式の処分	-	375,810
損失の処理に伴う資本剰余金から利益剰余金 への振替	-	-
土地再評価差額金の取崩	143	57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	212,411	64,002
当期変動額合計	368,269	445,275
当期末残高	2,036,642	2,481,918

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	68,246	186,310
減価償却費	77,582	84,658
減損損失	1,982	3,437
のれん償却額	75	56
持分法による投資損益(は益)	434	647
貸倒引当金の増減()	14,015	18,775
投資損失引当金の増減額(は減少)	26	12
賞与引当金の増減額(は減少)	195	529
退職給付引当金の増減額(は減少)	117	96
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	63	71
ポイント引当金の増減額(は減少)	11,389	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	898	530
債券払戻損失引当金の増減()	1,851	2,519
資金運用収益	777,749	707,307
資金調達費用	136,126	92,850
有価証券関係損益()	17,578	24,941
金銭の信託の運用損益(は運用益)	207	45
為替差損益(は益)	33,467	76,923
固定資産処分損益(は益)	4,221	2,466
特定取引資産の純増()減	113,425	518,638
特定取引負債の純増減()	74,690	131,022
貸出金の純増()減	4,670,086	913,920
預金の純増減()	406,266	503,866
譲渡性預金の純増減()	232,830	970,590
債券の純増減()	61,082	80,934
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()	1,109,404	3,083,224
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増() 減	182,324	215,055
コールローン等の純増()減	169,948	679,376
債券貸借取引支払保証金の純増()減	167,452	258,068
コールマネー等の純増減()	13,194	1,133,122
債券貸借取引受入担保金の純増減()	666,645	297,448
外国為替(資産)の純増()減	5,919	24
外国為替(負債)の純増減()	672	4,000
短期社債(負債)の純増減()	25,987	500
資金運用による収入	808,170	736,768
資金調達による支出	144,195	103,511
その他	162,640	136,378
小計	7,508,766	1,950,070
法人税等の支払額	2,074	6,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,506,691	1,943,656

		(半位:日八口)
	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	31,039,079	30,793,189
有価証券の売却による収入	19,907,703	23,532,710
有価証券の償還による収入	3,841,045	7,566,664
金銭の信託の増加による支出	36,000	43,800
金銭の信託の減少による収入	29,000	47,800
有形固定資産の取得による支出	120,220	57,260
無形固定資産の取得による支出	76,140	79,589
有形固定資産の売却による収入	833	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,492,858	173,427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	29,000	75,350
劣後特約付社債の発行による収入	179,600	-
劣後特約付社債の償還による支出	185,500	51,600
株式の発行による収入	100,000	-
配当金の支払額	-	6,661
少数株主への配当金の支払額	1,013	16,906
少数株主からの払込みによる収入	555	-
自己株式の売却による収入	<u>-</u>	375,810
財務活動によるキャッシュ・フロー	64,641	225,292
現金及び現金同等物に係る換算差額	85	313
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	78,388	2,342,063
現金及び現金同等物の期首残高	1,552,158	1,630,546
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,630,546	1 3,972,610

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1.連結の範囲に関する事項	連結子会社 34社	
	主要な連結子会社名は、「第1 企業	主要な連結子会社名は、「第1 企業
	の概況4.関係会社の状況」に記載して	の概況4.関係会社の状況」に記載して
	いるため省略しました。	いるため省略しました。
	なお、みずほ電子債権記録株式会社	なお、エムエイチシーシー第三号投資
	は、設立により当連結会計年度から連結	事業有限責任組合は、清算結了により連
	しております。また、富士銀キャピタル	結の範囲から除外しております。
	参号投資事業有限責任組合他2社は、清	
	算により連結の範囲から除外しておりま	
	す。	
2 . 持分法の適用に関する事	持分法適用の関連会社 10社	持分法適用の関連会社 10社
項	主要な会社名	主要な会社名
	ユーシーカード株式会社	ユーシーカード株式会社
	確定拠出年金サービス株式会社	確定拠出年金サービス株式会社
	なお、エムエイチカードサービス株式	
	会社は、ユーシーカード株式会社による	
	吸収合併により持分法適用の対象から除	
	外しております。	
3 . 連結子会社の事業年度等	(1)連結子会社の決算日は次のとおりであ	
に関する事項	ります。	ります。
	6月最終営業日の前日 1社	6月最終営業日の前日 1社
	12月29日 5 社	9月末日 1社
	12月末日 8社	12月29日 5 社
	3 月末日 20社	12月末日 8 社 3 月末日 18社
	┃ ┃(2)6月最終営業日の前日及び12月29日を	
	(2) 0 月取終旨業日の前日及び12月29日を 決算日とする子会社については、12月末	,
	表により、またその他の子会社について	
	は、それぞれの決算日の財務諸表により	決算日とする子会社については、連結決
	連結しております。	算日現在で実施した仮決算に基づく財務
	連結決算日と上記の決算日等との間に	
	生じた重要な取引については、必要な調	
	整を行っております。	日の財務諸表により連結しております。
		連結決算日と上記の決算日等との間に
		生じた重要な取引については、必要な調
		整を行っております。
	l	

	前連結会計年度
(自	平成21年4月1日
至	平成22年3月31日)

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示

当連結会計年度 平成22年4月1日 (自 平成23年3月31日)

4. 開示対象特別目的会社に 関する事項

対象特別目的会社を利用した取引の概要 当行は、顧客の金銭債権等の流動化を 支援する目的で、特別目的会社(ケイマ ン法人の形態によっております。)5社 に係る借入及びコマーシャル・ペーパー での資金調達に関し、貸出金、信用枠及 び流動性枠を供与しております。

特別目的会社5社の直近の決算日にお ける資産総額(単純合算)は478,161百 万円、負債総額(単純合算)は477,802 百万円であります。なお、いずれの特別 目的会社についても、当行は議決権のあ る株式等は有しておらず、役員や従業員 の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における開示対象特別 目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高

375,417百万円 信用枠及び流動性枠 25,485百万円

主な損益

貸出金利息 3.443百万円

役務取引等収益 313百万円

(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収 益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場にお ける相場その他の指標に係る短期的な変 動、市場間の格差等を利用して利益を得 る等の目的(以下、「特定取引目的」と いう。)の取引については、取引の約定 時点を基準とし、連結貸借対照表上「特 定取引資産」及び「特定取引負債」に計 上するとともに、当該取引からの損益を 連結損益計算書上「特定取引収益」及び 「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価 は、有価証券及び金銭債権等については 連結決算日の時価により、スワップ・先 物・オプション取引等の派生商品につい ては連結決算日において決済したものと みなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用 の損益計上は、当連結会計年度中の受払 利息等に、有価証券、金銭債権等につい ては前連結会計年度末と当連結会計年度 末における評価損益の増減額を、派生商 品については前連結会計年度末と当連結 会計年度末におけるみなし決済からの損 益相当額の増減額を加えております。

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示 対象特別目的会社を利用した取引の概要 当行は、顧客の金銭債権等の流動化を 支援する目的で、特別目的会社(ケイマ ン法人等の形態によっております。)7 社に係る借入及びコマーシャル・ペー パーでの資金調達に関し、貸出金、信用 枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社7社の直近の決算日にお ける資産総額(単純合算)は508,249百 万円、負債総額(単純合算)は 507,828 百万円であります。なお、いず れの特別目的会社についても、当行は議 決権のある株式等は有しておらず、役員 や従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における開示対象特別 目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高

421,378百万円 信用枠及び流動性枠 22,243百万円 主な損益

貸出金利息 3.352百万円 役務取引等収益 374百万円

(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収 益・費用の計上基準

同左

5 . 会計処理基準に関する事 頂

	前連結会計年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	・	(2)有	価証券の評価基準及び評価方法
(イ)有価証	E券の評価は、満期保有目的の	(1)	同左
債券につ	いては移動平均法による償却		
原価法 (〔定額法)、その他有価証券の		
うち時個	Tのある国内株式については連		
結決算期	月末月1カ月平均に基づいた市		
場価格等	等、それ以外については連結決		
算日にお	おける市場価格等に基づく時価		
法(売却	『原価は主として移動平均法に		
より算定	ᢄ)、時価を把握することが極		
めて困難	崖と認められるものについては		
移動平均	i法による原価法により行って		
おります	-		
なお、	その他有価証券の評価差額に		
ついては	は、時価ヘッジの適用により損		
益に反映	やさせた額を除き、全部純資産		
直入法に	こより処理しております。		
(口)金銭の)信託において信託財産を構成	(🗆)	同左
している	る有価証券の評価は、上記		
(イ)と	:同じ方法によっております。		
(3) デリバテ	-ィブ取引の評価基準及び評価	(3)デ	リバティブ取引の評価基準及び評価
方法		方法	
デリバテ	ーィブ取引 (特定取引目的の取		同左
引を除く)	の評価は、時価法により行っ		
ております			

前連結会計年度	当連結会計年度
前理編芸計年度 (自 平成21年4月1日)
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(4)減価償却の方法	(4)減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)	有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産の減価償却は、	同左
建物については定額法を、その他につ	
いては定率法を採用しております。ま	
た、主な耐用年数は次のとおりであり	
ます。	
建物 : 3年~50年	
その他:2年~20年	
連結子会社の有形固定資産について	
は、資産の見積耐用年数に基づき、主	
として定率法により償却しておりま	
す。	
無形固定資産(リース資産を除く)	無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産の減価償却は、定額法	同左
により償却しております。なお、自社	
利用のソフトウェアについては、当行	
及び連結子会社で定める利用可能期間	
(主として5年)に基づいて償却して	
おります。	
リース資産	リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース	同左
取引に係る「有形固定資産」及び「無	
形固定資産」中のリース資産の減価償	
却は、原則として自己所有の固定資産	
に適用する方法と同一の方法で償却し	
ております。	
(5)繰延資産の処理方法	(5) 繰延資産の処理方法
株式交付費	株式交付費
株式交付費は、発生時に全額費用と	同左
して処理しております。	
社債発行費	社債発行費
社債発行費は、発生時に全額費用と	同左
して処理しております。	
債券発行費用	債券発行費用
債券発行費用は、発生時に全額費用	同左
として処理しております。	

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(6)貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり計上してお ります。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事 実が発生している債務者(以下、「破綻 先」という。)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権について は、以下のなお書きに記載されている直 接減額後の帳簿価額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という。)に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計上してお ります。

破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対 照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が一定額以上の大 口債務者のうち、債権の元本の回収及び 利息の受取りに係るキャッシュ・フロー を合理的に見積ることができる債権につ いては、当該キャッシュ・フローを貸出 条件緩和実施前の約定利子率等で割引い た金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒 引当金とする方法 (キャッシュ・フロー 見積法)により引き当てております。ま た、当該大口債務者のうち、将来キャッ シュ・フローを合理的に見積ることが困 難な債務者に対する債権については、個 別的に予想損失額を算定し、引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(6)貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり計上してお ります。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事 実が発生している債務者(以下、「破綻 先」という。)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権について は、以下のなお書きに記載されている直 接減額後の帳簿価額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という。)に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計上してお ります。

破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対 照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が一定額以上の大 口債務者のうち、債権の元本の回収及び 利息の受取りに係るキャッシュ・フロー を合理的に見積ることができる債権につ いては、当該キャッシュ・フローを貸出 条件緩和実施前の約定利子率等で割引い た金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒 引当金とする方法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当てております。ま た、当該大口債務者のうち、将来キャッ シュ・フローを合理的に見積ることが困 難な債務者に対する債権については、個 別的に予想損失額を算定し、引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

前連結会計年度	日
至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31	
なお、破綻先及び実質破綻先に対するとなお、破綻先及び実質破約	定先に対する
担保・保証付債権等については、債権額 担保・保証付債権等について	ては、債権額
から担保の評価額及び保証による回収がから担保の評価額及び保証に	こよる回収が
可能と認められる額を控除した残額を取りて能と認められる額を控除し	」た残額を取
立不能見込額として債権額から直接減額 立不能見込額として債権額が	いら直接減額
しており、その金額は369,782百万円でしており、その金額は284,0	23百万円で
あります。 あります。	
(7)投資損失引当金の計上基準 (7)投資損失引当金の計上基準	<u> </u>
投資損失引当金は、投資に対する損失 同左	
に備えるため、有価証券の発行会社の財	
政状態等を勘案して必要と認める額を計	
上しております。	
(8) 賞与引当金の計上基準 (8) 賞与引当金の計上基準	
賞与引当金は、従業員への賞与の支払 同左	
いに備えるため、従業員に対する賞与の	
支給見込額のうち、当連結会計年度に帰り	
属する額を計上しております。	
(9) 退職給付引当金の計上基準 (9) 退職給付引当金の計上基準	<u> </u>
退職給付引当金(含む前払年金費用)	
は、従業員の退職給付に備えるため、当	
連結会計年度末における退職給付債務及	
び年金資産の見込額に基づき、当連結会	
計年度末において発生していると認める	
額を計上しております。	
また、数理計算上の差異は、各発生連	
結会計年度における従業員の平均残存勤	
務期間内の一定年数(10~12年)による	
定額法に基づき按分した額をそれぞれ発	
生の翌連結会計年度から損益処理してお	
ります。	
(10)役員退職慰労引当金の計上基準 (10)役員退職慰労引当金の計上	基準
役員退職慰労引当金は、役員の退職に同左	
より支給する退職慰労金に備えるため、	
内規に基づく支給見込額のうち、当連結	
会計年度末までに発生していると認めら	
れる額を計上しております。	

		前連結会計年度	当連結会計年度
		平成21年 4 月 1 日 平成22年 3 月31日)	(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
		- 千成22年3月31日) :払戻損失引当金の計上基準	(11)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
	, ,		,
		払戻損失引当金は、負債計上	同左
	を中止した	預金について、預金者からの	
	払戻請求に	備えるため、将来の払戻請求	
	に応じて発	生する損失を見積り必要と認	
	める額を計	上しております。	
	(12)債券払戻	損失引当金の計上基準	(12)債券払戻損失引当金の計上基準
	債券払戻	損失引当金は、負債計上を中	同左
	止した債券	について、債券保有者からの	
	払戻請求に	備えるため、将来の払戻請求	
	に応じて発	生する損失を見積り必要と認	
	める額を計	·上しております。	
	(13)特別法上	の引当金の計上基準	(13)特別法上の引当金の計上基準
	特別法上	の引当金は、金融商品取引責	同左
	任準備金で	あり、有価証券の売買その他	
	の取引又は	デリバティブ取引等に関して	
	生じた事故	による損失の補てんに充てる	
	ため、金融	商品取引法第46条の5第1項	
	及び第48条	の3第1項の規定に基づき計	
	上しており	ます。	
	(14) 外貨建資	産・負債の換算基準	(14)外貨建資産・負債の換算基準
	当行の外	貨建資産・負債は、連結決算	同左
	日の為替相	場による円換算額を付してお	
	ります。		
	連結子会	社の外貨建資産・負債につい	
	ては、それ	ぞれの決算日等の為替相場に	
	より換算し	ております。	
Ll		· ·	

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- ()相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ()キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ 手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場 変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両 者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効 性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照 表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、 「銀行業における金融商品会計基準適用に 関する当面の会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業種別監査委員 会報告第15号)を適用して実施しておりま した多数の貸出金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引を用いて総体で 管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく 繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指 定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期 間・平均残存期間にわたって、資金調達費 用又は資金運用収益等として期間配分して おります。なお、当連結会計年度末におけ る「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損 失は10,656百万円(税効果額控除前)、繰 延ヘッジ利益は11,773百万円(同前)であ ります。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- ()相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ()キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ 手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場 変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両 者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効 性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照 表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、 「銀行業における金融商品会計基準適用に 関する当面の会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業種別監査委員 会報告第15号)を適用して実施しておりま した多数の貸出金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引を用いて総体で 管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく 繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指 定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期 間・平均残存期間にわたって、資金調達費 用又は資金運用収益等として期間配分して おります。なお、当連結会計年度末におけ る「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損 失は4,228百万円(税効果額控除前)、繰 延ヘッジ利益は4,223百万円(同前)であ ります。

拉拉人共生的	业市社会社在帝
前連結会計年度 (自 平成21年4月1日	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(口)為替変動リスク・ヘッジ	(口)為替変動リスク・ヘッジ
外貨建その他有価証券(債券以外)の為	同左
替変動リスクをヘッジするため、事前に	
│ へッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を	
 特定し、当該外貨建有価証券について外貨	
ベースで取得原価以上の直先負債が存在し	
ていること等を条件に包括ヘッジとして繰	
延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しておりま	
す。	
^。 (八)連結会社間取引等	 (八)連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び	同左
特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内	192
部取引については、ヘッジ手段として指定	
している金利スワップ取引等に対して、業	
種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意	
性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認め	
られる対外カバー取引の基準に準拠した運	
営を行っているため、当該金利スワップ取	
引等から生じる収益及び費用は消去せずに	
損益認識又は繰延処理を行っております。	
なお、一部の資産・負債については、個	
別へッジに基づく繰延ヘッジを行っており	
ます。	
(16)消費税等の会計処理	(16)消費税等の会計処理
当行及び国内連結子会社の消費税及び	同左
地方消費税の会計処理は、主として税抜	
方式によっております。	
(17) のれんの償却方法及び償却期間	(17)のれんの償却方法及び償却期間
みずほインベスターズ証券株式会社に	同左
係るのれんは20年間で均等償却しており	
ます。その他ののれんについては、金額	
的に重要性が乏しいため、発生した連結	
会計年度に一括して償却しております。	
(18) 連結キャッシュ・フロー計算書におけ	
る資金の範囲	る資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書におけ	同左
る資金の範囲は、連結貸借対照表上の	
「現金預け金」のうち現金及び中央銀行	
への預け金であります。	

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(企業結合に関する会計基準等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度から早期適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は19,367百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は12,515百万円減少、「繰延税金資産」は1,419百万円増加、「貸倒引当金」は18,536百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」はそれぞれ13,104百万円増加しております。

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これにより、「経常利益」は1,224百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は589百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去債務の変動額は1,760百万円であります。

(持分法に関する会計基準)

当連結会計年度から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる連結財務諸表に与える影響はありませ ん。

【表示方法の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(連結貸借対照表関係)	
「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイン	
トが当連結会計年度において廃止され未利用分のポイント	
の精算を行ったことに伴い「みずほマイレージクラブ」に	
係るポイント引当金を全額取崩しております。これにより	
ポイント引当金の金額的重要性が乏しくなったため、当連	
結会計年度からポイント引当金を「その他負債」に含めて	
計上しております。なお、当連結会計年度末の「その他負	
債」に含まれるポイント引当金は204百万円であります。	
(連結損益計算書関係)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22	
号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式	
及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣布	
令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月	
1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できること	
となったことに伴い、当連結会計年度から「少数株主損益	
調整前当期純利益」を表示しております。	

【追加情報】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年 4 月 1 日	(自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日)	至 平成23年 3 月31日)
	(包括利益の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基 準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用して おります。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「そ の他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、 「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金 額を記載しております。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式7,178百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,347百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は132,848百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは326,663百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は51,896百万円、延滞 債権額は518,788百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,134百万 円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支 払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出 金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は284,643百万 円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は864,462百万円で あります

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

当連結会計年度 (平成23年3月31日)

- 1 . 有価証券には、関連会社の株式9,103百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,198百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用 取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又 は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する 有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 108,305百万円、当連結会計年度末に当該処分をせず に所有しているものは442,953百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は31,184百万円、延滞債権額は531,805百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は24,937百万 円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支 払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出 金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであり ます。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は332,109百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は920,036百万円で あります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は238,766百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 654,865百万円 有価証券 5,309,223百万円 貸出金 3,526,159百万円 その他資産 1,525百万円

担保資産に対応する債務

預金 478,052百万円 コールマネー及び売渡手形 955,200百万円 売現先勘定 651,179百万円 債券貸借取引受入担保金 1,813,822百万円 借用金 2,110,874百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,554百万円及び「有価証券」1,145,720百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は63,209百万円、先物取引差入証拠金は2,006百万円、その他の証拠金等は10,327百万円であります。

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,576,004百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,990,573百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

当連結会計年度 (平成23年3月31日)

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は203,380百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 383,672百万円 有価証券 6,522,300百万円 貸出金 4,970,548百万円 その他資産 1,431百万円

担保資産に対応する債務

預金 536,893百万円 コールマネー及び売渡手形 831,700百万円 売現先勘定 8,998百万円 債券貸借取引受入担保金 1,549,810百万円 借用金 5,196,180百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,599百万円及び「有価証券」1,139,045百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は61,387百万円、先物取引差入証拠金は4,033百万円、その他の証拠金等は6,519百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,417,929百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,876,764百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価 を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地 の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事 業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 149,226百万円

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額は582,798百万円であります。
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額は35,191百万円であります。
- 13.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金342,780百万円が含まれております。
- 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,088,562百万円であります。

当連結会計年度 (平成23年3月31日)

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価 を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差 額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地 の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事 業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 158,058百万円

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額は598,973百万円であります。
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額は34,504百万円であります。
- 13.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位で ある旨の特約が付された劣後特約付借入金268,000百 万円が含まれております。
- 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は980,642百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 平成22年3月31日)

- 1. その他経常収益には、株式等売却益29,138百万円、 睡眠預金の収益計上額11,454百万円を含んでおりま
- 2. その他の経常費用には、貸出金償却80,276百万円、 株式等償却12,396百万円、株式関連派生商品費用 20,536百万円を含んでおります。

当連結会計年度 平成22年4月1日 (自 平成23年3月31日)

- 1. その他経常収益には、睡眠預金の収益計上額8,852 百万円、株式等売却益8,652百万円及び未払債券の収 益計上額6,797百万円を含んでおります。
- 2. その他の経常費用には、貸出金償却60,454百万円、 株式等償却12,892百万円を含んでおります。
- 3. その他の特別損失は、連結財務諸表作成のための基 本となる重要な事項の変更に記載した資産除去債務に 関する会計基準適用による影響額であります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他 の包括利益

その他の包括利益 215,016百万円 その他有価証券評価差額金 197,321百万円 繰延ヘッジ損益 15,495百万円 為替換算調整勘定 10百万円 持分法適用会社に対する持分相 2,209百万円

当額 2. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利

益

包括利益 271,024百万円 親会社株主に係る包括利益 269,272百万円 少数株主に係る包括利益 1,752百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	4,445	1		4,446	注1
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第十回第十三種優先株式	1,800			1,800	
合計	6,395	1		6,396	

注1. 増加は株主割当による新株の発行によるものであります。

2.配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額 該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式					
平成22年 6 月21日	第四回第四種 優先株式	3,070	利益剰余金	47,600	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月21日
定時株主総会	第五回第五種 優先株式	3,591	利益剰余金	42,000	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月21日
	第十回第十三 種優先株式					

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	4,446	5,559		10,006	注1
第四回第四種優先株式	64			64	
第五回第五種優先株式	85			85	
第十回第十三種優先株式	1,800			1,800	
合計	6,396	5,559		11,956	
自己株式					
普通株式					
第四回第四種優先株式		64		64	注 2
第五回第五種優先株式		85		85	注3
第十回第十三種優先株式		3,572	1,772	1,799	注 4
合計		3,722	1,772	1,949	

- 注1.普通株式の増加は平成23年3月22日に第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式及び第十回第十三種優先株式の取得請求により3,592千株、平成23年3月28日に第十回第十三種優先株式の取得請求により1,966千株の普通株式を交付したことによるものであります。
- 注2,第四回第四種優先株式の自己株式の増加は平成23年3月22日の取得請求によるものであります。
- 注3.第五回第五種優先株式の自己株式の増加は平成23年3月22日の取得請求によるものであります。
- 注4.第十回第十三種優先株式の自己株式については、平成23年3月22日に取得請求により1,799千株増加、平成23年3月25日に自己株式を処分したことにより1,772千株減少、平成23年3月28日に取得請求により1,772千株増加したものであります。

2.配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式				
平成22年 6 月21日	第四回第四種 優先株式	3,070	47,600	平成22年3月31日	平成22年 6 月21日
定時株主総会	第五回第五種 優先株式	3,591	42,000	平成22年3月31日	平成22年 6 月21日
	第十回第十三 種優先株式				

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
	普通株式					
平成23年 6 月20日	第四回第四種 優先株式	0	利益剰余金	47,600	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月20日
定時株主総会	第五回第五種 優先株式	0	利益剰余金	42,000	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月20日
	第十回第十三 種優先株式	0	利益剰余金	16,000	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月20日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	<u> </u>			
前連結会計年度 (自 平成21年4月		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日		
至 平成22年3月		至 平成23年3月31日)		
1 . 現金及び現金同等物の期末残	高と連結貸借対照表に	1 . 現金及び現金同等物の期末残	高と連結貸借対照表に	
掲記されている科目の金額との	関係	掲記されている科目の金額との	関係	
	(金額単位 百万円)		(金額単位 百万円)	
平成22年3月31日現在		平成23年 3 月31日現在		
現金預け金勘定	2,658,944	現金預け金勘定	4,785,950	
定期預け金	250,001	定期預け金	250,001	
その他	778,396	その他	563,338	
現金及び現金同等物	1,630,546	現金及び現金同等物	3,972,610	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1 至 平成22年3月31		当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		
1.ファイナンス・リース取引		1.ファイナンス・リース取引		
所有権移転外ファイナンス・リース	取引	所有権移転外ファイナンス・リース	ス取引	
(借手側)		(借手側)		
リース資産の内容		リース資産の内容		
(ア)有形固定資産		(ア)有形固定資産		
主として、動産であります。		同左		
(イ)無形固定資産		(イ)無形固定資産		
ソフトウェアであります。		同左		
リース資産の減価償却の方法		リース資産の減価償却の方法		
連結財務諸表作成のための基本と	なる重要な事項	同左		
「5.会計処理基準に関する事項」	の「(4)減価償却の			
方法」に記載のとおりであります。				
2.オペレーティング・リース取引		2.オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のう	ち解約不能のものに	オペレーティング・リース取引のき	うち解約不能のものに	
係る未経過リース料		係る未経過リース料		
(借手側)		(借手側)		
1 年内	13,061百万円	1 年内	12,158百万円	
1 年超	37,600百万円	1 年超	25,939百万円	
合計	50,662百万円	合計	38,098百万円	

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当行及び当グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また一部の連結子会社では証券業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの資金調達・運用に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行及び当グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的等で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少または、消失するリスク(信用リスク)及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク(市場リスク)に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っています。これらの資金調達手段は、当行及び当グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(流動性リスク)があります。

このほか、当行及び当グループが保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール(ALM)として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジまたはフェア・バリュー・ヘッジの)手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスクまたは、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的などにおいても使用しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当行及び当グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当行及び当グループは晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理への取り組み

当行及び当グループでは、グループ全体およびグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行及び当グループでは、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、当行及び当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。当行及び当グループは、この基本方針に則りさまざまな手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めています。

総合的なリスク管理

当行及び当グループでは、当行及び当グループが保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクを、 リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類 し、各リスクの特性に応じた管理を行っています。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しています。

具体的には、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループよりリスクキャピタル配賦を受け、配賦されたリスクキャピタルをリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行及び当グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

信用リスクの管理

当行及び当グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

当行では、取締役会が信用リスクに関する重要な事項を決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」及び「クレジット委員会」を設置し、信用リスク管理にかかわる基本的な方針や当行及び当グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング、与信先に対する与信方針等について、総合的に審議・調整等を行います。リスク管理グループ担当役員が所管する与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っています。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額 (=信用コスト)、一定の信頼区間における最大損失額(=信用VAR)、及び信用VARと信用コストとの差額 (=信用リスク量)を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しています。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っています。

当行及び当グループの一部の会社では、各社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定します。また、各社の経営政策委員会において、おのおののクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行います。

市場リスクの管理

当行では、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については、基本方針に則り、取締役会が決定し、頭取が市場リスク管理を統括しています。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMにかかわる基本的な方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行います。

リスク管理グループ担当役員は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行います。総合リスク管理部は、当行及び当グループ全体の市場リスク状況を把握・管理し、頭取への日次報告や、取締役会および経営会議等に対する定期的な報告を行っています。

市場リスクの管理方法としては、みずほグループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、株式会社みずほフィナンシャルグループから配賦されるリスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としています。トレーディング業務およびバンキング業務については、VARによる限度および損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。市場性業務に関しては、フロントオフィス(市場部門)やバックオフィス(事務管理部門)から独立したミドルオフィス(リスク管理専担部署)を設置し相互に牽制が働く体制としています。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV(ベーシスポイントバリュー)等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しています。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行及び当グループの流動性リスク管理体制は、基本的に前述「 市場リスクの管理」の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、市場・ALMグループ担当役員が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、当行では総合資金部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行います。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議および頭取に報告しています。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。また、 資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、および「懸念時」・「危機時」の対応につ いて定めています。これに加え、当行及び当グループの資金繰りに影響を与える「緊急事態」が発生した際に、迅 速な対応を行うことができる体制を構築しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	2,658,742	2,658,742	-
(2) コールローン及び買入手形(*1)	9,038,182	9,038,182	-
(3) 買現先勘定	4,346	4,346	-
(4)債券貸借取引支払保証金	562,951	562,951	-
(5)買入金銭債権(*1)	1,708,580	1,708,580	-
(6)特定取引資産			
売買目的有価証券	1,703,796	1,703,796	-
(7) 金銭の信託	23,009	23,009	-
(8)有価証券			
満期保有目的の債券	600,455	604,475	4,019
その他有価証券	18,708,923	18,708,923	-
(9)貸出金	32,426,563		
貸倒引当金(*1)	487,067		
	31,939,496	32,205,445	265,949
資産計	66,948,485	67,218,454	269,968
(1)預金	55,718,435	55,677,254	41,180
(2)譲渡性預金	1,731,790	1,730,798	991
(3)債券	821,867	817,392	4,475
(4)コールマネー及び売渡手形	1,627,500	1,627,500	-
(5) 売現先勘定	655,526	655,526	-
(6)債券貸借取引受入担保金	1,940,813	1,940,813	-
(7)借用金	2,487,166	2,500,078	12,912
(8) 社債	958,500	984,125	25,625
負債計	65,941,600	65,933,490	8,110
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	170,062		
ヘッジ会計が適用されているもの	43,813		
貸倒引当金(*1)	26,539		
デリバティブ取引計	187,336	187,336	-

- (*1)貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につい ては、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金 これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、 株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と 近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資(証券化商品)につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9)貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、 返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価として おります。

負債

(1)預金及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3)債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借用金

借用金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「 (デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7)金銭の信託」及び「資産(8)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	116,590
組合出資金(*2)(*3)	6,272
その他(*2)	900
合計	123,763

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)当連結会計年度において、非上場株式について8,826百万円、上記以外について762百万円減損処理を行なっております。
- (*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

					,	
	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金	1,731,179	1	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	9,040,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権	468,945	144,049	284,033	61,202	22,293	731,256
有価証券(*1)	9,026,423	5,065,995	2,422,807	162,783	476,257	1,339,087
満期保有目的の債券	-	-	600,455	-	-	-
国債	-	-	600,455	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	9,026,423	5,065,995	1,822,351	162,783	476,257	1,339,087
国債	8,545,906	3,741,884	1,206,254	46,781	367,473	582,098
地方債	13,461	38,437	47,787	13,136	19,855	-
社債	426,065	846,826	423,616	80,478	50,039	377,642
外国債券	40,672	438,447	139,765	18,712	36,627	379,324
その他	318	399	4,927	3,674	2,262	21
貸出金(*2)	13,450,169	4,887,983	3,035,888	1,733,532	2,047,601	6,124,500
合計	33,716,717	10,098,028	5,742,729	1,957,518	2,546,153	8,194,844

^(*1)有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(注4)社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*1)	52,685,727	2,577,376	343,735	72,519	39,076	-
譲渡性預金	1,728,990	2,800	-	-	-	-
債券	164,894	314,118	342,855	1	ı	-
コールマネー及び売渡手形	1,627,500	-	-	-	-	-
借用金(*2)	2,196,282	42,207	54,307	57,844	50,922	1,603
短期社債	15,997	-	-	-	-	-
社債(*2)	34,200	33,000	60,000	262,300	300,300	89,000
合計	58,453,591	2,969,502	800,897	392,663	390,298	90,603

^(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

^(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない570,685百万円、期間の定めのないもの576,202百万円は含めておりません。

^(*2)借用金及び社債のうち、期間の定めのないもの(借用金84,000百万円、社債179,700百万円)は含めておりません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当行及び当グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また一部の連結子会社では証券関連業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に 留意した取組みを行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当行及び当グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的等で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク(信用リスク)及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク(市場リスク)に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っています。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行及び当グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(流動性リスク)があります。

このほか、当行及び当グループが保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール(ALM)として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ (キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの)手段として金利スワップ取引などのデリバティブ 取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当行及び当グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当行及び当グループは晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理への取り組み

当行及び当グループでは、グループ全体及びグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を 高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上 の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行及び当グループでは、各種リスク管理の明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行及び当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当行及び当グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

総合的なリスク管理

当行及び当グループでは、当行及び当グループが保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、当行及び当グループでは、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループよりリスクキャピタル配賦を受け、配賦されたリスクキャピタルをリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行及び当グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

信用リスクの管理

当行及び当グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

当行では、取締役会が信用リスクに関する重要な事項を決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」及び「クレジット委員会」を設置し、信用リスク管理にかかわる基本的な方針や当行及び当グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング、与信先に対する与信方針等について、総合的に審議・調整等を行います。リスク管理グループ担当役員が所管する与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っています。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額 (=信用コスト)、一定の信頼区間における最大損失額(=信用VAR)、及び信用VARと信用コストとの差額 (=信用リスク量)を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しています。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っています。

当行及び当グループの一部の会社では、各社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定します。また、各社の経営政策委員会において、おのおののクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行います。

市場リスクの管理

当行では、株式会社みずほフィナンシャルグループで定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については、基本方針に則り、取締役会が決定し、頭取が市場リスク管理を統括しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMにかかわる基本的な方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行っております。

リスク管理グループ担当役員は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。総合リスク管理部は、当行及び当グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、頭取への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、みずほグループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、株式会社みずほフィナンシャルグループから配賦されるリスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、VARによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。市場性業務に関しては、フロントオフィス(市場部門)やバックオフィス(事務管理部門)から独立したミドルオフィス(リスク管理専担部署)を設置し相互に牽制が働く体制としています。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV(ベーシスポイントバリュー)等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

市場リスクの状況

. バンキング業務

当行及び当グループのバンキング業務における市場リスク量(VAR)の状況は以下のとおりとなっております。

バンキング業務のVARの状況

(単位:億円)

	(十四・応口)
	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
年度末日	582
最大値	600
最小値	377
平均値	484

「バンキング業務の定義]

トレーディング業務及び政策保有株式 (政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引)以外の取引で主として以下の取引

(1) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

(2) 株式(除く政策保有株式)、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しています。

「バンキング業務のVARの計測手法]

線形リスク : 分散・共分散法

非線形リスク : モンテカルロシミュレーション法 VAR : 線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準 : 信頼区間 片側99% 保有期間 1ヶ月 観測期間 1年

. トレーディング業務

当行及び当グループのトレーディング業務における市場リスク量(VAR)の状況は以下のとおりとなっております。

トレーディング業務のVARの状況

(単位:億円)

	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
年度末日		4
最大値		8
最小値		3
平均值		5

[トレーディング業務の定義]

- (1) 短期の転売を意図して保有される取引
- (2) 現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図 して保有される取引
- (3) (1)と(2)の両方の側面を持つ取引
- (4) 顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

[トレーディング業務のVARの計測手法]

線形リスク : 分散・共分散法

非線形リスク : モンテカルロシミュレーション法 VAR : 線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準 : 線形区間 片側99% 保有期間 1日 観測期間 1年

. 政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、VAR及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標(株価指数 TOPIX1%の変化に対する感応度)は68億円です。

.VARによるリスク管理

VARは、市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、VARの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・ VARの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・ 過去の市場の変動をもとに推計した VARの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するもの

ではないこと。

- ・ 設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提にしている ため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、VARの値を超える損失額が 発生する可能性があること。
- ・ 設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当行及び当グループでVARの計測手法として使用している分散・共分散法は、市場の変動が正規分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。また、一般的に金利上昇と株価上昇は同時に起こりやすいといった相関関係についても、金利上昇と株価下落が同時に発生する等、通常の相関関係が崩れる場合にリスクを過小に評価する可能性があります。

当行及び当グループでは、VARによる市場リスク計測の有効性をVARと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、VARに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていると認識しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行及び当グループの流動性リスク管理体制は、基本的に前述「 市場リスクの管理」の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、市場・ALMグループ担当役員が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、当行及び当グループでは総合資金部、国際資金部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議及び頭取に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。流動性リスクに関するリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整及び経営会議の審議を経て頭取が決定します。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当行及び当グループの資金繰りに影響を与える「緊急事

態」が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	4,785,745	4,785,745	-
(2) コールローン及び買入手形(*1)	8,637,580	8,637,580	-
(3) 買現先勘定	4,198	4,198	-
(4)債券貸借取引支払保証金	821,020	821,020	-
(5)買入金銭債権(*1)	1,432,292	1,432,292	-
(6)特定取引資産			
売買目的有価証券	1,162,951	1,162,951	-
(7) 金銭の信託	18,951	18,951	-
(8)有価証券			
満期保有目的の債券	1,200,615	1,206,707	6,091
その他有価証券	18,334,193	18,334,193	-
(9)貸出金	33,340,484		
貸倒引当金(*1)	457,994		
	32,882,490	33,113,428	230,937
資産計	69,280,041	69,517,070	237,029
(1)預金	56,222,302	56,176,027	46,274
(2)譲渡性預金	761,200	760,876	323
(3)債券	740,932	735,366	5,566
(4)コールマネー及び売渡手形	1,129,300	1,129,300	-
(5) 売現先勘定	20,604	20,604	-
(6)債券貸借取引受入担保金	1,643,365	1,643,365	-
(7)借用金	5,495,611	5,508,604	12,993
(8) 社債	906,900	940,390	33,490
負債計	66,920,216	66,914,535	5,681
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	162,607		
ヘッジ会計が適用されているもの	30,693		
貸倒引当金(*1)	38,448		
デリバティブ取引計	154,852	154,852	-

- (*1)貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につい ては、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金 これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、 株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と 近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資(証券化商品)につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9)貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、 返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価として おります。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3) 債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金 これらは、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。

(7) 借用金

借用金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7)金銭の信託」及び「資産(8)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	99,584
組合出資金(*2)(*3)	7,143
その他(*2)	201
合計	106,929

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)当連結会計年度において、非上場株式について4,623百万円、上記以外について567百万円減損処理を行なっております。
- (*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されて いるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預け金	3,486,877	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	8,640,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権	499,098	112,050	173,836	50,680	20,274	585,104
有価証券(*1)	6,208,497	6,353,934	3,626,099	242,609	1,026,902	1,222,245
満期保有目的の債券	-	100,000	1,100,000	-	-	-
国債	-	100,000	1,100,000	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの	6,208,497	6,253,934	2,526,099	242,609	1,026,902	1,222,245
国債	5,420,050	5,130,300	1,774,400	135,000	855,000	194,200
地方債	8,881	71,739	64,164	-	10,063	-
社債	742,034	939,541	325,867	86,922	99,693	542,754
外国債券	37,375	108,311	358,100	16,873	61,462	485,291
その他	156	4,041	3,566	3,813	682	0
貸出金(*2)	14,272,958	4,773,348	2,998,585	1,817,158	2,127,366	6,234,614
合計	33,107,432	11,239,334	6,798,521	2,110,448	3,174,543	8,041,965

^(*1)有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(注4)社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10年以内	10年超
預金(*1)	53,144,434	2,602,942	349,684	81,019	44,221	-
譲渡性預金	761,200	-	-	-	-	-
債券	150,289	258,264	332,378	ı	-	-
コールマネー及び売渡手形	1,129,300	-	-	-	-	-
借用金(*2)	5,220,627	53,028	59,111	72,373	10,445	1,024
短期社債	16,500	-	-	-	-	-
社債(*2)	68,100	ı	130,000	351,200	133,800	79,000
合計	60,490,450	2,914,236	871,175	504,592	188,466	80,024

^(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

^(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない562,989百万円、期間の定めのないもの553,462百万円は含めておりません。

^(*2)借用金及び社債のうち、期間の定めのないもの(借用金79,000百万円、社債144,800百万円)は含めておりません。

(有価証券関係)

- 1.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)		
売買目的有価証券	101		

2.満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	400,391	404,805	4,413
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	200,064	199,670	394
合計		600,455	604,475	4,019

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	433,350	326,767	106,582
	債券	11,723,505	11,671,819	51,686
	国債	10,415,268	10,375,190	40,078
	地方債	104,213	102,863	1,349
連結貸借対照表計上額が	社債	1,204,023	1,193,764	10,258
取得原価を超えるもの	その他	745,956	731,385	14,570
	信託受益権	530,527	519,468	11,059
	外国債券	143,000	141,415	1,585
	その他	72,427	70,502	1,925
	小計	12,902,811	12,729,972	172,839
	株式	319,974	404,241	84,267
	債券	5,083,147	5,115,701	32,554
	国債	4,075,130	4,077,831	2,700
	地方債	28,468	28,534	66
連結貸借対照表計上額が	社債	979,547	1,009,334	29,787
取得原価を超えないもの	その他	1,660,194	1,702,201	42,007
	信託受益権	696,671	721,405	24,734
	外国債券	932,999	947,039	14,040
	その他	30,523	33,756	3,232
	小計	7,063,315	7,222,144	158,829
合計		19,966,127	19,952,117	14,010

⁽注)評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、122百万円(利益)であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)			
株式	97,443	27,842	2,221			
債券	16,045,400	35,127	28,612			
国債	15,990,193	34,865	28,389			
地方債	28,333	-	61			
社債	26,872	262	160			
その他	4,059,494	24,437	18,824			
合計	20,202,338	87,407	49,658			

⁽注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

7.減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、14,216百万円(うち社債7,099百万円、信託受益権4,180百万円、株式2,936百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	730

2.満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	900,324	907,685	7,360
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	300,290	299,022	1,268
合計		1,200,615	1,206,707	6,091

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	311,358	205,596	105,762
	債券	10,327,604	10,280,353	47,251
	国債	9,163,233	9,127,705	35,528
	地方債	90,830	89,409	1,421
連結貸借対照表計上額が	社債	1,073,540	1,063,238	10,301
取得原価を超えるもの	その他	921,543	900,985	20,557
	信託受益権	484,555	468,871	15,683
	外国債券	356,758	353,439	3,318
	その他	80,229	78,673	1,555
	小計	11,560,506	11,386,935	173,571
	株式	407,672	513,200	105,528
	債券	6,127,484	6,176,498	49,014
	国債	4,420,509	4,430,656	10,147
	地方債	65,432	65,584	151
連結貸借対照表計上額が	社債	1,641,541	1,680,257	38,715
取得原価を超えないもの	その他	1,218,059	1,272,866	54,807
	信託受益権	429,968	452,776	22,808
	外国債券	726,478	749,524	23,045
	その他	61,612	70,566	8,953
	小計	7,753,215	7,962,566	209,350
合	<u></u> 計	19,313,721	19,349,501	35,779

⁽注)評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、34百万円(損失)であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	45,612	7,716	3,338
債券	18,591,442	34,742	12,074
国債	18,304,971	28,012	11,922
地方債	42,156	692	41
社債	244,314	6,037	109
その他	4,480,153	28,601	10,734
合計	23,117,208	71,060	26,146

⁽注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

7.減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結決算日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、12,300百万円(うち株式7,698百万円、社債3,433百万円、信託受益権1,168百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1.運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	
運用目的の金銭の信託	22,000	-	

2.満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,070	1,077	6	-	6

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	18,000	-

2.満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在) 該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの (百万円)
その他の金銭の信託	984	1,017	32	1	32

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	13,760
その他有価証券	13,767
その他の金銭の信託	6
()繰延税金負債	15,222
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,461
() 少数株主持分相当額	4,093
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	2,094
その他有価証券評価差額金	3,460

- (注) 1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額122百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。
 - 2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に 含めて記載しております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	35,946
その他有価証券	35,914
その他の金銭の信託	32
()繰延税金負債	17,546
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	53,492
() 少数株主持分相当額	2,793
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	3,423
その他有価証券評価差額金	52,863

- (注) 1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額34百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。
 - 2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売 建	110,441	51,214	25	25
金融商品	買建	190,192	45,062	131	131
取引所	金利先物オプション				
	売 建	96,330	-	2	16
	買建	96,418	-	4	25
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	23,185,991	15,405,601	375,947	375,947
	受取変動・支払固定	24,028,834	15,005,485	329,531	329,531
店頭	受取変動・支払変動	2,254,752	1,663,952	1,342	1,342
	金利オプション				
	売 建	286,506	184,273	1,146	1,146
	買建	67,712	51,037	812	812
連結会社間取引	金利スワップ				
及び内部取引	受取変動・支払固定	210,000	210,000	855	855
	合計			46,676	46,666

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	4,467,589	3,629,040	26,896	43,389
	為替予約				
	売 建	1,768,024	782,219	58,803	58,803
店頭	買建	5,287,837	3,486,325	144,845	144,845
	通貨オプション				
	売 建	6,576,116	4,970,101	891,899	169,420
	買建	6,788,271	5,180,777	1,226,734	568,283
	合計			104,289	238,603

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	株価指数先物				
	売 建	7,396	-	240	240
金融商品	買 建	289	-	13	13
取引所	株価指数先物オプション				
	売 建	11,776	-	102	22
	買建	17,082	-	205	57
	株リンクスワップ	184,000	184,000	-	-
作品	株式店頭オプション				
店頭	売 建	375	-	4	8
	買建	8,669	-	250	96
	合計			121	87

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
金融商品	売 建	33,929	-	17	17
	買 建	39,764	-	50	50
取引所	債券先物オプション				
	売 建	4,895	-	1	0
	合計			34	32

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	商品先物				
取引所	売 建	816	-	21	21
4X 517/1	買建	79	79	0	0
	商品オプション				
店頭	売 建	180,013	168,822	23,273	23,273
	買建	158,910	149,937	42,303	42,303
	合計			19,009	19,009

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所における最終の価格によっております。 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算 定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成22年3月31日現在) 該当ありません。

(7) ウェザーデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

` '					
区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
<u>+-</u>	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
店頭	売 建	15	-	1	1
	買建	15	-	1	1
	合計			-	-

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定
 - 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
 - 3.取引は降雨量に係るものであります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金、預金等 の有利息の金融 資産・負債	9,894,785 386,900	5,847,985 386,900	55,810 11,996
	合計				43,813

- (注) 1.主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値により算定しております。
 - (2)通貨関連取引 (平成22年3月31日現在) 該当ありません。
 - (3)株式関連取引 (平成22年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 (平成22年3月31日現在) 該当ありません。

当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又 は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。な お、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
	売 建	142,162	46,492	26	26
金融商品	買建	107,217	69,207	33	33
取引所	金利先物オプション				
	売 建	30,557	-	7	14
	買建	51,449	-	30	15
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	21,654,201	14,276,161	319,946	319,946
	受取変動・支払固定	22,191,624	13,659,525	288,777	288,777
店頭	受取変動・支払変動	1,932,212	1,440,602	2,802	2,802
	金利オプション				
	売 建	355,670	296,670	2,129	2,129
	買建	129,939	107,014	2,278	2,278
連結会社間取引	金利スワップ				
及び内部取引	受取変動・支払固定	210,000	150,000	970	970
	合計			33,165	33,142

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算 定しております。

(2)通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	4,267,699	3,753,075	27,526	58,494
	為替予約				
	売 建	1,590,448	557,545	53,745	53,745
店頭	買建	4,079,047	2,412,656	378,780	378,780
	通貨オプション				
	売 建	5,151,372	3,657,579	758,030	175,153
	買建	5,294,110	3,811,141	1,222,393	670,249
	合計			111,801	228,555

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	株価指数先物				
	売 建	17,047	-	549	549
金融商品	買 建	1,552	-	127	127
取引所	株価指数先物オプション				
	売 建	12,999	-	93	25
	買建	12,402	-	202	12
	株リンクスワップ	184,000	184,000	-	-
作品	株式店頭オプション				
店頭	売 建	1,785	-	214	133
	買建	9,729	-	504	361
	合計			24	156

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
金融商品	売 建	41,691	-	2	2
取引所	買建	33,924	-	60	60
4X51191	債券先物オプション				
	売 建	2,730	-	1	0
	合計			64	63

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品	商品先物				
取引所	売 建	1,590	248	18	18
4X 517/1	買建	724	-	12	12
	商品オプション				
店頭	売 建	126,350	117,792	28,023	28,023
	買建	107,571	100,030	45,758	45,758
	合計			17,727	17,727

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算 定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成23年 3 月31日現在) 該当ありません。

(7) ウェザーデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
店頭	売 建	10	-	2	2
	買建	10	-	1	1
	合計			1	1

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定
 - 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
 - 3.取引は降雨量に係るものであります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1)金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金、預金等 の有利息の金融 資産・負債		6,329,633 613,900	34,607 3,913
	合計				30,693

- (注) 1.主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値により算定しております。
 - (2)通貨関連取引 (平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (3)株式関連取引 (平成23年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引 (平成23年3月31日現在) 該当ありません。

(退職給付関係)

- 1.採用している退職給付制度の概要
 - (1)当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当行及び一部の国内連結子会社は、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度を採用しております。
 - (2)当行は、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	650,152	653,080
年金資産	(B)	685,705	656,384
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	35,552	3,303
未認識数理計算上の差異	(D)	240,033	250,923
連結貸借対照表計上額純額	(E) = (C) + (D)	275,586	254,227
前払年金費用	(F)	282,432	261,169
退職給付引当金	(G) = (E) - (F)	6,845	6,942

- (注)1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
 - 2.一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 金額(百万円)
勤務費用	12,137	12,372
利息費用	16,122	16,130
期待運用収益	3,443	18,334
数理計算上の差異の費用処理額	59,948	47,901
その他(臨時に支払った割増退職金等)	3,704	3,339
退職給付費用	88,469	61,409

- (注)1.企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。
 - 2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
(1) 割引率	主に2.5%	同左
(2) 期待運用収益率	主に 2.6%~3.6%	主に0.5%~3.3%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年~12年(各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。)	同左

(税効果会計関係)

(
前連結会計年度 (自 平成21年4月		当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日							
至 平成22年3月3		至 平成23年3月31日)							
1.繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別							
の内訳		の内訳							
繰延税金資産		繰延税金資産							
貸倒引当金損金算入限		貸倒引当金損金算入限							
度超過額	288,175百万円	度超過額	266,517百万円						
繰越欠損金	207,524	繰越欠損金	122,975						
有価証券償却損金算入 限度超過額	160,313	有価証券償却損金算入 限度超過額	156,723						
その他	283,626	その他	311,714						
———————————— 繰延税金資産小計	939,639	—— 繰延税金資産小計	857,930						
評価性引当額	495,565	評価性引当額	446,157						
———————————— 繰延税金資産合計	444,073	—— 繰延税金資産合計	411,773						
繰延税金負債		繰延税金負債							
前払年金費用	114,639	前払年金費用	106,008						
その他	60,409	その他	53,817						
繰延税金負債合計	175,048	繰延税金負債合計	159,826						
繰延税金資産の純額	269,024百万円	繰延税金資産の純額	251,946百万円						
2 . 連結財務諸表提出会社の法定実	効税率と税効果会計	2 . 連結財務諸表提出会社の法定実交	カ税率と税効果会計						
適用後の法人税等の負担率との間	に重要な差異がある	適用後の法人税等の負担率との間に	こ重要な差異がある						
ときの、当該差異の原因となった	主要な項目別の内訳	ときの、当該差異の原因となったま	E要な項目別の内訳						
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%						
(調整)		(調整)							
評価性引当額の減少	14.1	評価性引当額の減少	21.2						
受取配当金等永久に益金に算	7.0	受取配当金等永久に益金に算	2.9						
入されない項目		入されない項目							
交際費等永久に損金に算入され	เ 0.9	交際費等永久に損金に算入され	0.4						
ない項目		ない項目							
その他	2.5	その他	2.9						
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	D 17.9%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	14.0%						

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

┃ 銀行業 ┃ 証券業 ┃ その他事業 ┃ 計 ┃ 消去又は全 ┃ 〕							
						連結	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	社(百万円)	(百万円)	
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,132,559	69,140	13,051	1,214,751	-	1,214,751	
(2)セグメント間の内部経常収 益	1,808	266	4,915	6,990	(6,990)	-	
計	1,134,368	69,406	17,966	1,221,742	(6,990)	1,214,751	
経常費用	1,095,851	45,281	35,019	1,176,152	(7,231)	1,168,920	
経常利益(は経常損失)	38,516	24,125	17,052	45,589	241	45,831	
資産、減価償却費、減損損							
失及び資本的支出							
資産	70,953,381	1,537,047	554,270	73,044,699	(205,804)	72,838,895	
減価償却費	73,965	3,053	562	77,582	-	77,582	
減損損失	1,321	660	-	1,982	-	1,982	
資本的支出	192,685	3,322	353	196,361	-	196,361	

- (注)1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 . 各事業の主な内容
 - (1)銀行業......銀行業
 - (2) 証券業......証券業
 - (3) その他事業…ファクタリング業、ベンチャーキャピタル業等
 - 3. 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、銀行業について、資産は589百万円、経常利益は13,104百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益は記載しておりません。

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当行グループは、事業セグメントを商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づき分類しております。

以下に示す報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則して、主に業務純益(一般貸倒引当金繰入前)を用いております。

また、当行グループは事業セグメントを当行単体、みずほインベスターズ証券グループ、その他に分類し、当行単体の事業セグメントを「個人部門」、「法人部門」、「市場部門・その他」の3つの報告セグメントに区分しております。

「みずほ銀行

みずほ銀行は、主に個人および中堅・中小企業の顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワーク等を通じ、銀行業務やその他の金融サービスを提供しております。

(個人部門)

個人顧客に対して、全国の店舗・ATMネットワークに加え、テレホンバンキングサービス、インターネットバンキングサービス等を通じ、住宅ローン等の個人ローン、クレジットカード、預金、資産運用商品、コンサルティングサービス等の金融商品・サービスを提供しております。

(法人部門)

国内の中堅・中小企業、地方自治体、公共法人等に対して、融資、シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、アドバイザリー業務等の金融サービスの提供や、資本市場での資本調達のサポート等を行っております。

(市場部門・その他)

顧客の財務・事業リスクコントロールニーズに対応するデリバティブやその他のリスクヘッジ商品を提供すること等を通じて、個人部門、法人部門の業務をサポートしております。また、外国為替取引や債券トレーディング、資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM)等も行っております。なお、このセグメントの計数には本部・管理部門の経費等を含んでおります。

[みずほインベスターズ証券グループ]

みずほインベスターズ証券グループは、当行グループの個人及び法人顧客に証券サービスを提供しております。 法人顧客に対しては、資本市場での資金調達のサポート等も行っております。

[その他]

みずほキャピタル、みずほビジネス金融センター等、みずほインベスターズ証券グループを除く当行の子会社から構成され、主に当行グループの顧客に対して、金融商品・サービスを提供しております。

2.報告セグメントごとの業務粗利益、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)及び資産の金額の算定方法以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益は、資金利益、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、業務粗利益から経費(除く臨時処理分)及びその他(持分法による投資損益等連結調整)を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益は、市場実勢価格に基づいております。

3.報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益(一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:百万円)

						· '	- · - / 3 / 3 /
	みずほ銀行	ほ銀行				その他	合計
		個人	法人	市場 その他	ベスターズ 証券グルー プ		
業務粗利益	818,840	288,500	392,900	137,440	47,635	33,930	900,405
経費(除く臨時処理 分)	570,363	245,800	228,900	95,663	39,963	7,323	617,650
その他	-	-	-	-	-	2,047	2,047
【業務純益(一般貸倒 引当金繰入前)	248,476	42,700	164,000	41,776	7,672	24,559	280,708

- (注) 1.一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
 - 2. 「その他」には、各報告セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	みずほ銀行			みずほイン	その他	合計	
		個人	法人	市場 その他	ベスターズ 証券グルー プ		
業務粗利益	809,298	282,800	391,800	134,698	50,369	49,660	909,327
経費(除く臨時処理 分)	554,750	237,700	223,700	93,350	41,012	9,519	605,281
その他	-	ı	ı	•	ı	15,894	15,894
業務純益(一般貸倒 引当金繰入前)	254,547	45,100	168,100	41,347	9,357	24,246	288,151

- (注)1.一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
 - 2. 「その他」には、各報告セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

- 4.報告セグメント合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項) 上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益及び業務純益(一般貸倒引当金繰入前)と連結損益計算 書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りであります。
 - (1) 報告セグメントの業務粗利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

		(1 12 + 17 713 /		
	前連結会計年度	当連結会計年度		
業務粗利益	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日		
	至 平成22年 3 月31	至 平成23年3月31		
	日)	日)		
報告セグメント計	900,405	909,327		
その他経常収益	51,669	34,176		
営業経費	680,797	656,334		
その他経常費用	225,446	118,153		
連結損益計算書の経常利益	45,831	169,016		

(2) 報告セグメントの業務純益(一般貸倒引当金繰入前)の合計額と連結損益計算書の税金等調整前当期純利益計上額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
 業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
耒伤紀益(一放貝因)日立総八則 <i>)</i>	至 平成22年 3 月31	至 平成23年3月31
	日)	日)
報告セグメント計	280,708	288,151
経費 (臨時処理分)	63,147	51,052
不良債権処理額	145,633	98,874
株式関係損益	6,305	8,237
特別損益	22,415	17,293
その他	19,791	39,029
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	68,246	186,310

(追加情報)

当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

		みずほ銀行				みずほイン	その他	合計
			個人	法人	市場 その他	ベスターズ 証券グルー プ		
Ī	減損損失	2,064	-	-	2,064	94	1,278	3,437

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	みずほ銀行			みずほイン	その他	合計	
		個人	法人	市場 その他	ベスターズ 証券グルー		
				その他	7		
当期償却額	-	ı	ı	ı	•	56	56
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)		事者との 係 役員の 兼任等 (人)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	1,805,565	金融持株会社	被所有 直接 100	金借 設賃関 備貸係 の借	2	資金の貸付	700,000 ()	貸出金	700,000

()短期的な取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)		事者との 係 役員の 兼任等 (人)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会	㈱みずほ					金銭貸借関係		コール資金の放出	8,550,000 (1)	コール ローン及 び買入手 形	8,550,000
社を持つ会社	コーポ レート銀 行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	設備の 賃貸借 関係	2	デリバティブ 取引 (通貨オ	573,528 (2)	その他資産	573,528
						等		プション、先物為替)	943,504	その他負債	943,504

- (1)短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。
- (2)期末の市場レートによる評価額等につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引記載すべき重要なものはありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ(東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 該当ありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 - (ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)		事者との 係 役員の 兼任等 (人)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	2,181,375	金融持株会社	被所有 直接 100	金借 設賃関 備貸係 の借	2	資金の貸付	700,000 ()	貸出金	700,000

()短期的な取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)		事者との 係 役員の 兼任等 (人)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会	㈱みずほ					金銭貸借関係		コール資金の放出	8,550,000 (1)	コール ローン及 び買入手 形	8,550,000
社を持つ会社	コーポ レート銀 行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	設備の 賃貸借 関係	2	デリバティブ 取引 (通貨オ	542,022 (2)	その他資産	542,022
						等		プション、先物為替)	1,022,675 (2)	その他負債	1,022,675

- (1)短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。
- (2)期末の市場レートによる評価額等につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

- (2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引記載すべき重要なものはありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ(東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 該当ありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	199,590.04	199,943.74
1 株当たり当期純利益金額	円	11,032.09	30,671.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金 額	円		30,111.06

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 平成22年 3 月31日	当連結会計年度末 平成23年 3 月31日
純資産の部の合計額(百万円)	2,036,642	2,481,918
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,149,105	481,240
(うち優先株式払込金額)	660,000	4
(うち優先配当額)	6,661	0
(うち少数株主持分)	482,443	481,236
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	887,537	2,000,678
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	4,446	10,006

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

7678			
		前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	55,714	140,072
普通株主に帰属しない金額	百万円	6,661	0
うち優先配当額	百万円	6,661	0
普通株式に係る当期純利益	百万円	49,052	140,072
普通株式の期中平均株式数	千株	4,446	4,566
潜在株式調整後1株当たり当期	純利益		
金額			
当期純利益調整額	百万円		0
うち優先配当額	百万円		0
普通株式増加数	千株		85
うち優先株式	千株		85
希薄化効果を有しないため、			
潜在株式調整後1株当たり当			
期純利益金額の算定に含めな			
かった潜在株式の概要			

3.なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

前離熱合計年度 (自 平成22年 4月1日) 単 中成22年 3月31日) 株式会社のずほフィナンシャルグループ」、当行、及びみずほインペスターズ証券を株式交換の送り、は、平成23年 4月26日開催の各社取締役会において、みずほインペスターズ証券を株式交換により、当行の交差子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。なお、本体株式交換の効力発生日に先立つ平成29年 8月29日に、みずほインペスターズ証券を株式交換の差締結いたしました。なお、本体株式交換の対力発生日に先立つ平成29年 8月29日に、みずはインペスターズ証券の普遍株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場、大阪証券取引所市場の24日直証券取引所市場にあけて上級企業(240年)となる予定です。 (1)株式交換の力発生日、株式交換の波の流の形式及び株式交換の土を目的、株式交換の全なの表験のがほにインペスターズ証券事業の内容。株式交換の効力発生日、株式交換の活動形式及び株式支換の活動でに基づき、当時で表別の別の発生の機能の経済でに基づき、当時で表別の別の発生の関節などの関節などの関節などの関節などの関節などの関節などの関節などの関節など	(重要な後発事象)	
旧フィナンシャルグループ。 当行、及びみずほインベスター ズ証券株式会社(以下・みずほインベスターズ証券株式会社(以下・みずほインベスターズ証券体式会性により、当行の完全全会社とすることを決定し、株式交換反動を締結いたしました。 なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほインベスターズ証券の普通指式車京証券取引所市場において地環ルに 最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の対力象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対力発生日に株式交換の法的形式及び株式交換の対力の発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の対力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の対力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の対力発生日平成23年9月1日予定株式交換の治路生日平成23年9月1日予定株式交換の活の形式会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全会社とし、あずほインベスターズ証券を株式交換完全会社とし、あずほインベスターズ証券を株式交換完全会社とする株式交換。株式交換の主な目的のかずほグインスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。株式交換の主な目のかずほグインシャルグループは、グローバル金融危機をの経済社会の構造を化や国際的企業制監を機関を取り等く断たな経営環境に迅速がつめる権に対しました。当り上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の上の	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
はフィナンシャルグループ。 当行、及びみずほインベスター X証券株式会社(以下・みずほインベスター X証券株式会社(以下・みずほインベスター X証券を株式交換により、当行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。 なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月29日に、みずほインベスター X証券の書画株34年東京証券取引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対か発生日、株式交換の流的形式及び株式交換の対か発生日、株式交換の流的形式及び株式交換の対か発生日、株式交換の流的形式及び株式交換の対か発生日 平成23年9月1日予定株式交換の対か発生日 平成23年9月1日予定株式交換の法的形式会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全契会社とも、みずほインベスター X証券を株式交換完全表社とも、みずほインベスター X証券を株式交換完全会社とも、みずほインベスター X証券を株式交換完全系社とする株式交換。株式交換の注め目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機物の経済社会の構造を化や国際的な金融監督環境に迅速かの確定対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表したした。以近カ」、財務力、環場力、の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運動で表現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グルーブカ」を一段と強化することを通りとしております。具体保護によります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運動を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、リアルーブカ」を挙げて取り組みである総合金融でままります。 本件完全子会社化は、グループ画機を通さすることを通さして、リアルーブカ」を一段と強化することを通道性や戦務の機動性を一層高め、外部環境の変化やさるがルーブを維め機動性をあること、業務体の推進やコスト構造の改革等を離底し、グルーブ建関機能の対するとと、業務体的が進地でよるとと、業務体的が進地でよるとと、業務体的推進やコスト構造の改革等を離底し、グループ達別かまの要なら向しを追求するの上、フループを開めるで表して、またない力に関係するがループを開かること、表もない対しているの文庫を確認のよりに対しているの文庫を確認のよりに対していること、表もない対していること、実施的の文庫を確認の文庫を確認し、グループ達別かまの要なら向しを追求すること、表もない表していること、表もないまたないまに対していること、表もないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまた		
ペスターズ証券株式会社(以下)みずほインペスターズ 証券」)は、平成23年4月28日開催の合社取締役会たお いて、みずほインペスターズ証券の株式交換により、当 行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締 結いたました。 なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8 月29日に、みずほインペスターズ証券の普通株式は東京 証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古証券取 引所市場において上境廃止(最終売買日は平成23年8月 26日)となる予定です。 (1)株式交換の対力発生日、株式交換の法約形式 及び株式交換の土な目的 株式交換の分力発生日、株式交換の治約形式 会社法事でが象に基づき、当行を株式交換の法約形式 会社法事でが象に基づき、当行を株式交換完全 全子会社で3株式交換 、社工交換の対力発生日 ・ 本成23年9月1日予定 株式交換の活的形式 会社とし、みみずほインペスターズ証券を株式交換 会社とし、みみずほインペスターズ証券を株式交換完全 全子会社で3株式交換 、株式交換の注を10年で表に基づき、当行を株式交換完全 全子会社で3株式交換 、株式交換の注を10年で表に基づき、またままままままままままままままままままままままままままままままままままま		-
証券」以、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほインペスターズ証券を株式交換により、当行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8月28日に、みずほインペスターズ証券の普通株式は東京証券取引所市場において場底は「最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の分別発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の形式及び株式交換の対の発生日、株式交換の法の手では、大変のの対の発生の表面に関するが、会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全子会社とする株式交換機、株式交換の主な目的みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機的を経済社会の構造を化や国際的な金融監督・規制の見重しなど、金級機関を取り参く新たな経営環境に迅速かつの確に対応すべくスターズ証券を株式交換表式交換を清明のの表面に対しました。当グループは、グローバル金融危機のないまを達して、で変革・プローグ・新を表面であると経営環境について技本のな見重しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を適して、持続が成長を実現すべ、現在グループを坐げて取り組みを加速することで、「グルーブカと経合資源の全体を最適を実現し、「空事、プログラムへの取り組みを加速することを目的としております。具体的には、意思決定のの対に表さと、単数がよりに表しまで表しまでは、対して必要は体制を表しまります。具体的には、意思決定との出速性や戦略の機動性を一層高の、外部環境の発生を実現し、「空事、プログラムへの取り組みを加速することを目的としております。具体制を構築すること、当がループ建業の機能を構築すること、当がループを経過を構築すること、単位がルーブを経過かること、単位がルーブを表しまでは、地では多さと、と、単独を関するのよりには、できるとと、単独をからできる。と、単述がよりないまりに表しまります。と、まりには、では、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、実施的の発達であること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、単位は、対していること、対していること、対していること、対していること、対していること、対していること、対していること、対していること、対していること、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対していることでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		
いて、みずほインペスターズ証券を株式交換により、当行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。 なお、本件株式交換の効力発生日先の音通株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場なび名古屋証券取引所市場、大阪証券取引所市場なび名古屋証券取引所市場、大阪証券取引所市場なび名古屋証券取引所市場ないて土場差し(最終売買日は平成20年8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の対力発生日、株式交換の対か発生日、株式交換の対力発生日、株式交換の対力発生日、株式交換の対力発生日、株式交換の対力発生日、株式交換の対力発生日、株式交換の対力発生日平成23年9月1日予定株式交換の活の形式会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全契約とはし、みずほインペスターズ証券事業の内容。 金融商品取引業株式交換の活力形式、会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全子会社とも、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換の法白腔的みずほフィナンシャルグループは、ゲローバル金融配機後の経済社会の構造を依他国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速から砂幅に対応すべく、昨年5月に当グループは、「お客ごついて抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務的成長を実現し、「の申請を入り上で、当の方に大・監督で取り組んでおります。本件完全子会社化は、グルーブを当けて取り組んである経台直接でガルーブを当けて取り組のである経台直接に、より表がして、対を表して、カーブを関すなして、プレーブカーへの取り組みを加速することで、「グルーブカーへの取り組みを加速することで、「グルーブカーへの取り組みを加速することで、「グルーブカーへの環路を構築すること、当がルーブ経営体制を構築すること、当がルーブ経営体制を構築すること、当がルーブ経営体制を構築すること、当がルーブ経営体制を構築すること、と発験集的の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グルーブ経営物本の定なることを決定が出まれていた。		
行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結いたしました。なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年 8 月23日に、みずほインベスターズ証券の普通株式は東京証券取引所市場において上掲旋し(最終売費日は市23年 8 月26日)となる予定です。 (1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の注め日常・株式交換の注の日常・株式交換の法の形式及び株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の注の形式。 2 当子を株式交換の法の形式 2 当子を株式交換の法の形式 2 当子を株式交換の法の形式 3 当子を株式交換の法の形式 3 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全美会社とし、みずほインベスターズ証券事業の内容 会社とし、みずはインベスターズ証券を株式交換完全子会社とりる株式交換。株式交換の主な目的 3 かずほフィンシャルグルーブは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り着く新たな経営環境に迅速かつ的幅に対応すべ、5 昨年 5 月 に 当グルーブの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたと、当グルーブは自然表別、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場力」、「現場的成長を実現すべく、現在グループを学げて取り組みを加速すること、当ケループを単くない、「変革、ブログラムへの取り組みを加速すること、当なかしております。具体的には、意思決定では、プレーブを単くないの機能を一層高のとは、まり変体、プレーブを単くないが、対応では、まりでは、最近の機能を一層であること、当びルーブの強力である総合金融計で表別、外部環境の会化やするグルーブを開始であること、当がループを関係を対し、よりないの発達を表別に対しているの機能を対している。 第 3 は 4 は 4 は 5 は 5 は 5 は 5 は 5 は 5 は 5 は 5		
語いたしました。 なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年 8月20日に、みずほインペスターズ証券の普通株式は東京証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古屋証券取引所市場において土福廃止(最終売買日は平成23年 8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の主な日間の株式交換の主なの形式及び株式交換の主なの名称みずほインペスターズ証券事業の内容金融商品取引業株式交換の協力形生日平成23年 9月1日予定株式交換の協力形式会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全製会社とし、みずほインペスターズ証券を未式交換の法が形式会社活第767条に基づき、当行を株式交換完全会社とする株式交換。株式交換の主な目的のみずほフィアンメンルグルーブは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化を開設的企会制数を調理リに迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グルーブルーブの中期基本方針として「安革」プログラムを発表が、198年の198年を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直とを行い、「安革」ブログラムを表表して「安革」では当時によりで表述のよります。本件完全子会社化は、グルーブの一体的適当を実現し、「安革」プログラムへの取り組みを加速することで表示していまります。本件完全子会社化は、グループの一体的適当を実現し、「安革」ブログラムへの取り組みを加速することであります。具体的には、グループの一体的適当を実現し、「安革」ブログラムへの取り組みを加速でも対します。まり、「大阪・アグループを学げて取り組んであると、関している場合を実現し、「安革」が関連により表示を表述の表示を表述を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		
なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成29年8月29日に、みずほインベスターズ証券の普通株式は実芽取引所市場、大阪底野の別所市場など名に献まず取引所市場などもの記事と、101 株式交換の対外をとなった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の対力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の主な目的株式交換の主な目ので、大型では、101 年末の内容を設置して、101 年末の内容を設置して、101 年末の内容を設置して、101 年末の内容を設置して、101 年末の内容を設置して、101 年末の大型で、101 年		
月29日に、みずほインペスターズ証券の普通株式は東京 証券取引所市場、大阪証券取引所市場に有いた上場底・ (最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1)株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の 内容 株式交換の対象となった事業の各称及びその事業の 内容 ・		結いたしました。
証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古屋証券取引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対別発生日、株式交換の法的形式及状式交換の主な目的株式交換完全子会社の名称みずほインペスターズ証券事業の内容。金融商品取引業株式交換の法的形式会社法第76余年基づき、当行を株式交換完全発会社とり、みずはインペスターズ証券を株式交換の法的形式会社法第76余年基づき、当行を株式交換完全子会社とする株式交換。株式交換の法的形式会社とり、みずはフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り参く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべ、ド中チログシムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一土鉄」を実践しつつ、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。」本件完全子会社化は、グループの一体的運営や大事で、、すく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や大事なの機動性を実現し、「交番、ブログラムへの取り組みを加速することで、「グループカーへのと強化することで、「グループカーへといったと強化することで、「グループを営体制を構造すること、当時の機動性を開発すること、、当のループ経営体制を構造すること、、当のループ経営体制を構造すること、、当のループ経営体制を構造すること、と業務集的の推進やコスト構造のであるが、上で、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		なお、本件株式交換の効力発生日に先立つ平成23年8
引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月26日)となる予定です。 (1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の対象生日 平成23年9月1日予定 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の診形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全発会社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィンスターズ証券を株式交換完全子会社とする体式交換。 株式交換の建立な目的 みずほフィンシャルグルーブは、グローバル金融危機をの経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取りきぐ新たな経営環境に通かつめを確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針としてプロ、でおから見したであります。第一主義」を実践しつつ、互面する経営課題について抜本的立見直しを行い、「収益力」、「現場力」、現場力」、現場力」、現在グループを学げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営等を実現すべく、現在グループを学げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営等を実現し、「変革」ブログラムへの取り組んでおります。 、本件完全子会社化は、グループの一体的運営で会体を対します。 、本件完全子会社化は、グループを学ばて取り組んでおります。 、本件完全子会社では、グループを学ばて取り組んでおります。 、本代完全・一般の機能であることで、「グループを経営関連に、より柔軟に対応ルーだと表しております。目は能能・証券では対応すること、当のルーブを体・各社の課題に、より柔軟に対応ルーブを発信を記し、当に対力ルーブの強みである総合金融サービスカをこれまでありまする個には、第8条約の推進やコスト構造の改革できるのにし、グルーブ経営効率の更なる向上を追求するるにと、実務集約の推進やコスト構造の改革できるのにし、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、実務集約の推進やコスト構造の改革できるのにし、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、実務集約の推進やコスト構造の改革できるのにし、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、実務集約の推進やコスト構造ので表に表し、を		月29日に、みずほインベスターズ証券の普通株式は東京
(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の対の発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的株式交換の全子会社の名称みずほインペスターズ証券事業の内容金融商品取引業株式交換の対の形生日平成23年9月1日予定株式交換の法的形式会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全到会社とり、みずほインペスターズ証券を株式交換。株式交換の法的形式会社会が自然の主な目的の方では、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り参く新たな経営連携に迅速から砂確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」ブログラムを発表したしました。当グルーブは、グローズは素がして、持続的成長を実現すべく、現在グルーブを挙げて取り組んでおります。本件完全子会社化は、グルーブの一体的流音を表して、「変革」ブログラムへの取り組みを加速することで、「グループカートの取り組みをおします。		証券取引所市場、大阪証券取引所市場及び名古屋証券取
(1) 株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の主な目的 株式交換の主な目の 株式交換の主な目の 株式交換の主な目の 大式変換の注の形式 多離局 中 の		引所市場において上場廃止(最終売買日は平成23年8月
内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式 及び株式交換の主な目的 株式交換の全全子会社の名称 みずほインペスターズ証券 事業の内容 金融商配取引業 株式交換の力力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全銀会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の生きを株式交換。 株式交換の生きを株式会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」ブログラ ムを発表いたしました。当グルーブは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題につい て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グルーブを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グルーブの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカ」を一段と強化することを 題のとしております。具体的には、意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、が認境の変化やグ ループ経営体制を構築すること、は第40年の 2年では、19年のに対している。 第40年の発動性を一層高め、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年がよりに対しに対している。 2年がよりに対しないる。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年が		26日)となる予定です。
内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式 及び株式交換の主な目的 株式交換の全全子会社の名称 みずほインペスターズ証券 事業の内容 金融商配取引業 株式交換の力力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全銀会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の生きを株式交換。 株式交換の生きを株式会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」ブログラ ムを発表いたしました。当グルーブは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題につい て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グルーブを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グルーブの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカ」を一段と強化することを 題のとしております。具体的には、意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、が認境の変化やグ ループ経営体制を構築すること、は第40年の 2年では、19年のに対している。 第40年の発動性を一層高め、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年では、19年のに対している。 2年がよりに対しに対している。 2年がよりに対しないる。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年がよりに対している。 2年が		(1)株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の
及び株式交換完全子会社の名称 みずほインベスターズ証券 事業の内容 金融商品取引業 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会 社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全表会 社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほイナンマルグループは、グローバル金 融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表したしました。当グループ域、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表したしました。リグループは、対の一方は表 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的ですることを目的としております。具体的ですることを目的としております。具体的に対してきる フループ経営体制を構築すること、当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグルーブ連携体制を経常すること、 業務集的な推進やコスト機造の改革等を徹底し、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
株式交換完全子会社の名称 みずほインペスターズ証券 事業の内容 金融商品取引業 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全発会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金 融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り参く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラ ムを発表いたしました。当グルーブは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題につい て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカースの取り組みを加速する でループを体・各社の課題に、より実施に対応できる ブループ経営体制を構築すること、当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集的の推進やコスト機造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
みずほインベスターズ証券 事業の内容 金融商品取引業 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の活的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会 社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全発会 全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグルーブは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り参く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべ、昨年5月に当グルーブの中期基本方針として「変革」ブログラムを発表いたしました。当グルーブは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グルーブを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グルーブを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営取り組みを加速することで、「グルーブカーの取り組みを加速することで、「グルーブカーのと強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグルーブ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグルーブ経営体制を構築すること、当グルーブの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグルーブ連携体制を強化すること、業務集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、業務集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、業務集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、業務集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、業務集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、素殊集的の推進やコストー・プ連携体制を強化すること、大のルー・フェー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ		
事業の内容 金融商品取引業 株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会 社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完 全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金 融危機の経済社会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラ ムを発表いたしきの一次は、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題につい て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適なすることで、「グループ)と一段と強化することを実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループ)を一段と強化することを 前としております。具体的には、意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグ ループ全体・各体制を構築すること、当グループと係合体制を構築すること、 当がループ連携を強化するがループ連携を強化するプループ連携権合の改革等を徹底し、グループ連携機合の改革等を徹底し、グループ連携機合の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
金融商品取引業株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の活的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金 融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すっく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラ ムを発表いたしました。当グループは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について技本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を選じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログカへの取り組みを加速す と現す、プログループも強化することを目 的としております。具体的には、意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグ ループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できる グループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグルーブ、環境を強力を強化すること、 業務集物の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
株式交換の効力発生日 平成23年9月1日予定 株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全網会 社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グルーブの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたと、当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在ゲループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループで乗びかの取り組みを副適きすることで、「グループカラムへの取り組みを副適することで、「グループカラムへの取り組みを副適することで、「グループカラムへの取り組みを通適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを副適することで、「グループカラムへの取り組みを過適きすることで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券カルフナルできるグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の文革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
平成23年9月1日予定 株式交換の活的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全発会 社とし、みずほインペスターズ証券を株式交換完 全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金 融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監 督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな 経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラ ムを発表いたしました。当グループは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、「収益力」「財務カ」 「現場カ」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカ」を一段と強化することを目 的としております。具体的には、 意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグ ループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
株式交換の法的形式 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローパル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グルーブの中期基本方。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することとで、「グループ大会で表現し、意思決定の主とを目的としております。具体で表現の実施を加速性や戦略の機動性を一層高ら、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループを営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグルーブ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の数革等を徹底し、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全人社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。株式交換の大式を換りまな目的のみずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を中には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高多、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループを登体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機であること、業務集のの推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規利の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することではいます。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
全子会社とする株式交換。 株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを開めとしております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
株式交換の主な目的 みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融 機の機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」グリーブは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を横撃すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針としてで変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットクといった経営資源の体的、運営や人材・ネットフクといった経営資源のな体を適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をもれまで大とに発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグルーブ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グルーブ経営効率の更なる向上を追求すること、を		みずほフィナンシャルグループは、グローバル金
経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に 当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま 第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカーを一段と彼することを目 的としております。具体的には、意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグ ループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できる グループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監
当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな
ムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグルーブ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に
第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		当グループの中期基本方針として「変革」プログラ
て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」 「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を 実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおり ます。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人 材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実 現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速する ことで、「グループカ」を一段と強化することを目 的としております。具体的には、 意思決定の迅速 性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグ ループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できる グループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグルーブ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		ムを発表いたしました。当グループは、「お客さま
「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題につい
実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		て抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」
ます。 本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を
本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおり
材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		ます。
材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人
現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
ことで、「グループカ」を一段と強化することを目的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
的としております。具体的には、 意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、 当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
ループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できる グループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
グループ経営体制を構築すること、 当グループの 強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発 揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシーム レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
レスに提供するグループ連携体制を強化すること、 業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、 グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を		
企図しております。		
		企図しております。

分本社人制作		까하셨습니다며			
前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日		当連結会計年度(自 平成22年4月)			
至平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)				
至 十城22年3月51日)	(2)株式の交換比率及びその算定方法並びに交付予定の				
	株式数	10千次0°00开定777	A TO IC X 11 1 ACO		
	1112 0241				
	株式交換		1		
		┃みずほフィナン ┃シャルグループ	みずほインベス		
	 会社名	ジャルケルーク (株式交換完全親	ターズ証券		
	<u> </u>	会社である当行の	(株式交換完全子		
		完全親会社)	会社)		
	本件株式交換				
	に係る割当て	1	0.56		
	の内容				
	算定方法				
	みずほフ	ィナンシャルグループ	プ、当行及びみずほ		
	インベスタ	ーズ証券は、メリル!	Jンチ日本証券株式		
	会社及びJP	モルガン証券株式会社	せから提出を受けた		
	株式交換比	率の分析結果を参考に	こ、かつ、みずほ		
	フィナンシ	ャルグループ及びみる	ずほインベスターズ		
	証券の財務	状況、業績動向、株個	西動向等を勘案の		
	上、交渉・	協議を重ねた結果、	それぞれ上記の株式		
	交換比率は、	、みずほフィナンシャ	ァルグループ及びみ		
	ずほインベ	スターズ証券の株主の	の皆さまの利益に資		
	するもので	あるとの判断に至り、	みずほフィナン		
		ープ、当行及びみずに			
		年4月28日に開催され	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		て、本件株式交換にな			
	を決議いた				
	交付株式	-			
	くり休式数 みずほフィナンシャルグループの普通株				
			/ 少日但小		
	I\: 322,	951,927株予定			

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
	利付みずほ銀行債券	平成18年3月~ 平成19年3月	8,994	4,306 [4,306]	0.24 ~ 0.56	なし	平成23年4月~ 平成24年3月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (利子一括払)	平成18年3月~ 平成19年3月	102,748	42,704 [42,704]	0.24 ~ 0.56	なし	平成23年4月~ 平成24年3月	(注)1
当行	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成18年3月~ 平成23年3月	643,047	629,425 [91,277]	0.06 ~ 0.66	なし	平成23年4月~ 平成28年4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子一括払)	平成18年3月~ 平成23年3月	67,077	64,496 [11,999]	0.06 ~ 0.66	なし	平成23年4月~ 平成28年4月	(注)1
	普通社債	平成16年11月~ 平成21年10月	849,500	802,400 [35,100]	0.48 ~ 4.26	なし	平成23年4月~	(注)1
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.	普通社債	平成9年2月~ 平成20年6月	109,000	104,500 [33,000]	0.95 ~ 4.35	なし	平成23年6月~	(注)1
みずほイ ンベス ターズ証 券株式会 社	短期社債	平成22年11月~ 平成23年3月	15,997	16,497 [16,497]	0.14 ~ 0.19	なし	平成23年4月~ 平成23年6月	(注)1
_	合計	_	1,796,364	1,664,330			_	

- (注)1.「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 - 2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	234,889	120,460	137,804	216,875	245,503

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	2,487,166	5,495,611	0.21	
再割引手形	-	-	-	
借入金	2,487,166	5,495,611	0.21	平成23年4月~
リーフ集数	12 042	40.204	2 44	平成23年4月~
リース債務	13,042	19,304	2.41	平成31年12月

- (注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 - 2.借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	5,220,627	30,251	22,777	32,301	26,810
リース債務 (百万円)	3,893	3,581	2,990	2,366	2,015

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

該当ありません。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	2,638,336	4,758,812
現金	927,643	1,298,942
預け金	1,710,693	3,459,869
コールローン	9,040,000	8,640,000
債券貸借取引支払保証金	262,417	430,337
買入金銭債権	1,259,295	944,811
特定取引資産	⁸ 1,463,369	1,057,313
商品有価証券	576,087	124,018
商品有価証券派生商品	12	C
特定取引有価証券派生商品	16,233	18,157
特定金融派生商品	273,852	293,805
その他の特定取引資産	597,184	621,332
金銭の信託	1,070	984
有価証券	^{1, 8} 19,671,063	^{1, 8} 19,887,559
国債	15,090,854	14,784,358
地方債	132,681	156,263
社債	¹⁵ 2,180,571	¹⁵ 2,711,835
株式	1,098,861	1,055,607
その他の証券	1,168,093	1,179,495
貸出金	3, 4, 5, 6, 8, 9 32,467,647	3, 4, 5, 6, 8, 9 33,376,277
割引手形	⁷ 156,357	⁷ 148,202
手形貸付	795,833	740,623
証書貸付	25,608,293	27,222,275
当座貸越	5,907,162	5,265,176
外国為替	130,572	130,547
外国他店預け	11,219	39,363
買入外国為替	⁷ 95,739	⁷ 66,674
取立外国為替	23,613	24,509
その他資産	8 2,889,486	8 2,482,773
未決済為替貸	4,153	8,154
前払費用	6,824	6,527
未収収益	82,930	74,208
先物取引差入証拠金	1,156	2,729
先物取引差金勘定	136	477
金融派生商品	1,620,867	1,603,097
宝くじ関係立替払金	135,919	132,721
前払年金費用	314,532	293,269
有価証券未収金	433,179	12,421
その他の資産	⁸ 289,784	8 349,165

		(単位:日万円)
	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
有形固定資産	^{11, 12} 727,740	^{11, 12} 748,700
建物	250,170	260,198
土地	¹⁰ 388,266	¹⁰ 388,053
リース資産	6,733	12,668
建設仮勘定	19,971	25,369
その他の有形固定資産	62,599	62,410
無形固定資産	178,964	216,366
ソフトウエア	95,107	99,545
リース資産	1,722	2,796
その他の無形固定資産	82,134	114,023
繰延税金資産	250,847	235,826
支払承諾見返	997,665	953,547
貸倒引当金	440,887	403,089
投資損失引当金	26	14
資産の部合計	71,537,565	73,460,755
負債の部		
預金	⁸ 55,761,093	⁸ 56,261,351
当座預金	3,544,834	3,668,333
普通預金	27,268,981	28,446,222
貯蓄預金	1,122,350	1,101,180
通知預金	301,476	272,794
定期預金	21,690,573	20,766,505
定期積金	6	6
その他の預金	1,832,870	2,006,308
譲渡性預金	2,027,790	1,067,200
債券	821,867	740,932
コールマネー	⁸ 1,627,500	8 1,129,300
売現先勘定	8 635,326	-
債券貸借取引受入担保金	⁸ 1,452,372	8 1,174,557
特定取引負債	247,136	298,680
売付商品債券	-	22,116
商品有価証券派生商品	11	52
特定取引有価証券派生商品	16,225	18,164
特定金融派生商品	230,899	258,347
借用金	8 3,019,909	8 6,024,707
借入金	¹³ 3,019,909	¹³ 6,024,707
外国為替	10,040	14,040
外国他店借	1,584	245
売渡外国為替	3,803	7,996
未払外国為替	4,652	5,798

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
 社債	¹⁴ 849,500	¹⁴ 802,400
その他負債	2,380,144	2,829,438
未決済為替借	6,765	17,097
未払法人税等	1,620	1,830
未払費用	76,719	65,278
前受収益	38,514	40,417
給付補てん備金	0	0
先物取引差金勘定	93	-
金融派生商品	1,449,965	1,445,366
リース債務	12,091	18,527
資産除去債務	-	1,760
宝くじ売上金等未精算金	135,919	132,721
未払特殊証券	413	413
特殊証券等剰余金	81	78
未払復興貯蓄債券元利金	2	2
有価証券未払金	211,582	425,947
その他の負債	446,376	679,998
賞与引当金	8,647	9,070
睡眠預金払戻損失引当金	13,548	14,079
債券払戻損失引当金	10,824	13,344
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 77,372	¹⁰ 77,333
支払承諾	997,665	953,547
負債の部合計	69,940,741	71,409,983
純資産の部		
資本金	700,000	700,000
資本剰余金	681,432	1,057,242
資本準備金	490,707	490,707
その他資本剰余金	190,725	566,535
利益剰余金	96,147	239,365
利益準備金	-	1,332
その他利益剰余金	96,147	238,033
繰越利益剰余金	96,147	238,033
株主資本合計	1,477,580	1,996,608
	7,084	58,823
繰延ヘッジ損益	17,395	4,113
土地再評価差額金	¹⁰ 108,931	¹⁰ 108,873
評価・換算差額等合計	119,242	54,163
純資産の部合計	1,596,823	2,050,771
負債及び純資産の部合計	71,537,565	73,460,755

(単位:百万円)

				(羊位・口/111)
	(自 平成2	業年度 1年 4 月 1 日 2年 3 月31日)	(自 至	当事業年度 平成22年4月1日 平成23年3月31日)
経常収益		1,129,427		1,034,929
資金運用収益		765,263		680,532
貸出金利息		526,434		476,273
有価証券利息配当金		139,345		116,182
コールローン利息		47,870		32,886
債券貸借取引受入利息		257		132
預け金利息		8,396		5,948
金利スワップ受入利息		19,227		31,338
その他の受入利息		23,732		17,770
役務取引等収益		201,229		203,073
受入為替手数料		82,324		81,363
その他の役務収益		118,905		121,709
特定取引収益		43,175		55,197
商品有価証券収益		2,336		1,995
特定取引有価証券収益		165		246
特定金融派生商品収益		38,231		51,553
その他の特定取引収益		2,441		1,401
その他業務収益		69,731		66,561
外国為替売買益		4,539		-
国債等債券売却益		58,268		61,358
金融派生商品収益		4,802		1,246
特殊証券等関係費補てん金		5		5
その他の業務収益		2,115		3,951
その他経常収益		50,027		29,566
株式等売却益		27,999		5,124
金銭の信託運用益		17		-
その他の経常収益		1 22,010		¹ 24,441
経常費用		1,040,552		896,454
資金調達費用		152,337		108,781
預金利息		86,260		51,208
譲渡性預金利息		5,233		2,504
債券利息		3,385		3,108
コールマネー利息		1,776		1,212
売現先利息		1,069		105
債券貸借取引支払利息		2,349		3,691
借用金利息		35,571		29,922
短期社債利息		8		2
社債利息		16,283		16,551
その他の支払利息		399		473
役務取引等費用		52,861		55,252

		(十四・口/川リ)
	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	30,530	32,261
その他の役務費用	22,331	22,991
その他業務費用	55,364	32,032
外国為替売買損	-	3,968
国債等債券売却損	50,633	21,551
国債等債券償却	4,180	6,362
債券発行費用償却	24	21
その他の業務費用	525	128
営業経費	633,240	605,250
その他経常費用	146,748	95,136
貸倒引当金繰入額	13,053	-
貸出金償却	78,698	51,996
株式等売却損	3,011	4,782
株式等償却	5,114	8,986
投資損失引当金繰入額	26	-
金銭の信託運用損	255	60
その他の経常費用	² 46,589	29,311
経常利益	88,875	138,475
特別利益	26,713	38,860
固定資産処分益	265	34
償却債権取立益	26,447	21,602
その他の特別利益	-	³ 17,223
特別損失	5,698	5,468
固定資産処分損	4,376	2,387
減損損失	1,321	2,064
その他の特別損失	-	4 1,015
税引前当期純利益	109,890	171,867
法人税、住民税及び事業税	498	476
法人税等調整額	13,387	21,570
法人税等合計	13,886	22,046
当期純利益	96,004	149,821

(単位:百万円)

	_			(单位:日77万)
	(自 至	前事業年度 平成21年4月1日 平成22年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成22年4月1日 平成23年3月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高		650,000		700,000
当期变動額				
新株の発行		50,000		-
当期変動額合計		50,000		-
		700,000		700,000
資本準備金				
前期末残高		762,345		490,707
当期変動額				
新株の発行		50,000		-
資本準備金の取崩		321,638		-
当期変動額合計		271,638		-
当期末残高 当期末残高		490,707		490,707
前期末残高		-		190,725
当期変動額				
資本準備金の取崩		321,638		-
自己株式の処分		-		375,810
損失の処理に伴うその他資本剰余金か らその他利益剰余金への振替		130,913		-
当期変動額合計		190,725		375,810
当期末残高		190,725		566,535
前期末残高		762,345		681,432
当期変動額				
新株の発行		50,000		-
自己株式の処分		-		375,810
損失の処理に伴うその他資本剰余金か らその他利益剰余金への振替		130,913		-
当期変動額合計		80,913		375,810
		681,432		1,057,242

			(単位:日万円)
	(自 至	前事業年度 平成21年 4 月 1 日 平成22年 3 月31日)	当事業年度 平成22年 4 月 1 日 平成23年 3 月31日)
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高		-	-
当期変動額			
剰余金の配当		-	1,332
当期変動額合計		-	1,332
		-	1,332
繰越利益剰余金			
前期末残高		130,913	96,147
当期変動額			
剰余金の配当		-	7,993
当期純利益		96,004	149,821
損失の処理に伴うその他資本剰余 金からその他利益剰余金への振替		130,913	-
土地再評価差額金の取崩		143	57
当期変動額合計		227,060	141,885
		96,147	238,033
—————————————————————————————————————			
前期末残高		130,913	96,147
当期変動額			
剰余金の配当		-	6,661
当期純利益		96,004	149,821
損失の処理に伴うその他資本剰余金か らその他利益剰余金への振替		130,913	-
土地再評価差額金の取崩		143	57
当期変動額合計		227,060	143,217
		96,147	239,365
株主資本合計			
前期末残高		1,281,432	1,477,580
当期変動額			
新株の発行		100,000	-
剰余金の配当		-	6,661
当期純利益		96,004	149,821
自己株式の処分		-	375,810
損失の処理に伴うその他資本剰余金から その他利益剰余金への振替		-	-
土地再評価差額金の取崩		143	57
当期変動額合計		196,147	 519,027
		1,477,580	1,996,608

	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	190,725	7,084
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	183,640	51,739
当期変動額合計	183,640	51,739
当期末残高	7,084	58,823
前期末残高	1,884	17,395
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額) 	15,510	13,282
当期変動額合計	15,510	13,282
当期末残高	17,395	4,113
前期末残高	109,075	108,931
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	143	57
当期变動額合計	143	57
当期末残高	108,931	108,873
前期末残高	79,765	119,242
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額) 	199,007	65,079
当期変動額合計	199,007	65,079
	119,242	54,163
前期末残高	1,201,667	1,596,823
当期変動額		
新株の発行	100,000	-
剰余金の配当	-	6,661
当期純利益	96,004	149,821
自己株式の処分	-	375,810
損失の処理に伴うその他資本剰余金からその 他利益剰余金への振替	-	-
土地再評価差額金の取崩	143	57
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	199,007	65,079
当期变動額合計	395,155	453,948
	1,596,823	2,050,771

【重要な会計方針】

【里女は云前刀到		
	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1.特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準		同左
2 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものにつては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、時価へッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。 (2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法によっております。	(2) 同左

第一次		前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行っております。 4 . 固定資産の減価償却の方 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率 法を採用しております。 なお、主な利用年数は次のとおりであります。 建物 3年 - 50年 その他 2年 - 20年 (2)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権を転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1) 株式交付費 株式交付費 株式交付費 (2) 社債発行費 社債等行費 社債等行費 人類等発行費用 (3) 債券発行費用 (3) 債券発行費用 (3) 債券発行費用 同左 して処理しております。 (3) 債券発行費用 同左 として処理しております。 (3) 債券発行費用 同左 として処理しております。 (3) 債券発行費用 同左 として処理しております。 (3) 債券発行費用 同左 として処理しております。 (3) 債券発行費用 同左 による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して	2 デリバティブ取引の証価	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
4 . 固定資産の減価償却の方 法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定率 法を採用しております。 なお、主な利用年数は次のとおりであります。 なが、生な利用年数は次のとおりであります。 での他 2年-20年 (2)無形固定資産の減価償却は、定額法により増加しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」及び「無形固定資産」及び「無形固定資産」及び「無形固定資産」及び「無形固定資産」及び「無形固定資産」の対しております。 (3)は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費 社債発行費 、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 「同左して処理しております。 (3)債券発行費用 「同方とこの機算基準」による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して		-	四生
4. 固定資産の減価償却の方	基準及び評価方法 		
特別国定資産の減価償却は、建物については定案法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。			
いては定額法を、その他については定率 法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物3年~50年 その他2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権参転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (3)株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 をして処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用			
法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 その他 2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (2)社債発行費 株式交付費 株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 同左 として処理しております。 (4)株式交付費 (3)債券発行費用 同左	法		<u>同</u> 生
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物3年~50年 その他2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」の中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用に、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用に、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用に、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 (3)債券発行費用 同左			
関すす。 建物 3年~50年 その他 2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」の扱「無形固定資産」のよりをでは、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費 、(2)社債発行費 、(3)債券発行費用に、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 同左			
建 物 3年~50年 その他 2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」内で「無形固定資産」内の方法で償却しております。 (3)リース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費として処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (5・外資建資産及び負債の本 外資建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付して			
その他 2年~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法に より償却しております。なお、自社利用 のソフトウェアについては、行内におけ る利用可能期間(5年)に基づいて償却 しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係る「有形固定資産」及び「無形固 定資産」中のリース資産の減価償却は、 原則として自己所有の固定資産に適用す る方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用と して処理しております。 (2)社債発行費は、発生時に全額費用と して処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用と して処理しております。 (3)債券発行費用 「債券発行費用 「債券発行費用」 「3)債券発行費用 「高左 (3)債券発行費用 「3)債券発行費用 「同左 (3)債券発行費用 「同左 (3)債券発行費用 「同左 (3)債券発行費用 「同左 (3)債券発行費用 「同左			
(2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」の中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費社、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用をして処理しております。 (3)債券発行費用をして必要しております。 (3)債券発行費用をして必要しております。 (3)債券発行費用をして必要しております。 (3)債券発行費用をして必要しております。 (3)債券発行費用 同左			
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 5.繰延資産の処理方法 (1)株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 百左 して処理しております。 (3)債券発行費用 同左 として処理しております。 (3)債券発行費用 同左			
より償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費、社債発行費、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 百左して処理しております。 (3)債券発行費用 百左して処理しております。 (3)債券発行費用 百左して処理しております。 (3)債券発行費用 百左して処理しております。 (3)債券発行費用 百左して処理しております。 (3)債券発行費用 百左			
のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費 社債発行費 に後発行費 に後発行費用 債券発行費用 債券発行費用 同左して処理しております。 (3)債券発行費用 人して処理しております。 (4)株式交付費 間方をして処理しております。 (5)債券発行費用 百左 「(5)機等発行費用 「同左して処理しております。 (5)債券発行費目 「同左して処理しております。 (6)債券発行費目 「同左して処理しております。 「(5)機等発行費用 「同左して処理しております。 「(5)債券発行費用 「同左して処理しております。 「(5)債券発行費用 「同左して処理しております。 「(5)債券発行費用 「同左して処理しております。 「同左して処理しております。」 「同左して処理しております。 「同左して処理しております。 「同左して必要しており異質を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して			同左
る利用可能期間 (5年)に基づいて償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 (4)株式交付費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (3)債券発行費用 (3)債券 (4)債券			
しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 5.繰延資産の処理方法 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 同左して処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 (4)株式交付費 (2)社債発行費 (5)社債発行費 (5)社債発行費 (6)共産の担じております。 (5)債券発行費用 (6)共産の担じております。 (6)外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付して			
(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係る「有形固定資産」及び「無形固 定資産」中のリース資産の減価償却は、 原則として自己所有の固定資産に適用す る方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 百左 として処理しております。 (3)債券発行費用 百左 として処理しております。 (3)債券発行費所 百左		る利用可能期間(5年)に基づいて償却	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 百左として処理しております。 (4)債券発行費用 百左として処理しております。 (5)債券発行費用 百左として処理しております。 (6)外資建資産及び負債の本 外資建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付して		しております。	
引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (5)人工処理しております。 (6.外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付して		(3)リース資産	(3)リース資産
定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 5.繰延資産の処理方法 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (5)工の理しております。 6.外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して		所有権移転外ファイナンス・リース取	同左
原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。 5.繰延資産の処理方法 (1)株式交付費		引に係る「有形固定資産」及び「無形固	
る方法と同一の方法で償却しております。 5.繰延資産の処理方法 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (1)株式交付費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 (2)社債発行費 同左 して処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 (5)として処理しております。 6.外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場 同左 による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して		定資産」中のリース資産の減価償却は、	
す。 5 . 繰延資産の処理方法 (1)株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。 6 . 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 「同左		原則として自己所有の固定資産に適用す	
5 . 繰延資産の処理方法 (1)株式交付費 株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用をして処理しております。 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 (4)債券発行費用 同左として処理しております。 (5)債券発行費用 同左として処理しております。 「5 . 外貨建資産及び負債の本料通貨への換算基準」の為替相場による円換算額を付して		る方法と同一の方法で償却しておりま	
株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。 (2)社債発行費 社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用 して処理しております。 (3)債券発行費用 「同左として処理しております。 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 「別債券発行費用 同左として処理しております。 「別債券発行費用 同左として処理しております。 「別債券発行費用 「同左として処理しております。 「別債券発行費用 「同左として処理しております。 「別債券発行費用 「同左として処理しております。 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「同左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日左として処理しております。」 「日本として処理しております。」 「日本として処理を表する。」 「日本として処理しております。」 「日本として処理しております。」 「日本として処理しております。」 「日本として処理を表する。」 「日本として必要を表する。」 「日本としてなる。」 「日本としてなる		す。	
して処理しております。 (2)社債発行費	5.繰延資産の処理方法	(1)株式交付費	(1)株式交付費
(2)社債発行費		株式交付費は、発生時に全額費用と	同左
社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。 (3)債券発行費用 (3)債券発行費用 同左 (3)債券発行費用 同左として処理しております。 6 . 外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して		して処理しております。	
して処理しております。 (3)債券発行費用		(2)社債発行費	(2)社債発行費
(3)債券発行費用 債券発行費用は、発生時に全額費用 として処理しております。 6 . 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準 による円換算額を付す子会社株式を除き、 決算日の為替相場による円換算額を付して		社債発行費は、発生時に全額費用と	同左
横券発行費用は、発生時に全額費用 同左として処理しております。 6 . 外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場 同左 による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付して		して処理しております。	
として処理しております。 6 . 外貨建資産及び負債の本 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場 同左 による円換算額を付す子会社株式を除き、 決算日の為替相場による円換算額を付して		(3)債券発行費用	(3)債券発行費用
6 . 外貨建資産及び負債の本 邦通貨への換算基準 ・対算日の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、 決算日の為替相場による円換算額を付して		債券発行費用は、発生時に全額費用	同左
邦通貨への換算基準 による円換算額を付す子会社株式を除き、 決算日の為替相場による円換算額を付して		として処理しております。	
決算日の為替相場による円換算額を付して	6 . 外貨建資産及び負債の本	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場	同左
	邦通貨への換算基準	による円換算額を付す子会社株式を除き、	
おります。		決算日の為替相場による円換算額を付して	
		おります。	

	丽 事業牛 度
(自	平成21年4月1日
至	平成22年3月31日)

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

7. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事 実が発生している債務者(以下、「破綻 先」という。)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権について は、以下のなお書きに記載されている直 接減額後の帳簿価額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という。)に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計上してお ります。

破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表 関係)5.の貸出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシュ・フローを合 理的に見積ることができる債権について は、当該キャッシュ・フローを貸出条件 緩和実施前の約定利子率等で割引いた金 額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当 金とする方法 (キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。また、 当該大口債務者のうち、将来キャッ シュ・フローを合理的に見積ることが困 難な債務者に対する債権については、個 別的に予想損失額を算定し、引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

(1)貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しております。

当事業年度

破産、特別清算等法的に経営破綻の事 実が発生している債務者(以下、「破綻 先」という。)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権について は、以下のなお書きに記載されている直 接減額後の帳簿価額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という。)に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、そ の残額のうち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計上してお ります。

破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表 関係)5.の貸出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定額以上の大口債 務者のうち、債権の元本の回収及び利息 の受取りに係るキャッシュ・フローを合 理的に見積ることができる債権について は、当該キャッシュ・フローを貸出条件 緩和実施前の約定利子率等で割引いた金 額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当 金とする方法(キャッシュ・フロー見積 法)により引き当てております。また、 当該大口債務者のうち、将来キャッ シュ・フローを合理的に見積ることが困 難な債務者に対する債権については、個 別的に予想損失額を算定し、引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いま光た広
前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
すべての債権は、資産の自己査	
に基づき、営業関連部署が資産を	
施し、当該部署から独立した資産	
署が査定結果を監査しており、その	
は果に基づいて上記の引当を行って は果に基づいて上記の引当を行って	
ます。	ます。
よっ。	
担保・保証付債権等については、付金を担保の証券を表する。	
から担保の評価額及び保証による	
可能と認められる額を控除した残	
立不能見込額として債権額から直	
しており、その金額は336,280百万	
あります。	あります。
(2)投資損失引当金	(2)投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対す	る損失 同左
に備えるため、有価証券の発行会を	社の財
政状態等を勘案して必要と認める	額を計
上しております。	
(3)賞与引当金	(3)賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備え	るたり同左
め、従業員に対する賞与の支給見	込額の
うち、当事業年度に帰属する額を	計上し
ております。	
(4)退職給付引当金	(4)退職給付引当金
退職給付引当金(含む前払年金)	· ,
は、従業員の退職給付に備えるため	
事業年度末における退職給付債務	
金資産の見込額に基づき、当事業	
立貫度の兄込顔に奉うさ、ヨ事業・ において発生していると認める額・	
しております。また、数理計算上の	
は、各発生年度における従業員の	
存勤務期間内の一定年数(10~12 ⁴	
よる定額法に基づき按分した額を	
れ発生の翌事業年度から損益処理	U (a)
ります。	

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
	(5)睡眠預金払戻損失引当金	(5)睡眠預金払戻損失引当金
	睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上	同左
	を中止した預金について、預金者からの	
	払戻請求に備えるため、将来の払戻請求	
	に応じて発生する損失を見積り必要と認	
	める額を計上しております。	
	(6)債券払戻損失引当金	(6)債券払戻損失引当金
	債券払戻損失引当金は、負債計上を中止	同左
	した債券について、債券保有者からの払	
	戻請求に備えるため、将来の払戻請求に	
	応じて発生する損失を見積り必要と認め	
	る額を計上しております。	
8.ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ
	金融資産・負債から生じる金利リスク	金融資産・負債から生じる金利リスク
	のヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法	のヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法
	として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適	として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適
	用しております。小口多数の金銭債権債	用しております。小口多数の金銭債権債
	務に対する包括ヘッジについて、「銀行	務に対する包括ヘッジについて、「銀行
	業における金融商品会計基準適用に関す	業における金融商品会計基準適用に関す
	る会計上及び監査上の取扱い」(日本公	る会計上及び監査上の取扱い」(日本公
	認会計士協会業種別監査委員会報告第24	認会計士協会業種別監査委員会報告第24
	号。以下「業種別監査委員会報告第24	号。以下「業種別監査委員会報告第24
	号」という。)を適用しております。	号」という。)を適用しております。
	ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭	ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭
	債権債務に対する包括ヘッジについて以	債権債務に対する包括ヘッジについて以
	下のとおり行っております。	下のとおり行っております。
	()相場変動を相殺するヘッジについて	()相場変動を相殺するヘッジについて
	は、ヘッジ対象となる預金・貸出金等	は、ヘッジ対象となる預金・貸出金等
	とヘッジ手段である金利スワップ取引	とヘッジ手段である金利スワップ取引
	等を一定の期間毎にグルーピングのう	等を一定の期間毎にグルーピングのう
	え特定し有効性を評価しております。	え特定し有効性を評価しております。
	()キャッシュ・フローを固定するヘッ	()キャッシュ・フローを固定するヘッ
	ジについては、ヘッジ対象とヘッジ手	ジについては、ヘッジ対象とヘッジ手
	段の金利変動要素の相関関係を検証し	段の金利変動要素の相関関係を検証し
	有効性を評価しております。	有効性を評価しております。
	個別ヘッジについてもヘッジ対象の相	個別ヘッジについてもヘッジ対象の相
	場変動とヘッジ手段の相場変動を比較	場変動とヘッジ手段の相場変動を比較
	し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッ	し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッ
	ジの有効性を評価しております。	ジの有効性を評価しております。

	前事業年度	当事業年度
	則事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	ョ事業牛度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	また、当事業年度末の貸借対照表に計	また、当事業年度末の貸借対照表に計
	上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀	上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀
	行業における金融商品会計基準適用に関	行業における金融商品会計基準適用に関
	する当面の会計上及び監査上の取扱	する当面の会計上及び監査上の取扱
	い」(日本公認会計士協会業種別監査委	い」(日本公認会計士協会業種別監査委
	員会報告第15号)を適用して実施してお	員会報告第15号)を適用して実施してお
	りました多数の貸出金・預金等から生じ	りました多数の貸出金・預金等から生じ
	 る金利リスクをデリバティブ取引を用い	- る金利リスクをデリバティブ取引を用い
	て総体で管理する従来の「マクロヘッ	て総体で管理する従来の「マクロヘッ
	ジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マク	ジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マク
	ロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ	ロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ
	手段等の残存期間・平均残存期間にわ	手段等の残存期間・平均残存期間にわ
	たって、資金調達費用又は資金運用収益	たって、資金調達費用又は資金運用収益
	等として期間配分しております。	等として期間配分しております。
	なお、当事業年度末における「マクロ	なお、当事業年度末における「マクロ
	ヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は	ヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は
	10,656百万円(税効果額控除前)、繰延	4,228百万円(税効果額控除前)、繰延
	ヘッジ利益は11,773百万円(同前)であ	ヘッジ利益は4,223百万円(同前)であ
	ります。	ります。
	っこっ。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ
	外貨建子会社株式及び外貨建その他有	同左
	価証券(債券以外)の為替変動リスクを	1-3-22
	ヘッジするため、事前にヘッジ対象とな	
	る外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該	
	外貨建有価証券について外貨ベースで取	
	得原価以上の直先負債が存在しているこ	
	と等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッ	
	ジ及び時価ヘッジを適用しております。	
	フ及び時間ペックを適用してありよす。 (八)内部取引等	(八)内郊取引等
	(ハ)内部取り守 デリバティブ取引のうち特定取引勘定	(八)内部取引等 同左
		四左
	とそれ以外の勘定との間の内部取引につ	
	いては、ヘッジ手段として指定している	
	金利スワップ取引等に対して、業種別監	
	査委員会報告第24号に基づき、恣意性を 地路上競技会・いご選挙が可能は初める	
	排除し厳格なヘッジ運営が可能と認めら	
	れる対外カバー取引の基準に準拠した運	
	営を行っているため、当該金利スワップ	
	取引等から生じる収益及び費用は消去せ	
	ずに損益認識又は繰延処理を行っており	
	ます。	
	なお、一部の資産・負債については、	
	個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行って	
	おります。	
9 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、	同左
	税抜方式によっております。	

【会計方針の変更】

【会計方針の変更】	
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業 会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は19,367 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は12,515百万 円減少、「繰延税金資産」は1,419百万円増加、「貸倒引 当金」は18,536百万円減少し、「経常利益」および「税引 前当期純利益」は、それぞれ13,104百万円増加しておりま す。	
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企 業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務 に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、「経常利益」は1,261百万円増加、「税引 前当期純利益」は411百万円減少しております。また、当 会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去

債務の変動額は1,760百万円であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)

1.関係会社の株式総額

282,673百万円 1

2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは275,030百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は50,087百万円、延滞 債権額は507,005百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,134百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,596百万 円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

当事業年度 (平成23年3月31日)

1. 関係会社の株式総額

282,673百万円

2 . 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは429,875百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は29,000百万円、延滞 債権額は518,994百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24,937百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支 払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸 出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであ ります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は244,701百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであ ります。

前事業年度 (平成22年3月31日)

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は813,824百万円で あります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、238,766百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産	272,925百万円
有価証券	5,309,223百万円
貸 出 金	3,526,159百万円
その他資産	1,525百万円

担保資産に対応する債務

預 金	478,052百万円
コールマネー	955,200百万円
売現先勘定	635,326百万円
債券貸借取引受入担保金	1,452,372百万円
借用金	2,105,774百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,140,247百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他の資産」のうち保証金は58,186百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。

当事業年度 (平成23年3月31日)

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額 及び貸出条件緩和債権額の合計額は817,635百万円で あります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引 当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、203,380百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券	6,522,300百万
	円
貸 出 金	4,970,548百万円
その他資産	1.431百万円

担保資産に対応する債務

預 金	536,893百万円
コールマネー	831,700百万円
債券貸借取引受入担保金	1,174,557百万円
借用金	5,196,180百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,133,614百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他の資産」のうち保証金は56,704百万円、その他の証拠金等は190百万円であります。

前事業年度 (平成22年3月31日)

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,787,187百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,195,273百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相 当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地 の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用 の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

149,226百万円

当事業年度 (平成23年3月31日)

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,687,849百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,143,514百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相 当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地 の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用 の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

158,058百万円

前事業年度 (平成22年3月31日)

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 571,444百万円
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 35,191百万円
- 13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金892,638百万円が含まれております。
- 14. 社債は全額劣後特約付社債であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,088,562百万円であります。
- 16. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第四回第四種優先株式 1株につき47,600円 第五回第五種優先株式 1株につき42,000円 第十回第十三種優先株式 1株につき16,000円

- 17. 関係会社に対する金銭債権総額 907,756百万円
- 18. 関係会社に対する金銭債務総額 912,763百万円

当事業年度 (平成23年3月31日)

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 586,450百万円
- 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 34,504百万円
- 13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金809,036百万円が含まれております。
- 14. 社債は全額劣後特約付社債であります。
- 15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は980.642百万円であります。
- 16. 配当制限

同左

- 17. 関係会社に対する金銭債権総額 995,747百万円
- 18. 関係会社に対する金銭債務総額 916,857百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年 3 月31日)	至 平成23年 3 月31日)
1.「その他の経常収益」には、睡眠預金の収益計上額	1 . 「その他の経常収益」には、睡眠預金の収益計上額
11,454百万円を含んでおります。	8,852百万円、未払債券の収益計上額6,797百万円、土
	地建物賃貸料4,086百万円を含んでおります。
2 . 「その他の経常費用」には、株式関連派生商品費用	
20,536百万円を含んでおります。	
	3 . 「その他の特別利益」には、貸倒引当金純取崩額
	17,213百万円を含んでおります。
	4 . 「その他の特別損失」は、会計方針の変更に記載
	した資産除去債務に関する会計基準適用による影響
	額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当ありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千 株)	当事業年度減少 株式数(千 株)	当事業年度末 株式数(千 株)	摘要
自己株式					
第四回第四種優 先株式		64		64	注 1
第五回第五種優 先株式		85		85	注 2
第十回第十三種 優先株式		3,572	1,772	1,799	注 3
合計		3,722	1,772	1,949	

- 注1.第四回第四種優先株式の自己株式の増加は平成23年3月22日の取得請求によるものであります。
- 注2.第五回第五種優先株式の自己株式の増加は平成23年3月22日の取得請求によるものであります。
- 注3.第十回第十三種優先株式の自己株式については、平成23年3月22日に取得請求により1,799千株増加、 平成23年3月25日に自己株式を処分したことにより1,772千株減少、平成23年3月28日に取得請求により 1,772千株増加したものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日		当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日		
至 平成22年3月		至 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
1.ファイナンス・リース取引		1.ファイナンス・リース取引		
・所有権移転外ファイナンス・リ	ース取引	・所有権移転外ファイナンス・リース取引		
リース資産の内容		リース資産の内容		
(ア)有形固定資産		(ア)有形固定資産		
動産であります。		同左		
(イ)無形固定資産		(イ)無形固定資産	(イ)無形固定資産	
ソフトウェアであります。		同左		
リース資産の減価償却の方法		リース資産の減価償却の方法		
重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に		同左		
記載のとおりであります。				
2.オペレーティング・リース取引		2 . オペレーティング・リース取引		
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの		・オペレーティング・リース取引のうち解約不能	ものもの	
に係る未経過リース料		に係る未経過リース料		
1 年内	12,225百万円	1年内 11,278頁	万円	
1 年超	34,676百万円	1年超 23,730萬	万円	
合計	46,902百万円	合計 35,009 配	万円	

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)		差額(百万円)	
子会社株式	88,274	61,902	26,371	
合計	88,274	61,902	26,371	

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	
子会社株式	191,591	
関連会社株式	2,807	
合計	194,399	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

貸借対照表計上額 (百万円)		時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	88,274	52,659	35,614
合計	88,274	52,659	35,614

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	
子会社株式	191,591	
関連会社株式	2,807	
合計	194,399	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

(祝知未会計)()			
前事業年度 (自 平成21年4月1日		当事業年度 (自 平成22年4月1日	
至 平成22年3月31日)		至 平成23年3月31日)	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別の
内訳		内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度	237,026百万円	貸倒引当金損金算入限度	209,927百万円
超過額	201,020Д7111	超過額	200,021 [[7]]
繰越欠損金	168,652	繰越欠損金	86,814
有価証券償却損金算入限度 超過額	253,441	有価証券償却損金算入限度 超過額	248,999
その他	211,685	その他	240,989
—————————————————————————————————————	870,805	繰延税金資産小計	786,732
評価性引当額	435,517	評価性引当額	381,725
— 繰延税金資産合計	435,288	操延税金資産合計	405,006
繰延税金負債		繰延税金負債	
前払年金費用	127,668	前払年金費用	119,038
その他	56,772	その他	50,141
繰延税金負債合計	184,441	繰延税金負債合計 169,18	
- 繰延税金資産の純額	250,847百万円	繰延税金資産の純額	235,826百万円
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率		2.法定実効税率と税効果会計適用後の	刀法人税等の負担率
との間に重要な差異があるときの、当	移差異の原因と	との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因と
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
評価性引当額の減少	25.3	評価性引当額の減少	25.6
受取配当金等永久に益金に算	5.1	受取配当金等永久に益金に算	2.7
入されない項目	3. .	入されない項目	
交際費等永久に損金に算入され		交際費等永久に損金に算入され	
ない項目	0.5	ない項目	0.3
その他	2.0	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の	12.6%	税効果会計適用後の法人税等の	12.8%
負担率		負担率	

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	209,175.43	204,949.57
1 株当たり当期純利益金額	円	20,093.34	32,806.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	円		32,206.75

(注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 平成22年 3 月31日	当事業年度末 平成23年 3 月31日
純資産の部の合計額(百万円)	1,596,823	2,050,771
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	666,661	4
(うち優先株式払込金額)	660,000	4
(うち優先配当額)	6,661	0
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	930,162	2,050,767
1株当たり純資産額の算定に用いられ た期末の普通株式の数(千株)	4,446	10,006

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1 株当たり当期純利益金額		,	,	
当期純利益	百万円	96,004	149,821	
普通株主に帰属しない金額	百万円	6,661	0	
うち優先配当額	百万円	6,661	0	
普通株式に係る当期純利益	百万円	89,342	149,821	
普通株式の期中平均株式数	千株	4,446	4,566	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益				
金額				
当期純利益調整額	百万円		0	
うち優先配当額	百万円		0	
普通株式増加数	千株		85	
うち優先株式	千株		85	
希薄化効果を有しないため、				
潜在株式調整後1株当たり当				
期純利益金額の算定に含めな				
かった潜在株式の概要				

^{3.} なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

【附属明細表】

当事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
土地	388,266	-	212	388,053	-	-	388,053
建物	572,114	29,433	6,856	594,691	334,493	17,293	260,198
リース資産	19,730	8,832	6,819	21,743	9,075	2,897	12,668
建設仮勘定	19,971	40,598	35,200	25,369	-	-	25,369
その他の有形固定資産	299,102	20,820	14,631	305,292	242,881	19,856	62,410
有形固定資産計	1,299,185	99,685	63,720	1,335,150	586,450	40,048	748,700
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	197,670	98,124	40,065	99,545
リース資産	-	-	-	3,074	277	110	2,796
その他の無形固定資産	-	-	-	116,280	2,256	53	114,023
無形固定資産計	-	-	-	317,024	100,658	40,230	216,366

- (注)1.営業用以外の土地、建物は、貸借対照表科目では「その他の有形固定資産」に計上しております。
 - 2.「その他の無形固定資産」には、制作途中のソフトウェア等を計上しております。
 - 3.無形固定資産の金額は、資産の総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	440,887	403,089	20,583	* 420,303	403,089
一般貸倒引当金	319,394	284,166	-	* 319,394	284,166
個別貸倒引当金	121,493	118,923	20,583	* 100,909	118,923
うち非居住者向け債権分	5,123	3,179	-	* 5,123	3,179
投資損失引当金	26	14	2	* 23	14
賞与引当金	8,647	9,070	8,647	-	9,070
睡眠預金払戻損失引当金	13,548	14,079	-	* 13,548	14,079
債券払戻損失引当金	10,824	13,344	-	* 10,824	13,344
計	473,934	439,597	29,234	444,700	439,597

(注) * 洗替による取崩額

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,620	1,830	1,610	9	1,830
未払法人税等	513	515	511	2	515
未払事業税	1,106	1,314	1,099	7	1,314

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成23年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金2,671,875百万円、他の銀行への預け金722,184百万円その他でありま

す。

その他の証券 外国証券1,092,418百万円その他であります。

前払費用 営業経費6,525百万円その他であります。

未収収益 貸出金利息29,060百万円、有価証券利息配当金23,671百万円その他であります。

その他の資産 金融安定化拠出基金等への拠出金157,021百万円、保証金権利金56,704百万円、未収金

44,302百万円その他であります。

負債の部

その他の預金 外貨預金1,058,002百万円、別段預金916,115百万円その他であります。

未払費用 預金利息28,758百万円、営業経費11,156百万円、借用金利息6,823百万円その他でありま

す。

前受収益 貸出金利息33,473百万円その他であります。

その他の負債 未払金465,841百万円、未払債券元金150,240百万円その他であります。

(3)【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで			
定時株主総会	6月中			
基準日	3月31日			
株券の種類	1 株券、10株券、100株券及び必要に応じ100株を超える株数を表示した 株券			
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日			
1 単元の株式数				
株式の名義書換え				
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部			
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社			
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店			
名義書換手数料	無料			
新券交付手数料	株券1枚につき 250円			
株券喪失登録に伴う手数料	1 . 株券喪失登録請求 1 件につき10,000円 2 . 喪失登録する株券 1 枚につき 500円			
端株の買取り				
取扱場所				
株主名簿管理人				
取次所				
買取手数料				
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.mizuhobank.co.jp/			
 株主に対する特典	ありません			
	5.76 E70			

⁽注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

[「]当銀行の全部の種類の株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項ありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成22年4月23日関東財務局長に提出。

事業年度(第7期)(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及び その確認書であります。

(2) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成22年4月23日関東財務局長に提出。

事業年度(第8期中)(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)の半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度(第8期)(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月23日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

事業年度(第9期中)(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)平成22年11月26日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成23年3月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成23年3月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換に関する基本合意書締結)の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成23年5月2日関東財務局長に提出。

平成23年3月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(8) 臨時報告書

平成23年5月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(9) 臨時報告書

平成23年6月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当ありません。

平成22年6月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

ᅵᅵ

⁽注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

^{2.}連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。

平成23年6月17日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換により、株式会社みずほ銀行の完全子会社とすることを決定し、株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

^{2.} 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成22年6月21日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎 として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と しての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎 を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

N F

⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成23年6月17日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 雅和

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴森 寿士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当 監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎 として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と しての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎 を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

N F

⁽注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれておりません。